

越谷市行政経営審議会委員委嘱式及び 令和6年度第1回越谷市行政経営審議会

日時:令和6年(2024年)8月19日(月)午後2時30分～

場所:越谷市役所本庁舎4階 庁議室

— 次 第 —

【越谷市行政経営審議会委員委嘱式】

【令和6年度第1回越谷市行政経営審議会】

- 1 開会
- 2 審議会会長及び会長職務代理者の選出
- 3 諮問 「使用料等のあり方に関する基本方針」の改定案について
- 4 議事
 - (1)協議事項
「使用料等のあり方に関する基本方針」の改定案について
 - (2)報告事項
 - ① 第5次越谷市総合振興計画前期基本計画に係る令和5年度進捗状況について(政策課)
 - ② 第7次越谷市行政改革大綱実施計画 令和5年実績報告書(案)について(行政管理課)
 - ③ 事務事業評価(事後評価)実施結果(令和5年度実施事業)報告書(案)について(行政管理課)
- 5 その他
- 6 閉 会

使用料等のあり方に関する基本方針 新旧対照表

資料1-1

改正案	現行
1 使用料等に対する基本的な考え方 (1) 受益者負担の原則 使用料等は、特定の方が行政サービスを利用し受益関係が生じる場合、当該サービスを利用する方としない方との公平性を図るなどの理由から、利用する方からその提供に要する費用の一部負担を求めることを原則とします。 (2) 算定方法の明確化 行政サービスの利用者に適正な負担を求めるため、施設利用や役務の提供に係る費用、負担する内容など、使用料等の算定方法を明確にし、透明性を確保します。 (3) 行政サービス向上の取組 受益者負担の原則を踏まえ、事務の効率化や経費削減を図り、効率的で効果的な行政サービスの提供に努めます。また、公の施設は、市民の利用に供する目的で整備されたものであり、市民に広く開かれた施設運営が求められることから、市民の利用満足度や施設稼働率の向上を図ります。 2 使用料等の定義 地方自治法(以下「法」)において、使用料及び手数料の目的や性質等は以下のとおりです。	【使用料等に対する基本的な考え方】 法律により、財・サービスの受益者に使用料等を負担させてはならないとする道路、義務教育施設、都市公園、図書館等を除く財・サービスに対しては、財・サービスを受ける方と受けない方との公平性を図るなどの理由から、財・サービスを受ける方からその提供に要する費用(コスト)の一部負担を求めることを原則とします。 この場合、施設本体の使用料とは別に、また、施設本体の使用料を無料にしているものでも、施設内の特定の設備(例えば、冷暖房設備、音響設備、憩い・慰安、娯楽の類の設備等)を提供する際は、その財・サービスの受益が大きいと認めるものについて、一部負担を求めるものとします。 更には、現に、財・サービスの受益者に使用料等を求めている場合であっても、そのことの恒久化を是認するものではなく、常に見直しを図るものとします。 1 使用料等の地方自治法上の位置付け 地方自治法(以下「法」)では、地方税を除く収入を「分担金」、「使用料」、「旧慣使用の使用料及び加入金」及び「手数料」とし、これら金銭債権の目的や性質等は以下のとおりです。 (1) 分担金(負担金)※法第224条 普通地方公共団体は、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件(=事業)に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において分担金を徴収することができるものとされています。 この規定は、受益者負担の考え方を法律の条文に明確に示したものです。 分担金は、ある財・サービスの提供に係る対価という性質ではなく、特定の事業費の一部をその利益を受ける方に負担してもらうという性質を帯びています。具体例としては、「公共下水道事業受益者負担金」等です。

使用料等のあり方に関する基本方針 新旧対照表

改正案	現行
(1) 使用料 使用料は、行政財産の使用又は公の施設の利用に対し徴収できるものです。(法第225条) 公の施設を利用することでの対価という性質を帯びています。 具体例としては、「公共下水道使用料」、「体育館使用料」、「地区センター・公民館使用料」、「行政財産使用料(土地又は建物を、電柱・電話柱等の電気通信施設の設置、あるいは自動販売機の設置として)」等多岐に及びます。 その他使用料と称するもの以外に、観覧料(児童館コスモス・プラネタリウム)、入館料(大間野町旧中村家住宅)、入園料(日本庭園花田苑、キャンベルタウン野鳥の森、アリタキ植物園)等の名称の使用料があります。 (2) 手数料 手数料は、地方公共団体の事務で特定の者(＝直接利益を受ける者)のためにするものに対し、徴収できるものです。(法第227条) 各種書類等の申請、発行、届出等に係る手数料は、特定の者(例えば、申請人)に対して提供する役務の対価(＝事務手数料等)という性質を帯びています。 具体例としては、「し尿処理手数料」、「行政手数料」等多岐に及びます。	(2)使用料 ※法第225条 普通地方公共団体は、行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができますとされています。 公の施設を利用することでの対価という性質を帯びています。 具体例としては、「公共下水道使用料」、「体育館使用料」、「地区センター・公民館使用料」、「行政財産使用料(土地又は建物を、電柱・電話柱等の電気通信施設の設置、あるいは自動販売機の設置として)」等多岐に及びます。 その他、○○使用料と称するもの以外に、観覧料(児童館コスモス・プラネタリウム)、入館料(大間野町旧中村家住宅)、入園料(日本庭園花田苑、キャンベルタウン野鳥の森、アリタキ植物園)等の名称の使用料があります。 (3)手数料 ※法第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者(＝直接利益を受ける者)のためにするものについて手数料を徴収することができますとされています。 文字どおり、特定の者(例えば、申請人)に対して提供する役務の対価(＝事務手数料等)という性質を帯びています。 具体例としては、「し尿処理手数料」、「行政手数料」等多岐に及びます。 地方自治法上の税外収入 

使用料等のあり方に関する基本方針 新旧対照表

改正案	現行
3 使用料等の原価の考え方 使用料等の算定は、法律等によりその方法が定められている保育所保育料、養護老人ホーム使用料、市営住宅家賃等を除き、以下の方法に拠るものとします。 (1) 使用料等の算定手順 使用料等の算定手順は、まず、当該行政サービスに係る「原価」を算出します。 次に、その原価の何割を行政サービスの受益者に負担していただくかの「受益者負担割合」を決めて仮の単価を算出します。 最後に、近隣自治体等の類似する行政サービスの単価や市場単価などを比較考慮して、使用料等の最終単価(※単位あたりの単価)を求めます。 ●使用料等の算式 原価 × 受益者負担割合 ± 近隣等比較考慮 = 使用料等 (2) 原価算定の対象経費 原価に含める経費は、人に係る経費(人件費)、モノに係る経費(物件費)、その他の経費(減価償却費等)に係る経費とします。 また、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者の決算額を上記に準じて用いることとします。	2 使用料等の原価(コスト)の考え方 使用料等の算定は、法律等によりその方法が定められている保育所保育料、養護老人ホーム使用料、市営住宅家賃等を除き、以下の方法に拠るものとします。なお、ここに示した考え方は旧基本方針と変わりありません。 (1) 使用料等価額の算定手順とコストの範囲 使用料等の価額を算定する手順は、まず、当該財・サービスに係る「原価」を算出します。 次に、その原価の何割を財・サービスの受益者に負担していただくかの「受益者負担割合」を決めて仮の価額を算出します。 最後に、近隣や同格自治体等の類似する財・サービスの価額を比較考慮して、使用料等の最終価額(※単位あたりの価額)を求めます。 ●使用料等の算式 原価 × 受益者負担割合 ± 近隣等比較 = 使用料等 事務事業に係るコストは、大きく「職員人件費」、「事業費」、「減価償却費」に分類できます。 ①職員人件費の考え方 職員人件費の平均額に人工(※にんく:当該サービスの事務を担当する職員の当該事務に費やす事務量のことで、当該職員の年間の総事務量の何%を占めるか)を乗じます。 例えば、直近年度における職員1人あたりの平均人件費が842万5千円とし、A施設の管理を担当する職員の年間の総事務量に占めるA施設の管理事務に費やすボリュームが12%のとき、人工は0.12となり、人件費は101万1千円(842万5千円×0.12)になります。

使用料等のあり方に関する基本方針 新旧対照表

改正案

【対象経費】

種 別	内 容	
施設の管理運営に係る経費	人に係る経費 (人件費)	人件費の平均額に人工(※にんく:当該サービスの事務を担当する職員の当該事務に費やす事務量のことで、当該職員の年間の総事務量の何%を占めるか)を乗じる。
	モノに係る経費 (物件費)	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、施設・設備の保守点検委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費など、通常の施設の管理運営に係る費用
	その他の経費 (減価償却費)	建物等の減価償却費の当該年度分 ※減価償却費を算入する場合は、市民への影響を配慮するとともに、事務の煩雑を避けるなどの理由から、施設、設備(償却資産)ともに取得価額を1千万円以上とする。
施設の建設(取得)に係る経費	公の施設の建設(取得)に要した経費	

【対象外経費】

種 別	内 容
施設の用地	施設の用地としての土地は、使用することで劣化や減価を来たすものではないため、用地の取得費は経費に含めないものとする。
災害等により要した経費	災害等により生じた災害の復旧や避難所としての活用など、公の施設本来の設置目的と異なる一時的な経費

現行

職員1人当たりの1年間の総事務量＝1.0人工(※にんく)

当該サービスに係る人工
0.12人工

担当者

別の仕事に係る人工
0.88人工

②事業経費の考え方

事業に係る経費には、「賃金」、「旅費」、「需用費」、「役務費」、「委託料」、「使用料及び賃借料」、「備品購入費」等があります。

③減価償却費の考え方

A 施設・構築物、設備、備品等

民間企業では、社屋や工場、機械設備などの経費を商品コストに反映させますが、行政も同様に、財・サービスを提供するためのツールとして整備する公の施設や設備等の経費はコストとして使用料等の価額に反映させることになります。
この場合、施設等は経年劣化することから、通常その資産価値は漸次減少し、最終的には価値ゼロ(＝1円 ※かつては価値を残存させていた)になるので、建築等のコストもこれに合わせて、価値ゼロの年まで平準化(＝均等化)させる会計処理がとられます。それは、施設等の利用者に施設等の経費を公平に負担してもらう考えでもあります。
価値ゼロになるまでの時間(＝耐用年数)は、資産の種類・性質ごとに決められており(耐用年数表)、当該資産の取得原価を耐用年数で除した額が減価償却費です。
例えば、建築費1億円の鉄骨造の体育館の耐用年数が34年とすると、減価償却費は、毎年294万1千円(1億円÷34年)を計上することになります。

使用料等のあり方に関する基本方針 新旧対照表

改正案

現行

初年度3年度目・・・10年度目・・・20年度目・・・30年度目・・・34年度目

(万円)294.1294.1294.1294.1294.1294.1

減価償却資産の耐用年数の一例

種 類	構造又は用途	細 目	耐用年数
建 物	金属造（肉厚 4 ㎜超）	事務所用	3 8 年
		学校用、体育館用	3 4 年
		旅館用、病院用	2 9 年
器具及	金属製の事務机・椅子・キャビネット		1 5 年
び備品		冷暖房用機器	6 年

※「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より抜粋

しかし、実際の使用料等の価額を算出するに当たっては、施設等の建築費を経費として算入する場合と算入しない場合が考えられます。

使用料等の経費に公の施設の建築費を含めるかどうかの判断基準は、当該施設が目的とするサービスの提供に直接的な関係があるかが大きく関わってきます。例えば、住民票の交付事務は市庁舎はじめ、南・北の出張所や地区センター等でも行っていますが、これらの施設は住民票交付の目的のためだけに整備されたわけではありませんので、市庁舎等の建築費を住民票交付事務のために要する経費と見ることは適当ではありません。一方、武道場は武道を目的として整備されたものですから、その建設等の費用を使用料の経費と捉えることができます。なお、減価償却費を算入する場合は、市民への影響に配慮し、また、事務の煩雑を避けるなどの理由から、施設、設備（償却資産）ともに取得価額を1千万円以上とします。

また、施設には常に修繕等の維持費がかかっていますので、耐用年数経過後もコストから減価償却費を除くことなく計上します。

B 施設の用地

施設の用地としての土地は、使用することで劣化や減価を来すものではありませんので、用地の取得費は経費に含めないものとします。

また、土地そのものの活用が行政サービスのツールになっている、例えば、野球場や庭球場等の場合でも同様に扱うものとします。

5

使用料等のあり方に関する基本方針 新旧対照表

改正案	現行
(3) 使用料原価計算の標準式 ①貸室の場合 地区センター・公民館、市民会館等における会議室の貸出しなど、一定のスペースを提供する施設は、次のとおり算出します。 $\frac{(\text{人に係る経費} + \text{モノに係る経費} + \text{その他の経費}) \div \text{当該施設の延床面積} \div \text{年間供用時間} \times \text{貸付面積} \times \text{貸付時間}}{= \text{使用料原価} (\text{円} / \text{㎡} \cdot \text{時間})}$ ②個人利用の場合 温水プールや動・植物園、観光施設等の不特定多数の個人が利用する施設は、次のとおり算出します。 $\frac{(\text{人に係る経費} + \text{モノに係る経費} + \text{その他の経費}) \div \text{年間利用者数} (\text{*直近3ヵ年の平均値})}{= \text{使用料原価} (\text{円} / \text{人})}$ (4) 手数料原価計算の標準式 手数料については、次のとおり算出します。 $\frac{(\text{1分間当たりの職員人件費} \times \text{処理時間}) + (\text{その他の費用} \div \text{処理件数})}{= \text{手数料原価} (\text{円} / \text{件})}$	(2) 原価計算の標準式 ア.施設使用料等の場合①(※部屋貸しの類) $(\text{人に係る経費} + \text{モノに係る経費} + \text{その他の経費}) \div \text{当該施設の延床面積} \div \text{年間供用時間} \times \text{貸付面積} \times \text{貸付時間} = \text{単位使用料等原価} (\text{円} / \text{㎡} \cdot \text{時間}) + \text{消費税負担分}$ ●使用料等原価の計算例(地区センターの50㎡の会議室の2時間の使用料) $\frac{(\text{職員人件費} 0.5 \text{ 人工} \cdot 400 \text{ 万円} + \text{委託費} 100 \text{ 万円} + \text{減価償却費} 100 \text{ 万円}) \div \text{延床面積} 50 \text{ ㎡} \div \text{年間稼働時間} 3,900 \text{ 時間} \times 50 \text{ ㎡} \times 2 \text{ 時間}}{= 300 \text{ 円} (\text{使用料原価}) + \text{消費税負担分}}$ イ.施設使用料等の場合②(※個人利用の類) $(\text{人に係る経費} + \text{モノに係る経費} + \text{その他の経費}) \div \text{年間利用者数} (\text{*直近3ヵ年の平均値}) = \text{単位使用料等原価} (\text{円} / \text{人}) + \text{消費税負担分}$ ●使用料等原価の計算例②(温水プールの使用料) $\frac{(\text{職員人件費} 0.1 \text{ 人工} \cdot 80 \text{ 万円} + \text{事業費} 5,000 \text{ 万円} + \text{減価償却費} 1,000 \text{ 万円}) \div \text{年間利用者数} 100,000 \text{ 人} (\text{直近3ヵ年の平均})}{= 600 \text{ 円} (\text{使用料原価}) + \text{消費税負担分}}$ ウ.行政手数料の場合 $(\text{1分間当たりの職員人件費} \times \text{処理時間}) + (\text{その他の費用} \div \text{処理件数}) = \text{単位手数料原価} (\text{円} / \text{件})$ ●行政手数料原価の計算例(証明書交付手数料) $\frac{(\text{1分間当たりの職員人件費} 48 \text{ 円} \times \text{処理時間} 5 \text{ 分}) + (\text{その他の費用} 100 \text{ 万円}) \div \text{年間処理件数} 10,000 \text{ 件} (\text{直近3ヵ年の平均})}{= 340 \text{ 円} (\text{手数料原価})}$

使用料等のあり方に関する基本方針 新旧対照表

改正案	現行
4 受益者負担割合の考え方 (1) 使用料 施設の性質別分類と受益者負担割合は、以下に示す縦・横二つの判断軸の相関性によって決定します。すなわち、「民間施設の代替性」と「市民生活における必需性」の程度の両面から判断して受益者負担割合を決定します。	3 受益者負担の考え方 受益者負担は、財・サービスの提供に要する費用の一部を、その受益者に求めるものです。法令等によって受益者負担を求めることを禁じ、又は社会通念上等に照らして、受益者負担を求めることは適当ではないとする財・サービスを除く財・サービスの提供に当たっては、原則として受益者負担を求めることとします。 この考え方は、財・サービスの利益を“受ける者”と“受けざる者”との負担の公平化と財政負担の健全化を図るものです。 (1)受益者負担の捉え方 財・サービスの提供の対価(＝使用料等)を「行政(公費)」と「受益者(自己負担)」が、いかなる割合で負担し合うかが受益者負担の考え方です。 公共下水道整備事業を例にとると、公共下水道事業は、「雨水処理」と「下水処理」に分かれており、雨水の処理は、水害に対応する治水対策上の目的から、全額公費で賄っています(雨水－公費の原則)。 一方、下水(汚水)の処理は、公共下水道施設を整備した区域内の者のみが利用できるものですから、その費用の一部を、公共下水道施設の整備区域内の者から「公共下水道事業受益者負担金」として負担してもらうものです(汚水－私費の原則)。 (2)マトリックス図の構造と受益者負担割合の考え方 マトリックスの構造と受益者負担割合は、次ページに示す縦・横二つの判断軸の相関性によって決めます。すなわち、施設の性質を「受益者の特定度」と「整備の必須度」の両面から判断して受益者負担割合を決めます。

使用料等のあり方に関する基本方針 新旧対照表

改正案

① 民間施設の代替性

縦軸の「民間施設の代替性」とは、市側の原理で、当該施設の「民間による施設提供の代替性の程度」(高～低)を判断します。

判断の程度	性質
高 ↑ ↓ 低	民間においても同種・類似のサービスが提供される施設
	民間においては同種・類似のサービスの提供がない又は少ない施設

② 市民生活における必要性

横軸の「市民生活における必要性」とは、利用者側の原理で、当該施設の「日常生活における必要性の程度」(高～低)を判断します。

判断の程度	高	←	→	低
性質	・日常生活において、ほとんどの市民に必要とされる施設 ・世代等に関係なく、広く市民に必要とされる施設			・生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするための施設 ・個人の意思で選択的に利用する施設

現行

■整備の必須度の判断

縦軸の「整備の必須度」とは、市側の原理で、当該施設の整備の「必然性の程度(高～低)」を判断します。

判断の程度	判断の要件の例
高 ↑ ↓ 低	例えば、 ▶施設の整備が義務又は義務的なもの ▶施設を整備することの公益性が高い ▶施設を整備することの必然性が高い ▶施設が市民自治の醸成や活動の場としての性格が強い などから判断します
	例えば、 ▶施設の整備の義務色が薄い ▶民間に同種の施設がある ▶施設の整備が行政の守備範囲としては低い ▶施設が趣味や運動、レクリエーション等の場としての性格が強い などから判断します

■受益者の特定度の判断

横軸の「受益者の特定度」とは、利用者側の原理で、当該施設の「用途の特化性の程度(高～低)」を判断します。

判断の程度	低	←	→	高
判断の要件の例	例えば、 ▶施設の利用に当たって利用者が特定されない などから判断します			例えば、 ▶用途が特化した施設ゆえに利用者が特定される などから判断します

8

使用料等のあり方に関する基本方針 新旧対照表

改正案

③施設の性質別分類

民間施設の代替性	高	第Ⅲ類 受益者負担率75% 日常生活においてほとんどの市民が必要とする施設で、民間でも類似サービスの提供が可能な施設	第Ⅰ類 受益者負担率100% 生活や余暇をより快適で潤いのあるものにし、個人の選択で利用される施設で、民間でも類似サービスの提供が可能な施設
	低	第Ⅳ類 受益者負担率50% 日常生活においてほとんどの市民が必要とする施設で、民間では類似サービスの提供がない又は少ない施設	第Ⅱ類 受益者負担率75% 生活や余暇をより快適で潤いのあるものにし、個人の選択で利用される施設で、民間では類似サービスの提供がない又は少ない施設

高

市民生活における必需性

低

施設の振分け	第Ⅲ類 コミュニティセンター	第Ⅰ類 温水プール・トレーニングルーム、越谷駅東口駐車場、庭球場、相撲場、児童館
	第Ⅳ類 地区センター・公民館、交流館、市民活動支援センター、男女共同参画支援センター、旧中村家住宅、老人福祉センター、市民会館、科学技術体験センター・ミラクル	第Ⅱ類 サッカー場、野鳥の森、アリタキ植物園、能楽堂、花田苑、総合体育館、地域体育館、ソフトボール場、弓道場、洋弓場、しらこぼと運動公園競技場、野球場、総合公園多目的運動場

※この表にない施設又は新規施設については、この表を踏まえ受益者負担割合を決定する。

現行

(3)マトリックス図(受益者負担割合と施設の分類)

整備の必須度	高	第Ⅰ類 受益者負担率は25%以上50%未満 整備の必須度が高く受益者の特定度が低い施設 個々の施設の負担率を25%から49%の間で設定	第Ⅱ類 受益者負担率は50%以上75%未満 整備の必須度も受益者の特定度もどちらかといえば高い施設 個々の施設の負担率を50%から74%の間で設定
	低	第Ⅲ類 受益者負担率は50%以上75%未満 整備の必須度も受益者の特定度もどちらかといえば低い施設 個々の施設の負担率を50%から74%の間で設定	第Ⅳ類 受益者負担率は75%以上100%以下 整備の必須度が高くなく受益者の特定度が高い施設 個々の施設の負担率を75%から100%の間で設定

低

受益者の特定度

高

施設の振分け	第Ⅰ類 地区センター・公民館、交流館、市民活動支援センター、障がい者福祉施設、男女共同参画支援センター	第Ⅱ類 産業雇用支援センター、旧中村家住宅、老人福祉センター、児童館
	第Ⅲ類 市民会館、科学技術体験センター・ミラクル	第Ⅳ類 コミュニティセンター、あだたら高原少年自然の家、能楽堂、花田苑、野鳥の森、アリタキ植物園、総合体育館、地域体育館、サッカー場、ソフトボール場、プール・トレーニングルーム、弓道場、洋弓場、競技場、総合公園多目的運動場、庭球場、野球場、相撲場、越谷駅東口駐車場

※この表にない施設又は新規施設はこの表から類推して分類するものとする。

9

使用料等のあり方に関する基本方針 新旧対照表

改正案	現行
(2) 手数料 手数料は、特定の者に対して提供する役務の対価という性質から、受益者負担割合は原則100%とします。 5 使用料等の算出式 原価計算の標準式の使用料については、その原価に施設の性質ごとの受益者負担割合等を、また、手数料についても受益者負担割合等をそれぞれ加味した使用料等は、次の式によります。 (1) 使用料の場合 使用料原価×受益者負担割合±近隣等比較考慮＝使用料(円/㎡・時間) ・会議室の貸出しなど、1㎡・1時間当たりの使用料から1室の使用料を算定した場合 ●使用料の計算例(50㎡の会議室を2時間借りた場合の使用料) 使用料原価300円×受益者負担割合(第IV類)50%＋近隣等比較考慮(+150円) ＝300円(使用料) ・温水プールの利用など、1人あたりの使用料を算出した場合 ●使用料の計算例(1人当たりの使用料) 使用料原価600円×受益者負担割合(第I類)100%－近隣等比較考慮(－200円) ＝400円(使用料) (2) 手数料の場合 手数料原価×受益者負担割合±近隣等比較考慮＝手数料(円/件) ・処理時間から1件当たりの手数料を算定するもの ●手数料の計算例(証明書等の手数料) 手数料原価340円×受益者負担割合100%－近隣等比較考慮(－240円) ＝100円(手数料)	4 使用料等の価額算出式 7ページの「(2)原価計算の標準式」のアとイの施設については、その原価に施設の性質毎の受益者負担割合等を、また、ウについても受益者負担割合等をそれぞれ加味した使用料等の価額は、次の式によります。 施設使用料の場合(アとイ) 使用料原価×受益者負担割合±近隣比較考慮＝使用料価額(円/㎡・時間) 行政手数料の場合(ウ) 手数料原価×受益者負担割合±近隣比較考慮＝手数料価額(円/件) ●使用料等価額の計算例(地区センターの50㎡の会議室の2時間の使用料) 使用料原価300円×受益者負担割合(第I類)25%＋近隣比較考慮(+125円)＝ 200円＝200円(使用料価額) ●使用料等原価の計算例(温水プールの使用料) 使用料原価600円×受益者負担割合(第IV類)100%＋近隣比較考慮(+40円)＝ 640円(使用料価額) ●行政手数料原価の計算例(証明書交付手数料) 手数料原価340円×受益者負担割合100%－近隣比較考慮(-240円)＝100円 (使用料価額)

使用料等のあり方に関する基本方針 新旧対照表

改正案	現行
6 使用料等の減額・免除の考え方 使用料等は、個別の行政サービスの受益者に一定の負担を求めるものであることから、基本的には全ての受益者に対して等しく扱うことが原則であり、減額や免除(以下「減免」)の措置はあくまでも例外の措置と言えます。 特に免除は、受益者負担を全く求めない、換言すれば全額公費で負担することになることから、受益がありながら負担を求めないことが、法令等で規定されているものや、広く社会的に受け入れられるものに限るものとします。 このことから、減免は以下の事由が考えられます。 考えられる減免事由 1号 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため利用する場合 2号 市の執行機関又は当該施設を管理する指定管理者が本来の業務遂行のため利用する場合 3号 市が1号に規定する団体に準ずると認める団体が公用若しくは公共用又は公益事業の目的で利用する場合 4号 生活保護を受けている者もしくは準ずる場合 5号 自然災害等により多大な経済的損失を受けたと市が認めた場合 6号 障害者基本法又は越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例に規定する障がい者、その介護者又は障害者団体が利用する場合 7号 前各号の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合 施設の設置管理に係る規程は、この基本方針の考え方に基づき、減免事由の設定に際しては、施設間で著しく不統一・不均衡にならないよう、適切なものとします。また、運用にあたっては、同様に扱うこととします。	5 使用料等の減額・免除の考え方 使用料等は、個別の財・サービスの受益者に一定の負担を求めるものですから、基本的には全ての受益者に対して等しく扱うことが原則であり、減額や免除(以下「減免」)の措置はあくまでも例外の措置と言えます。 特に免除は、受益者負担を全く求めない、換言すれば全額公費で負担することになりますから、受益がありながら負担を求めないことが、法令等で規定されているものや、広く社会的に受け入れられるものに限るものとします。 このことから、減免は以下の事由が考えられます。 考えられる減免事由 1号 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため利用する場合 2号 市の執行機関又は当該施設を管理する指定管理者が本来の業務遂行のため利用する場合 3号 市が1号に規定する団体に準ずると認める団体が公用若しくは公共用又は公益事業の目的で利用する場合 4号 生活保護を受けている者もしくは準ずる場合 5号 自然災害等により多大な経済的損失を受けたと市が認めた場合 6号 障害者基本法又は越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例に規定する障がい者、その介護者又は障害者団体が利用する場合 7号 前各号の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合 これらを減免の事由に掲げたのは次の理由からです。 ア、公的な団体が公共・公益の目的で利用するからです。 イ、障がい者等に対する経済的支援や社会参加の促進等の目的からです。 ウ、生活困窮者に対する経済的支援からです。 エ、損害を被った被災者(被害者)等に対する経済的支援等からです。 オ、その他の事情に対応できるようにするためです。 施設の設置管理に係る規程は、この基本方針の考え方に基づいた上、減免事由の設定に際しては、施設間で著しく不統一・不均衡にならないよう、適切なものとします。また、運用にあたっては、同様に扱うこととします。 公の団体による公の目的のための利用に対する考え方及び障がい者に対する考え方は、次のとおりです。

使用料等のあり方に関する基本方針 新旧対照表

改正案	現行
	●公の団体による公の目的のための利用に対する考え方 [越谷市地区センター設置及び管理条例施行規則]、[越谷市交流館設置及び管理条例施行規則]、[越谷市公民館設置及び管理条例施行規則]、[越谷市日本文化伝承の館設置及び管理条例施行規則]及び[越谷コミュニティセンター条例施行規則]では、減免事由の一つに、「公の団体による公のための利用」を掲げています。そのほか、[越谷市行政財産の使用料に関する条例]に掲げる減免事由は、「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため」としています。また、公共団体、公共的団体とは行政実例において、次のとおり定義されます。 ☞公共団体とは、普通地方公共団体、特別地方公共団体、協議会、公社、公団、事業団、土地改良区、健保組合、共済組合、公立の学校・病院等 必要な公権力の行使が認められている団体とされています。 ☞公共的団体とは、農業、漁業、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会館等の文化事業団体等、いやくも公共的な活動を営むものは全て含まれ、法人たると否とを問わないとされています。(※昭和24年1月13日行政実例) ☞また、公益法人もその具体的活動が公共的活動に及び限り公共的団体等に含まれるとされています。(※昭和34年12月行政実例) このような例規の規定や行政実例から、公用とは公共団体が自身の業務のために、公共用は公共的団体が公共の福祉のために、公益事業は公共の利益のための事業と整理できます。そして、公用若しくは公共用又は公益の共通項は事業の対象(相手)が“不特定多数”ということです。このことから、減免の条件を利用団体が「公的」であることと、利用目的に「公共性等」があることとします。 したがって、たとえ公共的な団体であっても公益性の無い(＝私的)事業活動であれば減免の対象から除外します。 ●障がい者(障がい者団体を含む)に対する減免の考え方 障がい者は、普段の生活で様々な経済的な負担や物理的障害に直面していることから、社会参加への機会の制約を余儀なくされているなどの現実があります。 「障害者基本法」及び「越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例」の規定からも、減免の措置は継続するものです。

使用料等のあり方に関する基本方針 新旧対照表

改正案

現行

6 超高齢社会における高齢者負担のあり方

これまで、一人の高齢者を経済的に支える世代は複数人いましたが、今後は、下表に示すとおり、高齢者人口が増え続けることで、高齢者層とそれを支える世代の層に大きな変化が生じます。すでに、わが国においても本市においても超高齢社会 が到来しています。そうした時代にあっては、既定・既存の“もの”の考え方や社会全体の様々なシステムに変化・変革を来たしてくるものと考えます。高齢者福祉のあるべき姿や高齢者に対する使用料等の負担のあり方について、負担の公平性や財政の視点等から、今後も注視していきます。

☆わが国の人口構成の推移(万人)

※総務省資料より作成

	1990年	2025年	2060年
総人口	1億2,361	1億2,066	8,674
20～64歳	7,590(61%)	6,559(54%)	4,105(47%)
65歳以上	1,489(12%)	3,658(30%)	3,464(40%)

7 その他

(1) 使用料の割増等の考え方

① 市外の方の利用

市外の方の施設利用に対して、正規の使用料を割増しする考え方があります。これは、施設の建設費等に本市の市税や市債等の市費が投じられていること、また、市民に施設の優先利用を確保することなどにあります。この場合、市外の方との単価の差は常識的な範囲でなければなりません。具体的には、埼玉県東南部5市1町(越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町)間で同一料金を認めている場合を除き、市民と市外の方の使用料の格差の幅は、施設の数や性質、使用料の性質等によっても異なることから、原則として2倍の範囲内で妥当な率とします。

② 入場料等を徴収するものの利用

施設利用者(申請者)が二次的利用者(客等)から入場料、聴視料、受講料等の名目で金銭を徴収する場合に、正規の使用料に割増しをする考え方があります。これは、施設利用者が営利目的で公の施設を利用することについて、公の施設の目的外利用として、通常の目的利用と格差をつける意味から妥当とします。ただし、「〇〇講座」の材料費の実費として金銭を徴収する場合はこの限りではありません。

7 使用料等の割増や割引、一般料金とこども料金の考え方

(1)使用料の割増等の考え方

①市外の方の利用

市外の方の施設利用に対して、正規の使用料を割増しする考え方があります。これは、施設の建築費等に本市の市税や市債等の市費が投じられていること、また、市民に施設の優先利用を確保することなどにあります。この場合、市外の方との価額差は常識的な範囲でなければなりません。具体的には、埼玉県東南部5市1町 間で同一料金を認めている場合を除き、市民と市外の方の使用料の格差の幅は、施設の数や性質、使用料の性質等によっても異なることから、原則として2倍の範囲内で妥当な率とします。

②入場料等を徴収するものの利用

施設利用者(申請者)が二次的利用者(客等)から入場料、聴視料、受講料等の名目で幾ばくかの金銭を徴収する場合に、正規の使用料に割増しをする考え方があります。これは、施設利用者が営利目的で公の施設を利用することについて、公の施設の目的外利用として、通常の目的利用と格差をつける意味から妥当とします。ただし、例えば「〇〇講座」の材料費の実費として金銭を徴収する場合はこの限りではありません。

13

使用料等のあり方に関する基本方針 新旧対照表

改正案	現行
③フィルムコミッションを目的とするものの利用 公の施設を企業のCMやドラマ等の撮影に利用する場合は、基本的には行政財産の目的外利用として、条例等に基づいた扱いとします。 ④ 超高齢社会における高齢者負担のあり方 これまで、一人の高齢者を経済的に支える世代は複数人いましたが、今後は高齢者人口が増え続けることで、高齢者層とそれを支える世代の層に大きな変化が生じます。すでに、本市においても超高齢社会(65歳以上の人口の割合が21%を超過した状態)が到来しています。そうした時代にあっては、既定・既存の“モノ”の考え方や社会全体の様々なシステムに変化・変革を来たしてくるものと考えます。 高齢者福祉のあるべき姿や高齢者に対する使用料等の負担のあり方について、負担の公平性や財政の視点等から、今後も注視していきます。 (2) 利用時間帯及び曜日別の料金 時間帯及び曜日による使用料の設定については、施設の利用状況や特性を踏まえ、料金に格差を設けることが適切とされる場合には、必要に応じて料金を設定できるものとします。 (3) 駐車場使用料の考え方 公の施設の駐車場については、施設利用者の利便性の向上に資するため設置してきましたが、ほとんどが無料となっています。一方、駐車場の維持管理には経費がかかっていることなど、特定の受益があることから、受益者負担の原則に基づき、原則として有料化に向けて検討することとします。また、使用料については、近隣の駐車場料金や車両の使用抑制などを勘案し、利用者に過度の負担とならないように設定することとします。なお、駐車場を民間事業者に貸付け、コインパーキング化する場合も同様とします。 (4) 指定管理者導入施設の利用料金制の扱い 指定管理者が公の施設を管理している場合で、利用料金制を導入するに当たっては、本方針に沿って使用料等を検討することになります。	③フィルムコミッションを目的とするものの利用 公の施設を企業のCMやドラマ等の撮影に利用する場合は、基本的には行政財産の目的外利用として、条例に基づいた扱いをします。 (2)使用料の割引の考え方 正規の使用料に対する割引き制度は採用しない代わりに、それに相当するものとして、次の(3)が考えられます。 (3)一般料金とこども料金の区分設定の考え方 使用料等の価額を、一般料金とこども料金の別、こども料金を更に就学前後、児童・生徒別に格差を設ける考えがあります。これは、使用料等はサービスの受益の対価として徴収するものであることから、その受益感が感じ取れることができていなければなりません。したがって、仮に幼児、小学生、中学生、高校生の別に価額帯を設ける場合、それぞれに合理的説明がつく限りにおいて認められるものとします。 8 指定管理者導入施設の利用料金制の扱い 指定管理者が公の施設を管理している場合で、利用料金制を導入するに当たっては、本方針に沿って価額等を検討することになります。

使用料等のあり方に関する基本方針 新旧対照表

改正案	現行
(5) 一般料金とこども料金の区分設定の考え方 使用料等を一般料金とこども料金の別、こども料金を更に就学前後、児童・生徒別に格差を設ける考え方があります。これは、使用料等はサービスの受益の対価として徴収するものであることから、その受益感が感じ取れることができなければなりません。したがって、仮に幼児、小学生、中学生、高校生の別に使用料等を設ける場合、それぞれに合理的説明がつく限りにおいて認められるものとします。 (6) 使用料等の還付 施設の使用前に納付した使用料等は、施設使用の安易な予約行為(又はキャンセル)を防止するため原則として還付しません。ただし、施設利用当日までの間に以下の事由が生じた場合には、予納した使用料等の全部又は一部を還付することができるものとします。 ① 施設ごとに定めた還付条件に従って還付手続を行う場合 ② 施設利用中の発災(火災や地震等)により、施設の利用が満足に果たせないものと市が判断した場合 ③ その他、還付することが適当であると市又は指定管理者が判断した場合 なお、②及び③の事由の場合、還付の判断、還付金の額及び還付の方法等は、施設を所管する部署等が利用者の利益に立って、適宜・的確に対応することとします。 (7) 使用料等の激変緩和措置 使用料等を見直した結果、引上げ幅が1.5倍を超える場合、公共料金としての安定性や市民生活に与える影響等を考慮して、引き上げの幅は、概ね1.5倍とします。	9 使用料等の還付(※過誤納金の還付のことではありません。) 施設の使用前に納付した使用料等は、原則として還付しません。理由は、施設使用の安易な予約行為(又はキャンセル)を防止するなどのためです。ただし、施設利用当日までの間に以下の事由が生じた場合には、予納した使用料等の全部又は一部を還付することができるものとします。 (1) 施設ごとに定めた還付条件に従って還付手続を行う場合 (2) 施設利用中の発災(火災や地震等)により、施設の利用が満足に果たせないものと市が判断した場合 (3) その他、還付することが適当であると市又は指定管理者が判断した場合 なお、(2)及び(3)の事由の場合、還付の判断、還付金の額及び還付の方法等は、施設を所管する部署等が利用者の利益に立って、適宜・的確に対応することとします。 10 施設の稼働率向上と適正利用 公の施設は、市民の利用に供する目的で整備されたものですから、市民に広く開かれた効率のよい施設運営が求められます。したがって、市民の利用に際して行き過ぎた制限や制約には注意を要します。管理規則や運用等を点検して、施設の使用に当たって特段の支障を来たさない限り、利用に当たっての制限や制約を設けることなく、市民にとって使い勝手の良い施設運営に心がける必要があります。 11 使用料の激変緩和の措置 使用料等の価額を見直した結果、引上げ幅が1.5倍を超える場合、公共料金としての安定性や市民生活に与える影響等を考慮して、引き上げの幅は、1.5倍とします。

使用料等のあり方に関する基本方針 新旧対照表

改正案	現行
(8) 消費税の適正転嫁 消費税は、資産の譲渡等の対価に転嫁することで最終的に消費者が負担する間接税です。その税収は、国と地方の財政を大きく支えています。市民に提供する行政サービスには、民間事業者と同様に仕入れ(経費)が伴い、その仕入れには消費税が入り込んでいるものです。例えば、公共施設の場合には建設費のほか修繕費、備品購入費、光熱水費などに、各種証明書の発行の場合には、証明用紙代や印字インク代といったものの中に、消費税が含まれています。施設管理に係る委託料や指定管理料にも当然、消費税分を別途上乗せして支払っています。このように、対象経費の中には消費税が内在していることから、使用料や手数料の算出にあたっては、消費税分を適切に反映させないと、結果として歳出を膨らませることになるばかりか、消費税分を市税等で負担するということになり、当該行政サービスの利益を受けていない市民も(間接的に)負担させられるということですから「受益者負担の原則」の考え方が失われます。したがって、消費税の課税対象となる経費には、相応の消費税分を適正に転嫁するものとします。 (9) 使用料等の見直しの周期 モノに係る経費が変動する以上、経費等が根拠となる使用料等も不変ではありません。コストの変化を常に捉えて、適時・的確な見直しが求められます。その際、使用料等は公共料金であることから、一定期間の安定性というものが求められます。また、見直しに要する調査・調整等の作業期間、更には行政改革の取組期間(5年間)等を考慮して、使用料等の見直し作業の周期を、原則として5年ごとに行うことを適当とします。ただし、法令の規定や基準、計画等で改定の周期が定められている場合等はその限りではありません。見直しの結果において、使用料等の改定の必要があると判断した場合には、必要に応じて審議会等に対して十分な説明責任を経て、速やかな措置をとることとします。	12 消費税の適正転嫁 消費税(地方消費税を含む。)は、資産の譲渡等の対価に転嫁することで最終的に消費者が負担する間接税です。その税収は、国と地方の財政を大きく支えています。市民に提供する財・サービスには、民間事業者と同様に仕入れ(経費)が伴い、その仕入価額には消費税が入り込んでいるものです。例えば、公共施設の場合には建築費のほか修繕費、備品費、光熱水費などに、各種証明書の発行の場合には、証明用紙代や印字インク代といったものの中に、消費税が含まれています。施設管理に係る委託料や指定管理料にも当然、消費税分を別途上乗せして支払っています。たとえば、10億円の指定管理料には8千万円(8%)もの消費税を別途負担しています。このように、事務事業経費の中には消費税が内在していることから、使用料や手数料等の算出にあたっては、消費税分を適切に反映させないと、結果として歳出を膨らませることになるばかりか、消費税分を市税等で負担するということになり、当該財・サービスの利益を受けていない市民も(間接的に)負担させられるということですから「受益者負担の原則」の考え方が失われます。したがって、消費税の課税対象となる経費には、相応の消費税分を適正に転嫁するものとします。 13 手数料について 施設に係る使用料は、資産の貸付に対する対価の性格を帯びていますが、各種書類等の申請、発行、届出等に係る行政手数料は、職員の役務の提供に対する対価の性質によることから、使用料の取り扱いと多少異なります。手数料の場合、原価(コスト)に施設等の減価償却費を含めないことや、減免事由に使用料の減免事由ほど多くを定めないのが一般的です。そのほか、手数料の還付や割増・割引、あるいは一般料金、こども料金、高齢者料金などの概念も馴染み難いものがありますが、使用料同様に常に見直しが求められることに変わりありません。 14 使用料等の見直しの周期 モノに係る経費が変動する以上、経費等が根拠となる使用料等の価額も不変ではありません。コストの変化を常に捉えて、適時・的確な見直しが求められます。その際、使用料等は公共料金であることから、価額の一定期間の安定性というものが求められます。また、見直しに要する調査・調整等の作業期間、更には行政改革の取組期間(5年間)等を考慮して、価額等の見直し作業の周期を、原則として5年ごとに行うことを適当とします。ただし、法令の規定や基準、計画等で改定の周期が定められている場合等はその限りではありません。見直しの結果において、価額改定の必要があると判断した場合には、必要に応じて審議会等に対して十分な説明責任を経て、速やかな措置をとることとします。

使用料等のあり方に関する基本方針 新旧対照表

改正案	現行
(10) 市民への周知 使用料等の改定に当たっては、十分な周知期間を設け、ホームページ等による積極的な周知を図り、円滑な改定が実施されるよう努めます。	

使用料等のあり方に関する基本方針(案)

令和●年●月

越谷市

目次

1 使用料等に対する基本的な考え方	1
(1) 受益者負担の原則	1
(2) 算定方法の明確化	1
(3) 行政サービス向上の取組	1
2 使用料等の定義	1
(1) 使用料	1
(2) 手数料	1
3 使用料等の原価の考え方	2
(1) 使用料等の算定手順	2
(2) 原価算定の対象経費	3
(3) 使用料原価計算の標準式	4
(4) 手数料原価計算の標準式	4
4 受益者負担割合の考え方	5
(1) 使用料	5
(2) 手数料	7
5 使用料等の算出式	7
(1) 使用料の場合	7
(2) 手数料の場合	7
6 使用料等の減額・免除の考え方	7
7 その他	8
(1) 使用料の割増等の考え方	8
(2) 利用時間帯及び曜日別の料金	9
(3) 駐車場使用料の考え方	9
(4) 指定管理者導入施設の利用料金制の扱い	9
(5) 一般料金とこども料金の区分設定の考え方	10
(6) 使用料等の還付	10
(7) 使用料等の激変緩和措置	10
(8) 消費税の適正転嫁	10
(9) 使用料等の見直しの周期	11
(10) 市民への周知	11

1 使用料等に対する基本的な考え方

(1) 受益者負担の原則

使用料等は、特定の方が行政サービスを利用し受益関係が生じる場合、当該サービスを利用する方としない方との公平性を図るなどの理由から、利用する方からその提供に要する費用の一部負担を求めることを原則とします。

(2) 算定方法の明確化

行政サービスの利用者に適正な負担を求めるため、施設利用や役務の提供に係る費用、負担する内容など、使用料等の算定方法を明確にし、透明性を確保します。

(3) 行政サービス向上の取組

受益者負担の原則を踏まえ、事務の効率化や経費削減を図り、効率的で効果的な行政サービスの提供に努めます。また、公の施設は、市民の利用に供する目的で整備されたものであり、市民に広く開かれた施設運営が求められることから、市民の利用満足度や施設稼働率の向上を図ります。

2 使用料等の定義

地方自治法(以下「法」)において、使用料及び手数料の目的や性質等は以下のとおりです。

(1) 使用料

使用料は、行政財産の使用又は公の施設の利用に対し徴収できるものです。

(法第 225 条)

公の施設を利用することでの対価という性質を帯びています。

具体例としては、「公共下水道使用料」、「体育館使用料」、「地区センター・公民館使用料」、「行政財産使用料(土地又は建物を、電柱・電話柱等の電気通信施設の設置、あるいは自動販売機の設置として)」等多岐に及びます。

その他使用料と称するもの以外に、観覧料(児童館コスモス・プラネタリウム)、入館料(大間野町旧中村家住宅)、入園料(日本庭園花田苑、キャンベルタウン野鳥の森、アリタキ植物園)等の名称の使用料があります。

(2) 手数料

手数料は、地方公共団体の事務で特定の者(＝直接利益を受ける者)のため

にするものに対し、徴収できるものです。(法第 227 条)

各種書類等の申請、発行、届出等に係る手数料は、特定の者(例えば、申請人)に対して提供する役務の対価(＝事務手数料等)という性質を帯びています。

具体例としては、「し尿処理手数料」、「行政手数料」等多岐に及びます。

3 使用料等の原価の考え方

使用料等の算定は、法律等によりその方法が定められている保育所保育料、養護老人ホーム使用料、市営住宅家賃等を除き、以下の方法に拠るものとします。

(1) 使用料等の算定手順

使用料等の算定手順は、まず、当該行政サービスに係る「原価」を算出します。

次に、その原価の何割を行政サービスの受益者に負担していただくかの「受益者負担割合」を決めて仮の単価を算出します。

最後に、近隣自治体等の類似する行政サービスの単価や市場単価などを比較考慮して、使用料等の最終単価(※単位あたりの単価)を求めます。

●使用料等の算式

$$\text{原価} \times \text{受益者負担割合} \pm \text{近隣等比較考慮} = \text{使用料等}$$

(2) 原価算定の対象経費

原価に含める経費は、人に係る経費(人件費)、モノに係る経費(物件費)、その他の経費(減価償却費等)に係る経費とします。

また、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者の決算額を上記に準じて用いることとします。

【対象経費】

種 別	内 容	
施設の管理運営に係る経費	人に係る経費 (人件費)	人件費の平均額に人工(※にんく:当該サービスの事務を担当する職員の当該事務に費やす事務量のことで、当該職員の年間の総事務量の何%を占めるか)を乗じる。
	モノに係る経費 (物件費)	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、施設・設備の保守点検委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費など、通常の施設の管理運営に係る費用
	その他の経費 (減価償却費)	建物等の減価償却費の当該年度分 ※減価償却費を算入する場合は、市民への影響を配慮するとともに、事務の煩雑を避けるなどの理由から、施設、設備(償却資産)ともに取得価額を1千万円以上とする。
施設の建設(取得)に係る経費	公の施設の建設(取得)に要した経費	

【対象外経費】

種 別	内 容
施設の用地	施設の用地としての土地は、使用することで劣化や減価を来すものではないため、用地の取得費は経費に含めないものとする。
災害等により要した経費	災害等により生じた災害の復旧や避難所としての活用など、公の施設本来の設置目的と異なる一時的な経費

(3) 使用料原価計算の標準式

①貸室の場合

地区センター・公民館、市民会館等における会議室の貸出しなど、一定のスペースを提供する施設は、次のとおり算出します。

$$\begin{aligned} & (\text{人に係る経費} + \text{モノに係る経費} + \text{その他の経費}) \div \text{当該施設の延床} \\ & \text{面積} \div \text{年間供用時間} \times \text{貸付面積} \times \text{貸付時間} \\ & = \text{使用料原価}(\text{円} / \text{m}^2 \cdot \text{時間}) + \text{消費税負担分} \end{aligned}$$

②個人利用の場合

温水プールや動・植物園、観光施設等の不特定多数の個人が利用する施設は、次のとおり算出します。

$$\begin{aligned} & (\text{人に係る経費} + \text{モノに係る経費} + \text{その他の経費}) \div \text{年間利用者数} \\ & (*\text{直近3ヵ年の平均値}) = \text{使用料原価}(\text{円} / \text{人}) + \text{消費税負担分} \end{aligned}$$

(4) 手数料原価計算の標準式

手数料については、次のとおり算出します。

$$\begin{aligned} & (1\text{分間当たりの職員人件費} \times \text{処理時間}) + (\text{その他の費用} \div \text{処理券数}) \\ & = \text{手数料原価}(\text{円} / \text{件}) \end{aligned}$$

4 受益者負担割合の考え方

(1) 使用料

施設の性質別分類と受益者負担割合は、以下に示す縦・横二つの判断軸の相関性によって決定します。すなわち、「民間施設の代替性」と「市民生活における必要性」の程度の両面から判断して受益者負担割合を決定します。

① 民間施設の代替性

縦軸の「民間施設の代替性」とは、市側の原理で、当該施設の「民間による施設提供の代替性の程度」(高～低)を判断します。

判断の程度	性質
高  低	民間においても同種・類似のサービスが提供される施設
	民間においては同種・類似のサービスの提供がない又は少ない施設

② 市民生活における必要性

横軸の「市民生活における必要性」とは、利用者側の原理で、当該施設の「日常生活における必要性の程度」(高～低)を判断します。

判断の程度	高 ←————→ 低	
性質	・日常生活において、ほとんどの市民に必要とされる施設 ・世代等に関係なく、広く市民に必要とされる施設	・生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするための施設 ・個人の意思で選択的に利用する施設・

③ 施設の性質別分類

高 ↑ 民間施設の代替性 ↓ 低	第Ⅲ類 受益者負担率 75% 日常生活においてほとんどの市民が必要とする施設で、民間でも類似サービスの提供が可能な施設	第Ⅰ類 受益者負担率 100% 生活や余暇をより快適で潤いのあるものにし、個人の選択で利用される施設で、民間でも類似サービスの提供が可能な施設
	第Ⅳ類 受益者負担率 50% 日常生活においてほとんどの市民が必要とする施設で、民間では類似サービスの提供がない又は少ない施設	第Ⅱ類 受益者負担率 75% 生活や余暇をより快適で潤いのあるものにし、個人の選択で利用される施設で、民間では類似サービスの提供がない又は少ない施設

高

←

市民生活における必需性

→

低

施設の振分け	第Ⅲ類 コミュニティセンター	第Ⅰ類 温水プール・トレーニングルーム、越谷駅東口駐車場、庭球場、相撲場、児童館
	第Ⅳ類 地区センター・公民館、交流館、市民活動支援センター、男女共同参画支援センター、旧中村家住宅、老人福祉センター、市民会館、科学技術体験センター・ミラクル	第Ⅱ類 サッカー場、野鳥の森、アリタキ植物園、能楽堂、花田苑、総合体育館、地域体育館、ソフトボール場、弓道場、洋弓場、しらこぼと運動公園競技場、野球場、総合公園多目的運動場

※この表にない施設又は新規施設については、この表を踏まえ受益者負担割合を設定する。

(2) 手数料

手数料は、特定の者に対して提供する役務の対価という性質から、受益者負担割合は原則 100%とします。

5 使用料等の算出式

原価計算の標準式の使用料については、その原価に施設の性質ごとの受益者負担割合等を、また、手数料についても受益者負担割合等をそれぞれ加味した使用料等は、次の式によります。

(1) 使用料の場合

使用料原価×受益者負担割合±近隣等比較考慮＝**使用料**(円／㎡・時間)

・会議室の貸出しなど、1㎡・1時間当たりの使用料から1室の使用料を算定した場合

●使用料の計算例(50㎡の会議室を2時間借りた場合の使用料)

使用料原価 300 円×受益者負担割合(第Ⅳ類)50%＋近隣等比較考慮
(+125 円)＝200 円＝**200 円**(使用料)

・温水プールの利用など、1人あたりの使用料を算出した場合

●使用料の計算例(1人あたりの使用料)

使用料原価 600 円×受益者負担割合(第Ⅰ類)100%－近隣等比較考慮
(－200 円)＝**400 円**(使用料)

(2) 手数料の場合

手数料原価×受益者負担割合±近隣等比較考慮＝**手数料**(円／件)

・処理時間から1件当たりの手数料を算定するもの

●手数料の計算例(証明書等の手数料)

手数料原価 340 円×受益者負担割合 100%－近隣等比較考慮(－240 円)
＝**100 円**(手数料)

6 使用料等の減額・免除の考え方

使用料等は、個別の行政サービスの受益者に一定の負担を求めるものであることから、基本的には全ての受益者に対して等しく扱うことが原則であり、減額や免除(以下「減免」)の措置はあくまでも例外の措置と言えます。

特に免除は、受益者負担を全く求めない、換言すれば全額公費で負担することになることから、受益がありながら負担を求めないことが、法令等で規定されているものや、広く社会的に受け入れられるものに限るものとします。

このことから、減免は以下の事由が考えられます。

考えられる減免事由

- 1号 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため利用する場合
- 2号 市の執行機関又は当該施設を管理する指定管理者が本来の業務遂行のため利用する場合
- 3号 市が1号に規定する団体に準ずると認める団体が公用若しくは公共用又は公益事業の目的で利用する場合
- 4号 生活保護を受けている者もしくは準ずる場合
- 5号 自然災害等により多大な経済的損失を受けたと市が認めた場合
- 6号 障害者基本法又は越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例に規定する障がい者、その介護者又は障害者団体が利用する場合
- 7号 前各号の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合

施設の設置管理に係る規程は、この基本方針の考え方に基づき、減免事由の設定に際しては、施設間で著しく不統一・不均衡にならないよう、適切なものとします。また、運用にあたっては、同様に取り扱うこととします。

7 その他

(1) 使用料の割増等の考え方

① 市外の方の利用

市外の方の施設利用に対して、正規の使用料を割増しする考え方があります。これは、施設の建設費等に本市の市税や市債等の市費が投じられていること、また、市民に施設の優先利用を確保することなどにあります。この場合、市外の方との単価の差は常識的な範囲でなければなりません。具体的には、埼玉県東南部5市1町(越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町)間で同一料金を認めている場合を除き、市民と市外の方の使用料の格差の幅は、施設の数や性質、使用料の性質等によっても異なることから、原則として2倍の範囲内で妥当な率とします。

② 入場料等を徴収するものの利用

施設利用者(申請者)が二次的利用者(客等)から入場料、聴視料、受講料

等の名目で金銭を徴収する場合に、正規の使用料に割増しをする考え方があります。これは、施設利用者が営利目的で公の施設を利用することについて、公の施設の目的外利用として、通常の目的利用と格差をつける意味から妥当とします。ただし、「〇〇講座」の材料費の実費として金銭を徴収する場合はこの限りではありません。

③ フィルムコミッションを目的とするものの利用

公の施設を企業のCMやドラマ等の撮影に利用する場合は、基本的には行政財産の目的外利用として、条例等に基づいた扱いとします。

④ 超高齢社会における高齢者負担のあり方

これまで、一人の高齢者を経済的に支える世代は複数人いましたが、今後は高齢者人口が増え続けることで、高齢者層とそれを支える世代の層に大きな変化が生じます。すでに、本市においても超高齢社会(65 歳以上の人口の割合が21%を超過した状態)が到来しています。

そうした時代にあっては、既定・既存の“モノ”の考え方や社会全体の様々なシステムに変化・変革を来たしてくるものと考えます。

高齢者福祉のあるべき姿や高齢者に対する使用料等の負担のあり方について、負担の公平性や財政の視点等から、今後も注視していきます。

(2) 利用時間帯及び曜日別の料金

時間帯及び曜日による使用料の設定については、施設の利用状況や特性を踏まえ、料金に格差を設けることが適切とされる場合には、必要に応じて料金を設定できるものとします。

(3) 駐車場使用料の考え方

公の施設の駐車場については、施設利用者の利便性の向上に資するため設置してきたが、ほとんどが無料となっている。一方、駐車場の維持管理には経費がかかっていることなど、特定の受益があることから、受益者負担の原則に基づき、原則として有料化に向けて検討することとします。また、使用料については、近隣の駐車場料金や車両の使用抑制などを勘案し、利用者に過度の負担とならないように設定することとします。なお、駐車場を民間事業者に貸付け、コインパーキング化する場合も同様とします。

(4) 指定管理者導入施設の利用料金制の扱い

指定管理者が公の施設を管理している場合で、利用料金制を導入するに当

たっては、本方針に沿って使用料等を検討することになります。

(5) 一般料金とこども料金の区分設定の考え方

使用料等を一般料金とこども料金の別、こども料金を更に就学前後、児童・生徒別に格差を設ける考えがあります。これは、使用料等はサービスの受益の対価として徴収するものであることから、その受益感が感じ取れることができていなければなりません。したがって、仮に幼児、小学生、中学生、高校生の別に使用料等を設ける場合、それぞれに合理的説明がつく限りにおいて認められるものとします。

(6) 使用料等の還付

施設の使用前に納付した使用料等は、施設使用の安易な予約行為(又はキャンセル)を防止するため原則として還付しません。

ただし、施設利用当日までの間に以下の事由が生じた場合には、予納した使用料等の全部又は一部を還付することができるものとします。

- ① 施設ごとに定めた還付条件に従って還付手続を行う場合
- ② 施設利用中の発災(火災や地震等)により、施設の利用が満足に果たせないものと市が判断した場合
- ③ その他、還付することが適当であると市又は指定管理者が判断した場合

なお、②及び③の事由の場合、還付の判断、還付金の額及び還付の方法等は、施設を所管する部署等が利用者の利益に立って、適宜・的確に対応することとします。

(7) 使用料等の激変緩和措置

使用料等を見直した結果、引上げ幅が1.5倍を超える場合、公共料金としての安定性や市民生活に与える影響等を考慮して、引き上げの幅は、概ね1.5倍とします。

(8) 消費税の適正転嫁

消費税は、資産の譲渡等の対価に転嫁することで最終的に消費者が負担する間接税です。その税収は、国と地方の財政を大きく支えています。

市民に提供する行政サービスには、民間事業者と同様に仕入れ(経費)が伴い、その仕入れには消費税が入り込んでいるものです。

例えば、公共施設の場合には建設費のほか修繕費、備品購入費、光熱水費

などに、各種証明書の発行の場合には、証明用紙代や印字インク代といったものの中に、消費税が含まれています。

施設管理に係る委託料や指定管理料にも当然、消費税分を別途上乘せして支払っています。

このように、対象経費の中には消費税が内在していることから、使用料や手数料の算出にあたっては、消費税分を適切に反映させないと、結果として歳出を膨らませることになるばかりか、消費税分を市税等で負担するということになり、当該行政サービスの利益を受けていない市民も(間接的に)負担させられるということですから「受益者負担の原則」の考え方が失われます。

したがって、消費税の課税対象となる経費には、相応の消費税分を適正に転嫁するものとします。

(9) 使用料等の見直しの周期

モノに係る経費が変動する以上、経費等が根拠となる使用料等も不変ではありません。コストの変化を常に捉えて、適時・的確な見直しが求められます。その際、使用料等は公共料金であることから、一定期間の安定性というものが求められます。また、見直しに要する調査・調整等の作業期間、更には行政改革の取組期間(5年間)等を考慮して、使用料等の見直し作業の周期を、原則として5年ごとに行うことを適当とします。ただし、法令の規定や基準、計画等で改定の周期が定められている場合等はその限りではありません。

見直しの結果において、使用料等の改定の必要があると判断した場合には、必要に応じて審議会等に対して十分な説明責任を経て、速やかな措置をとることとします。

(10) 市民への周知

使用料等の改定に当たっては、十分な周知期間を設け、ホームページ等による積極的な周知を図り、円滑な改定が実施されるよう努めます。

使用料等のあり方に関する 基本方針

越谷市

令和元年（2019 年）

7 月

目次

はじめに	1
1 使用料等の地方自治法上の位置付け	2
(1) 分担金（負担金）※法第 224 条	2
(2) 使用料 ※法第 225 条	2
(3) 手数料 ※法第 227 条	3
2 使用料等の原価（コスト）の考え方	4
(1) 使用料等価額の算定手順とコストの範囲	4
(2) 原価計算の標準式	7
3 受益者負担の考え方	8
(1) 受益者負担の捉え方	8
(2) マトリックス図の構造と受益者負担割合の考え方	8
(3) マトリックス図（受益者負担割合と施設の分類）	10
4 使用料等の価額算出式	11
5 使用料等の減額・免除の考え方	11
6 超高齢社会における高齢者負担のあり方	14
7 使用料等の割増や割引、一般料金とこども料金の考え方	14
(1) 使用料の割増等の考え方	14
(2) 使用料の割引の考え方	15
(3) 一般料金とこども料金の区分設定の考え方	15
8 指定管理者導入施設の利用料金制の扱い	15
9 使用料等の還付	15
10 施設の稼働率向上と適正利用	16
11 使用料の激変緩和の措置	16
12 消費税の適正転嫁	16
13 手数料について	17
14 使用料等の見直しの周期	17

はじめに

市民（消費者）が日常生活を営む上で必要なモノやサービスのほとんどは、市場（しじょう）から調達できます。しかし、道路・橋梁、都市公園、地区センター・公民館などの市民生活や地域コミュニティ活動に欠くことのできない基礎的公共インフラやサービスは、そこから調達することはできません。

このように、市場から供給され難い公共財・サービス（以下「財・サービス」）を提供するのが行政の役割であり、それによって、市民の日々の生活や活動が支えられています。

自治体が担う財・サービスの中には、警察、消防、道路、橋梁のように、その利益（利用）を受ける方を特定しないものと、公共下水道、温水プール、動・植物園等のように、その利益（利用）を受けるか受けないかは自由意志であるものとがあります。

前者の場合、その受益者（利用者）は不特定多数に及ぶことから、それに要する費用（コスト）は専ら行政が全額公費で負担すべきものとし、後者の場合は、利益（利用）を受ける方と受けない方がいることから、利益（利用）を受ける方の分まで全額公費で賄うことは、利益（利用）を受けない方にとっては理解を得難いものです。それは、証明書等の発行サービスについても同様のことが言えます。例えば、住民票の交付や許認可の申請・届出等の際の各種の行政手数料を無料（＝全額公費負担）にすれば、それが必要でない方にとっては違和感をもつことでしょう。

このことから、特定した財・サービスの利益を受ける方には、税負担とは別に、公共施設の利用であれば【使用料】を、各種申請書類の交付等の行政サービスの提供であれば【手数料】を、その都度、受益に見合う応分の負担を求めるなどの基本的な考え方と実務対応を体系的に示した、「使用料等のあり方に関する基本方針（以下「旧・基本方針」）」を平成１７年に策定したところです。

この旧・基本方針の策定から１０余年が経過した今日、社会経済情勢や自治体を取り巻く環境は目まぐるしく変化していることに鑑み、この度、「旧・基本方針」を全面的に見直すことにしました。

ここに示した新たな基本方針は、庁内調整を経た後に越谷市行政経営審議会（※市長の諮問機関）の答申を踏まえた上で決定したものです。

この基本方針は、本市における使用料又は手数料等（以下「使用料等」という。）に関するガイドライン（指針）として位置づけるものです。

【使用料等に対する基本的な考え方】

法律により、財・サービスの受益者に使用料等を負担させてはならないとする道路¹、義務教育施設²、都市公園³、図書館⁴等を除く財・サービスに対しては、財・サービスを受ける方と受けない方との公平性を図るなどの理由から、財・サービスを受ける方からその提供に要する費用（コスト）の一部負担を求めることを原則とします。

この場合、施設本体の使用料とは別に、また、施設本体の使用料を無料にしているものでも、施設内の特定の設備（例えば、冷暖房設備、音響設備、憩い・慰安、娯楽の類の設備等）を提供する際は、その財・サービスの受益が大きいと認めるものについて、一部負担を求めるものとします。

更には、現に、財・サービスの受益者に使用料等を求めている場合であっても、そのことの恒久化を是認するものではなく、常に見直しを図るものとします。

1 使用料等の地方自治法上の位置付け

地方自治法（以下「法」）では、地方税を除く収入を「分担金」、「使用料」、「旧慣使用の使用料及び加入金」及び「手数料」とし、これら金銭債権の目的や性質等は以下のとおりです。

（１）分担金（負担金）※法第 224 条

普通地方公共団体は、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件（＝事業）に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において分担金を徴収することができるものとされています。

この規定は、受益者負担の考え方を法律の条文に明確に示したものです。

分担金は、ある財・サービスの提供に係る対価という性質ではなく、特定の事業費の一部をその利益を受ける方に負担してもらうという性質を帯びています。具体例としては、「公共下水道事業受益者負担金」等⁵です。

（２）使用料 ※法第 225 条

普通地方公共団体は、行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を

¹ 道路法 49 条

² 学校教育法 6 条

³ 都市公園法 12 条の 2

⁴ 図書館法 17 条

⁵ 受益者負担金の例（都市計画法 75 条、道路法 61 条、河川法 70 条 ほか）

徴収することができるとされています。

公の施設を利用することでの対価という性質を帯びています。

具体例としては、「公共下水道使用料」、「体育館使用料」、「地区センター・公民館使用料」、「行政財産使用料（土地又は建物を、電柱・電話柱等の電気通信施設の設置、あるいは自動販売機の設置として）」等多岐に及びます。

その他、〇〇使用料と称するもの以外に、観覧料（児童館コスモス・プラネタリウム）、入館料（大間野町旧中村家住宅）、入園料（日本庭園花田苑、キャンベルタウン野鳥の森、アリタキ植物園）等の名称の使用料があります。

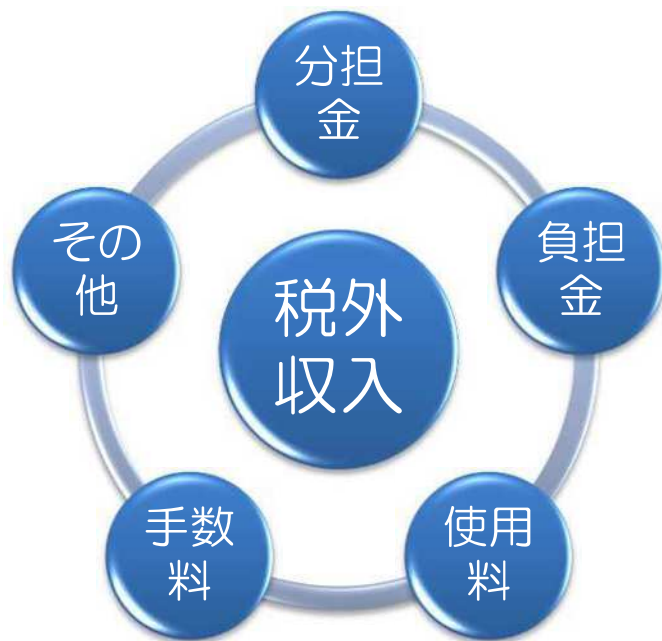
（３）手数料 ※法第 227 条

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者（＝直接利益を受ける者）のためにするものについて手数料を徴収することができるとされています。

文字どおり、特定の者（例えば、申請人）に対して提供する役務の対価（＝事務手数料等）という性質を帯びています。

具体例としては、「し尿処理手数料」、「行政手数料」等多岐に及びます。

地方自治法上の税外収入



2 使用料等の原価（コスト）の考え方

使用料等の算定は、法律等によりその方法が定められている保育所保育料⁶、養護老人ホーム使用料⁷、市営住宅家賃⁸等を除き、以下の方法に拠るものとしします。なお、ここに示した考え方は旧基本方針と変わりありません。

（１）使用料等価額の算定手順とコストの範囲

使用料等の価額を算定する手順は、まず、当該財・サービスに係る「原価」を算出します。

次に、その原価の何割を財・サービスの受益者に負担して頂くかの「受益者負担割合」を決めて仮の価額を算出します。

最後に、近隣や同格自治体等の類似する財・サービスの価額を比較考慮して、使用料等の最終価額（※単位あたりの価額）を求めます。

●使用料等の算式

$$\boxed{\text{原価}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}} \div \boxed{\text{近隣等比較}} = \boxed{\text{使用料等}}$$

事務事業に係るコストは、大きく「職員人件費」、「事業費」、「減価償却費」に分類できます。

① 職員人件費の考え方

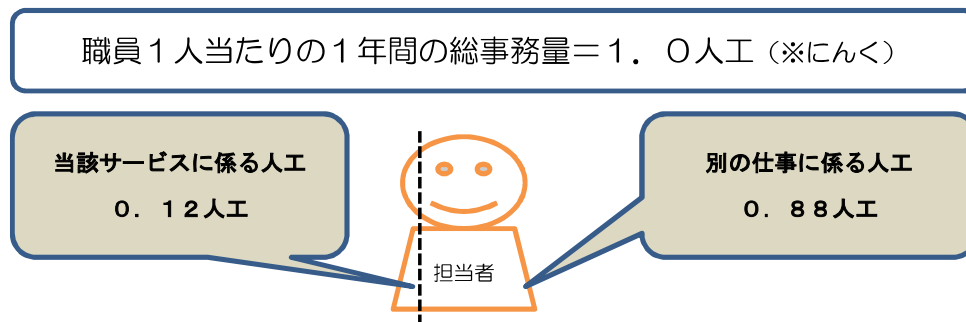
職員人件費の平均額に人工（※にんく：当該サービスの事務を担当する職員の当該事務に費やす事務量のことで、当該職員の年間の総事務量の何%を占めるか）を乗じます。

例えば、直近年度における職員１人あたりの平均人件費が８４２万５千円とし、Ａ施設の管理を担当する職員の年間の総事務量に占めるＡ施設の管理事務に費やすボリュームが１２%のとき、人工は０．１２となり、人件費は１０１万１千円（８４２万５千円×０．１２）になります。

⁶ 児童福祉法 56 条

⁷ 老人福祉法 28 条

⁸ 公営住宅法 16 条



② 事業経費の考え方

事業に係る経費には、「賃金」⁹、「旅費」、「需用費」¹⁰、「役務費」¹¹、「委託料」¹²、「使用料及び賃借料」¹³、「備品購入費」等があります。

③ 減価償却費の考え方

A 施設・構築物、設備、備品等

民間企業では、社屋や工場、機械設備などの経費を商品コストに反映させますが、行政も同様に、財・サービスを提供するためのツールとして整備する公の施設や設備等の経費はコストとして使用料等の価額に反映させることになります。

この場合、施設等は経年劣化することから、通常その資産価値¹⁴は漸次減少し、最終的には価値ゼロ（＝1円 ※かつては価値を残存させていた）になるので、建築等のコストもこれに合わせて、価値ゼロの年まで平準化（＝均等化）させる会計処理がとられます。それは、施設等の利用者に施設等の経費を公平に負担してもらう考えでもあります。

価値ゼロになるまでの時間（＝耐用年数）は、資産の種類・性質ごとに決められており（耐用年数表¹⁵）、当該資産の取得原価¹⁶を耐用年数で除した額が減価償却費です。

例えば、建築費1億円の鉄骨造の体育館の耐用年数が34年とすると、減価償却費は、毎年294万1千円（1億円÷34年）を計上することになります。

⁹ 事業費内の人件費。

¹⁰ 消費的な物品の取得費や修繕費等の費用で、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等がある。

¹¹ 市が受けた人的サービスに対する対価の支払い経費で、通信運搬費、広告料、手数料、火災・自動車損害保険料等がある。

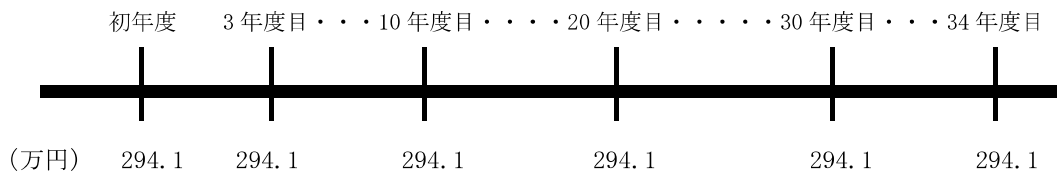
¹² 業務の委託に係る経費で、指定管理料ほか。

¹³ 不動産や動産の借上げや物品の使用に要する費用。

¹⁴ 陳腐化による減価や文化財的な価値は考慮しない。

¹⁵ 財務省「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一、第二

¹⁶ 取得価格のこと。モノを取得するには、モノの本体価額のほか取得に要する経費もあることから、これと区別する。



減価償却資産の耐用年数の一例			
種 類	構造又は用途	細 目	耐用年数
建 物	金属造（肉厚4ミリの超）	事務所用	38年
		学校用、体育館用	34年
		旅館用、病院用	29年
器具及び備品	金属製の事務机・椅子・キャビネット		15年
		冷暖房用機器	6年

※「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より抜粋

しかし、実際の使用料等の価額を算出するに当たっては、施設等の建築費を経費として算入する場合と算入しない場合が考えられます。

使用料等の経費に公の施設の建築費を含めるかどうかの判断基準は、当該施設が目的とするサービスの提供に直接的な関係があるかが大きく関わってきます。例えば、住民票の交付事務は市庁舎はじめ、南・北の出張所や地区センター等でも行っていますが、これらの施設は住民票交付の目的のためだけに整備されたわけではありませんので、市庁舎等の建築費を住民票交付事務のために要する経費と見ることは適当ではありません。一方、武道場は武道を目的として整備されたものですから、その建設等の費用を使用料の経費と捉えることができます。なお、減価償却費を算入する場合は、市民への影響に配慮し、また、事務の煩雑を避けるなどの理由から、施設、設備（償却資産）ともに取得価額を1千万円以上¹⁷とします。

また、施設には常に修繕等の維持費がかかっていますので、耐用年数経過後もコストから減価償却費を除くことなく計上します。

B 施設の用地

施設の用地としての土地は、使用することで劣化や減価を来たすものではありませんので、用地の取得費は経費に含めないものとします。

また、土地そのものの活用が行政サービスのツールになっている、例えば、野球場や庭球場等の場合でも同様に扱うものとします。

¹⁷ 複数の償却資産の合算ではない。

(2) 原価計算の標準式

ア. 施設使用料等の場合① (※部屋貸しの類¹⁸⁾)

(人に係る経費＋モノに係る経費＋その他の経費) ÷ 当該施設の延床面積 ÷ 年間供用時間 × 貸付面積 × 貸付時間 = **単位使用料等原価** (円/㎡・時間) + 消費税負担分

●使用料等原価の計算例 (地区センターの50㎡の会議室の2時間の使用料)

(職員人件費 0.5 人工・400 万円＋委託費 100 万円＋減価償却費 100 万円)
÷ 延床面積 500 ㎡ ÷ 年間稼働時間 3,900 時間 × 50 ㎡ × 2 時間 ÷ **300 円** (使用料原価) + 消費税負担分

イ. 施設使用料等の場合② (※個人利用の類¹⁹⁾)

(人に係る経費＋モノに係る経費＋その他の経費) ÷ 年間利用者数 (*直近3ヵ年の平均値) = **単位使用料等原価** (円/人) + 消費税負担分

●使用料等原価の計算例② (温水プールの使用料)

(職員人件費 0.1 人工・80 万円＋事業費 5,000 万円＋減価償却費 1,000 万円)
÷ 年間利用者数 100,000 人 (直近3ヵ年の平均) ÷ **600 円** (使用料原価)
+ 消費税負担分

ウ. 行政手数料の場合

(1 分間当たりの職員人件費 × 処理時間) + (その他の費用²⁰ ÷ 処理件数) = **単位手数料原価** (円/件)

●行政手数料原価の計算例 (証明書交付手数料)

(1 分間当たりの職員人件費 48 円 × 処理時間 5 分) + (その他の費用 100 万円) ÷ 年間処理件数 10,000 件 (直近3ヵ年の平均) ÷ **340 円** (手数料原価)

¹⁸ 地区センター・公民館、市民会館等の部屋貸し型。

¹⁹ 温水プール、動・植物園、観光施設等の入場料形式の施設。

²⁰ 事務機器・用品等。※建物の減価償却費は含めない。

3 受益者負担の考え方

受益者負担は、財・サービスの提供に要する費用の一部を、その受益者に求めるものです。

法令等によって受益者負担を求めることを禁じ、又は社会通念上等に照らして、受益者負担を求めることは適当ではないとする財・サービスを除く財・サービスの提供に当たっては、原則として受益者負担を求めることとします。

この考え方は、財・サービスの利益を“受ける者”と“受けざる者”との負担の公平化と財政負担の健全化を図るものです。

(1) 受益者負担の捉え方

財・サービスの提供の対価（＝使用料等）を「行政（公費）」と「受益者（自己負担）」が、いかなる割合で負担し合うかが受益者負担の考え方です。

公共下水道整備事業を例にとると、公共下水道事業は、「雨水処理」と「下水処理」に分かれており、雨水の処理は、水害に対応する治水対策上の目的から、全額公費で賄っています（雨水－公費の原則²¹）。

一方、下水（汚水）の処理は、公共下水道施設を整備した区域内の者のみが利用できるものですから、その費用の一部を、公共下水道施設の整備区域内の者から「公共下水道事業受益者負担金」として負担してもらうものです（汚水－私費の原則²²）。

(2) マトリックス図の構造と受益者負担割合の考え方

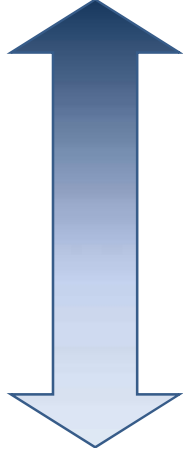
マトリックスの構造と受益者負担割合は、次ページに示す縦・横二つの判断軸の相関性によって決めます。すなわち、施設の性質を「受益者の特定度」と「整備の必須度」の両面から判断して受益者負担割合を決めます。

²¹ 「第一次下水道財政研究委員会（昭和 36 年）」の提言による。

²² 脚注 21 に同じ。

■整備の必須度の判断

縦軸の「整備の必須度」とは、市側の原理で、当該施設の整備の「必然性の程度（高～低）」を判断します。

判断の程度	判断の要件の例
	例えば、 ▶施設の整備が義務又は義務的なもの ▶施設を整備することの公益性が高い ▶施設を整備することの必然性が高い ▶施設が市民自治の醸成や活動の場としての性格が強い などから判断します
	例えば、 ▶施設の整備の義務色が薄い ▶民間に同種の施設がある ▶施設の整備が行政の守備範囲としては低い ▶施設が趣味や運動、レクリエーション等の場としての性格が強い などから判断します

■受益者の特定度の判断

横軸の「受益者の特定度」とは、利用者側の原理で、当該施設の「用途の特化性の程度（高～低）」を判断します。

判断の程度		
判断の要件の例	例えば、 ▶施設の利用に当たって利用者が特定されない などから判断します	例えば、 ▶用途が特化した施設ゆえに利用者が特定される などから判断します

(3) マトリックス図（受益者負担割合と施設の分類）

高 ↑ 整備の必須度 ↓ 低	第Ⅰ類 受益者負担率は 25%以上 50%未満 整備の必須度が高く受益者の特定度が低い施設 個々の施設の負担率を 25%から 49%の間で設定	第Ⅱ類 受益者負担率は 50%以上 75%未満 整備の必須度も受益者の特定度もどちらかといえば高い施設 個々の施設の負担率を 50%から 74%の間で設定
	第Ⅲ類 受益者負担率は 50%以上 75%未満 整備の必須度も受益者の特定度もどちらかといえば低い施設。 個々の施設の負担率を 50%から 74%の間で設定	第Ⅳ類 受益者負担率は 75%以上 100%以下 整備の必須度が低く受益者の特定度が高い施設 個々の施設の負担率を 75%から 100%の間で設定
	低 ←	→ 高
	受益者の特定度	

施設の振分け	第Ⅰ類 地区センター・公民館、交流館、市民活動支援センター、障がい者福祉施設、男女共同参画支援センター	第Ⅱ類 産業雇用支援センター、旧中村家住宅、老人福祉センター、児童館
	第Ⅲ類 市民会館、科学技術体験センター・ミラクル	第Ⅳ類 コミュニティセンター、あだたら高原少年自然の家、能楽堂、花田苑、野鳥の森、アリタキ植物園、総合体育館、地域体育館、サッカー場、ソフトボール場、プール・トレーニングルーム、弓道場、洋弓場、競技場、総合公園多目的運動場、庭球場、野球場、相撲場、越谷駅東口駐車場
※この表にない施設又は新規施設はこの表から類推して分類するものとする。		

4 使用料等の価額算出式

7 ページの「(2) 原価計算の標準式」のアとイの施設については、その原価に施設の性質毎の受益者負担割合等を、また、ウについても受益者負担割合等をそれぞれ加味した使用料等の価額は、次の式によります。

▶施設使用料の場合（アとイ）

使用料原価×受益者負担割合±近隣比較考慮
＝**使用料価額**（円／㎡・時間）

▶行政手数料の場合（ウ）

手数料原価×受益者負担割合±近隣比較考慮＝**手数料価額**（円／件）

●使用料等価額の計算例（地区センターの50㎡の会議室の2時間の使用料）

使用料原価 300 円×受益者負担割合（第Ⅰ類）25%＋近隣比較考慮（+125 円）＝200 円＝**200 円**（使用料価額）

●使用料等原価の計算例（温水プールの使用料）

使用料原価 600 円×受益者負担割合（第Ⅳ類）100%＋近隣比較考慮（+40 円）＝**640 円**（使用料価額）

●行政手数料原価の計算例（証明書交付手数料）

手数料原価 340 円×受益者負担割合 100%－近隣比較考慮（-240 円）＝**100 円**（使用料価額）

5 使用料等の減額・免除の考え方

使用料等は、個別の財・サービスの受益者に一定の負担を求めるものですから、基本的には全ての受益者に対して等しく扱うことが原則であり、減額や免除（以下「減免」）の措置はあくまでも例外の措置と言えます。

特に免除は、受益者負担を全く求めない、換言すれば全額公費で負担することになりますから、受益がありながら負担を求めないことが、法令等で規定されているものや、広く社会的に受け入れられるものに限るものとします。

このことから、減免は以下の事由が考えられます。

考えられる減免事由

- 1号 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため利用する場合
- 2号 市の執行機関又は当該施設を管理する指定管理者が本来の業務遂行のため利用する場合
- 3号 市が1号に規定する団体に準ずると認める団体が公用若しくは公共用又は公益事業の目的で利用する場合
- 4号 生活保護を受けている者もしくは準ずる場合
- 5号 自然災害等により多大な経済的損失を受けたと市が認めた場合
- 6号 障害者基本法又は越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例に規定する障がい者、その介護者又は障害者団体が利用する場合
- 7号 前各号の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合

これらを減免の事由に掲げたのは次の理由からです。

- ア、公的な団体が公共・公益の目的で利用するからです。
- イ、障がい者等に対する経済的支援や社会参加の促進等の目的からです。
- ウ、生活困窮者に対する経済的支援からです。
- エ、損害を被った被災者（被害者）等に対する経済的支援等からです。
- オ、その他の事情に対応できるようにするためです。

施設の設置管理に係る規程は、この基本方針の考え方に基づいた上、減免事由の設定に際しては、施設間で著しく不統一・不均衡にならないよう、適切なものとします。また、運用にあたっても、同様に取り扱うこととします。

公の団体による公の目的のための利用に対する考え方及び障がい者に対する考え方は、次のとおりです。

●公の団体による公の目的のための利用に対する考え方

〔越谷市地区センター設置及び管理条例施行規則〕、〔越谷市交流館設置及び管理条例施行規則〕、〔越谷市公民館設置及び管理条例施行規則〕、〔越谷市日本文化伝承の館設置及び管理条例施行規則〕及び〔越谷コミュニティセンター条例施行規則〕では、減免事由の一つに、「公の団体による公のための利用」を掲げています。そのほか、〔越谷市行政財産の使用料に関する条例〕に掲げる減免事由は、「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため」としています。また、公共団体、公共的団体とは行政実例において、次のとおり定義されます。

☞公共団体とは、普通地方公共団体、特別地方公共団体、協議会、公社、公団、事業団、土地改良区、健保組合、共済組合、公立の学校・病院等 必要な公権力の行使が認められている団体とされています。

☞公共的団体とは、農業、漁業、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会館等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものは全て含まれ、法人たると否とを問わないとされています。（※昭和 24 年 1 月 13 日行政実例）

☞また、公益法人もその具体的活動が公共的活動に及ぶ限り公共的団体等に含まれるとされています。（※昭和 34 年 12 月行政実例）

このような例規の規定や行政実例から、公用とは公共団体が自身の業務のために、公共用は公共的団体が公共の福祉のために、公益事業は公共の利益のための事業と整理できます。そして、公用若しくは公共用又は公益の共通項は事業の対象（相手）が“不特定多数”ということです。

このことから、減免の条件を利用団体が「公的」であることと、利用目的に「公共性等」があることとします。

したがって、たとえ公共的な団体であっても公益性の無い（＝私的）事業活動であれば減免の対象から除外します。

●障がい者（障がい者団体を含む）に対する減免の考え方

障がい者は、普段の生活で様々な経済的な負担や物理的障害に直面していることから、社会参加への機会の制約を余儀なくされているなどの現実があります。

「障害者基本法」²³及び「越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例」²⁴の規定からも、減免の措置は継続するものです。

²³ 障害者基本法

第 24 条（経済的負担の軽減）「国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。」

第 25 条（文化的諸条件の整備等）「国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。」

²⁴ 越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例

第 1 条（趣旨）「この条例は、障害者基本法第 24 条の規定に基づき、障害者、その介護者及び障害者団体の利用に係る公の施設の使用料を減額することにより、障害者、その介護者及び障害者団体の経済的負担の軽減及び障害者の社会参加の促進を図るものとする。」

越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例施行規則

第 3 条 別表 基本料金の 2 分の 1

6 超高齢社会における高齢者負担のあり方

これまで、一人の高齢者を経済的に支える世代は複数人いましたが、今後は、下表に示すとおり、高齢者人口が増え続けることで、高齢者層とそれを支える世代の層に大きな変化が生じます。すでに、わが国においても本市においても超高齢社会²⁵が到来しています。

そうした時代にあっては、既定・既存の“もの”の考え方や社会全体の様々なシステムに変化・変革を来たしてくるものと考えます。

高齢者福祉のあるべき姿や高齢者に対する使用料等の負担のあり方について、負担の公平性や財政の視点等から、今後も注視していきます。

☆わが国の人口構成の推移（万人）

※総務省資料より作成

	1990年	2025年	2060年
総人口	1億2,361	1億2,066	8,674
20～64歳	7,590(61%)	6,559(54%)	4,105(47%)
65歳以上	1,489(12%)	3,658(30%)	3,464(40%)

7 使用料等の割増や割引、一般料金とこども料金の考え方

(1) 使用料の割増等の考え方

① 市外の方の利用

市外の方の施設利用に対して、正規の使用料を割増しする考え方があります。これは、施設の建築費等に本市の市税や市債等の市費が投じられていること、また、市民に施設の優先利用を確保することなどにあるとされます。この場合、市外の方との価額差は常識的な範囲でなければなりません。具体的には、埼玉県東南部5市1町²⁶間で同一料金を認めている場合を除き、市民と市外の方の使用料の格差の幅は、施設の数や性質、使用料の性質等によっても異なることから、原則として2倍の範囲内で妥当な率とします。

② 入場料等を徴収するものの利用

施設利用者（申請者）が二次的利用者（客等）から入場料、聴視料、受講料等の名目で幾ばくかの金銭を徴収する場合に、正規の使用料に割増しをする考え方があります。これは、施設利用者が営利目的で公の施設を利用することについて、公の施設の目的外利用として、通常の目的利用と格差をつける意味から妥当とします。ただし、例えば「〇〇講座」の材料費の実費と

²⁵ 65歳以上の人口の割合が21%を超えたとき。

²⁶ 越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町

して金銭を徴収する場合はこの限りではありません。

③ フィルムコミッションを目的とするものの利用

公の施設を企業のＣＭやドラマ等の撮影に利用する場合は、基本的には行政財産の目的外利用として、条例に基づいた扱いをします。

（２）使用料の割引の考え方

正規の使用料に対する割引き制度は採用しない代わりに、それに相当するものとして、次の（３）が考えられます。

（３）一般料金とこども料金の区分設定の考え方

使用料等の価額を、一般料金とこども料金の別、こども料金を更に就学前後、児童・生徒別に格差を設ける考えがあります。これは、使用料等はサービスの受益の対価として徴収するものであることから、その受益感が感じ取れることができなければなりません。したがって、仮に幼児、小学生、中学生、高校生の別に価額帯を設ける場合、それぞれに合理的説明がつく限りにおいて認められるものとします。

８ 指定管理者導入施設の利用料金制の扱い

指定管理者が公の施設を管理²⁷している場合で、利用料金制²⁸を導入するに当たっては、本方針に沿って価額等を検討することになります。

９ 使用料等の還付（※過誤納金の還付のことではありません。）

施設の使用前に納付した使用料等は、原則として還付しません。理由は、施設使用の安易な予約行為（又はキャンセル）を防止するなどのためです。

ただし、施設利用当日までの間に以下の事由が生じた場合には、予納した使用料等の全部又は一部を還付することができるものとします。

（１）施設ごとに定めた還付条件に従って還付手続を行う場合

（２）施設利用中の発災（火災や地震等）により、施設の利用が満足に果たせないものと市が判断した場合

²⁷ 公の施設の管理を民間等の団体に行わせることができる制度（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）。

²⁸ 当該施設の使用料を指定管理者の収入とすることができる制度（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項）。

(3) その他、還付することが適当であると市又は指定管理者が判断した場合
なお、(2) 及び (3) の事由の場合、還付の判断、還付金の額及び還付の方法等は、施設を所管する部署等が利用者の利益に立って、適宜・的確に対応することとします。

10 施設の稼働率向上と適正利用

公の施設は、市民の利用に供する目的で整備されたものですから、市民に広く開かれた効率のよい施設運営が求められます。したがって、市民の利用に際して行き過ぎた制限や制約には注意を要します。管理規則や運用等を点検して、施設の使用に当たって特段の支障を来たさない限り、利用に当たっての制限や制約を設けることなく、市民にとって使い勝手の良い施設運営に心がける必要があります。

11 使用料の激変緩和の措置

使用料等の価額を見直した結果、引上げ幅が1.5倍を超える場合、公共料金としての安定性や市民生活に与える影響等を考慮して、引き上げの幅は、1.5倍とします。

12 消費税の適正転嫁

消費税（地方消費税を含む。）²⁹は、資産の譲渡等³⁰の対価³¹に転嫁することで最終的に消費者が負担する間接税です。その税収は、国と地方の財政を大きく支えています。

市民に提供する財・サービスには、民間事業者と同様に仕入れ（経費）が伴い、その仕入価額には消費税が入り込んでいるものです。

例えば、公共施設の場合には建築費のほか修繕費、備品費、光熱水費などに、各種証明書の発行の場合には、証明用紙代や印字インク代といったもののの中に、消費税が含まれています。

施設管理に係る委託料や指定管理料にも当然、消費税分を別途上乘せして支払っています。たとえば、10億円の指定管理料には8千万円（8%）もの消費

²⁹ 平成元年創設。税率3%から始まり、地方消費税率を含めて5%（H9.4～）、8%（H26.4～）に引上げ、更に10%（当初H27.10～を延期しH29.4～としたもののH31.10～に再延期）に引上げを予定している。

³⁰ 資産の「譲渡」、「貸付」又は「役務の提供」をさす。

³¹ 単純に料金、代金のことをいう。

税を別途負担しています。

このように、事務事業経費の中には消費税が内在していることから、使用料や手数料等の算出にあたっては、消費税分を適切に反映させないと、結果として歳出を膨らませることになるばかりか、消費税分を市税等で負担するということになり、当該財・サービスの利益を受けていない市民も（間接的に）負担させられるということですから「受益者負担の原則」の考え方が失われます。

したがって、消費税の課税対象となる経費には、相応の消費税分を適正に転嫁するものとします。

1 3 手数料について

施設に係る使用料は、資産の貸付に対する対価の性格を帯びていますが、各種書類等の申請、発行、届出等に係る行政手数料は、職員の役務の提供に対する対価の性質によることから、使用料の取り扱いと多少異なります。

手数料の場合、原価（コスト）に施設等の減価償却費を含めないことや、減免事由に使用料の減免事由ほど多くを定めないので一般的です。そのほか、手数料の還付や割増・割引、あるいは一般料金、こども料金、高齢者料金などの概念も馴染み難いものがありますが、使用料同様に常に見直しが求められることに変わりありません。

1 4 使用料等の見直しの周期

モノに係る経費が変動する以上、経費等が根拠となる使用料等の価額も不変ではありません。コストの変化を常に捉えて、適時・的確な見直しが求められます。その際、使用料等は公共料金であることから、価額の一定期間の安定性というものが求められます。また、見直しに要する調査・調整等の作業期間、更には行政改革の取組期間（5年間）等を考慮して、価額等の見直し作業の周期を、原則として5年ごとに行うことを適当とします。ただし、法令の規定や基準、計画等で改定の周期が定められている場合等はその限りではありません。

見直しの結果において、価額改定の必要があると判断した場合には、必要に応じて審議会等に対して十分な説明責任を経て、速やかな措置をとることとします。

第5次越谷市総合振興計画 前期基本計画
進捗状況報告書
【令和5年度】

令和6年(2024年)8月

越 谷 市

目 次

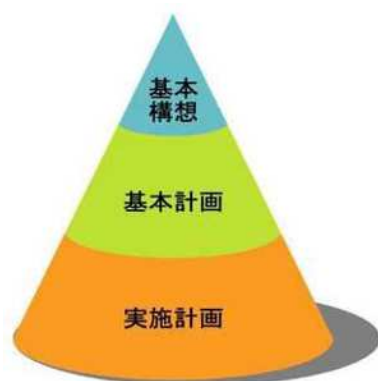
1	前期基本計画進捗状況報告について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	分野別計画の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	大綱1 多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり・・・・・・・・	7
	大綱2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり・・・・・・・・	17
	大綱3 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり・・・・・・・・	33
	大綱4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり・・・・・・・・	45
	大綱5 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり・・・・・・・・	57
	大綱6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり・・	67
3	総合戦略の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・	77
	基本目標1 安定した雇用を創出し、安心して働けるまちをつくる・・・・・・・・	78
	基本目標2 結婚・出産・子育ての希望をかなえる・・・・・・・・	82
	基本目標3 魅力を高め、快適に住めるまちをつくる・・・・・・・・	84



1 前期基本計画 進捗状況報告 について

1 目的

本報告書は、第5次越谷市総合振興計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）の計画期間における実績を示し、「分野別計画」で大項目ごとに掲げるめざす姿及び「総合戦略」に掲げる基本目標の進捗状況を把握し、計画を着実に推進することを目的とする。



基本構想

令和12年度（2030年度）を目標年度とし、本市の将来像とまちづくりの目標を定めるものです。

基本計画

基本構想における将来像を実現するための施策を体系化し、その方策を定めるものです。

実施計画

基本計画における施策を実施するため、具体的事業を定めるものです。

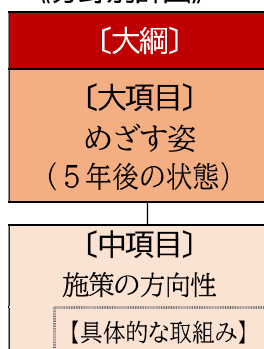
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本構想	第5次越谷市総合振興計画 基本構想									
基本計画	前期基本計画					後期基本計画				
実施計画	第一期実施計画					第一期実施計画				
			第二期実施計画					第二期実施計画		

2 進捗管理について

- ・6つのまちづくりの目標（大綱）の大項目ごとに定めた「めざす姿」の達成度を測るために設定されている達成指標により進捗管理を行う。
 - ⇒計画期間中：各年度の実績値を把握
 - ⇒計画期間終了時：令和7年度の実績値により目標値の達成状況を判定
- ・目標の達成に向けた行政の主な取組みの実績を活動指標により示す。
 - ⇒計画期間中：各年度の実績値を把握

(1) 計画の体系と指標

《分野別計画》



達成指標（アウトカム）

= 成果を表す指標

大項目ごとに「めざす姿（目標）」の達成度を測る指標。
⇒現状値と計画最終年度における目標値を設定。

活動指標（アウトプット）

= 行政の活動量を表す指標

中項目の主な取組みの実績を示す指標。
⇒現状値と計画最終年度における目標値を設定。

《総合戦略》

総合戦略※における「数値目標」は分野別計画の達成指標、「K P I（重要業績評価指標）」は分野別計画の活動指標と同じ位置づけ。

※将来の人口減少問題の克服と地方創生を目的とした「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定

(2) 報告書の見かた

【達成指標（分野別計画）・数値目標（総合戦略）】

指標名	広報こしがや「お知らせ版」を分かりやすいと思う市民の割合						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
73.4%	77.9%	76.1%	80.3%			75% 以上	

令和5年度の実績値を記載

令和7年度実績値により達成状況を明記

【活動指標（分野別計画）・KPI（総合戦略）】

指標名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
「市長とふれあい ミーティング」の 実施回数	累計 92回	累計 92回	累計 94回	累計 104回			累計 140回
取組内容	若い世代の意見を聞くため、市内県立高等学校を6校、そのほか、特定非営利法人や観光農業、子育て、PTAなどの幅広く団体との懇談を実施した。 ※令和4年度から「ホンネ de こしがや ～市長と話そう越谷の未来！～」として実施						

達成指標等の参考として、実績値及び取組内容を記載

※以外、計画の記載内容と令和3、4年度の実績を転記。

※報告書中の年数表記は、各年度3月31日時点での実績。

3 令和5年度進捗状況

		指標数	目標値(R7)を上回る	目標値(R7)を下回る
分野別計画	達成指標	47	11	36
	大綱 1	6	3	3
	大綱 2	11	1	10
	大綱 3	10	2	8
	大綱 4	6	3	3
	大綱 5	8	1	7
	大綱 6	6	1	5
総合戦略	数値目標	7	1	6
	基本目標 1	2	0	2
	基本目標 2	3	1	2
	基本目標 3	2	0	2
合計		54	12	42



2 分野別計画 の進捗状況

【大綱 1】

多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり

（市民、人権、行財政運営など）



1-1 市民参加と協働による市政を推進する

(総合振興計画 本編 82 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

**市政情報の積極的な公開・提供・共有が進み、
より多くの市民が主体的に市政やまちづくりに参加している**

市が保有する情報を積極的に公開・提供し、行政への理解や信頼を深めることで、市民の市政への参加・協働を促します。また、市民参加の場の拡充を図るとともに、市民ニーズを迅速かつ的確に把握し、時流に乗った情報発信、情報共有ができるよう、情報発信媒体の充実や利用者拡大を図ります。

さらには、地域コミュニティ活動への支援を通じて、市民活動の重要性や市民個人の社会的役割への理解を深めることにより、より多くの市民が主体的に市政やまちづくりにかかわるまちを目指します。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	広報こしがや「お知らせ版」を分かりやすいと思う市民の割合						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
73.4%	R3 77.9%	R4 76.1%	R5 80.3%	R6	R7	75% 以上	
—							
指標名	まちづくりへ参加したいと思う市民の割合						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
—	R3 30.1%	R4 35.5%	R5 33.8%	R6	R7	60%	
—							

施策の方向性と主な取組みの状況

1 1 1 市政への市民参加を進める

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
「市長とふれあいミーティング」の実施回数	累計 92 回	累計 92 回	累計 94 回	累計 104 回			累計 140 回
取組内容	若い世代の意見を聞くため、市内県立高等学校を6校、そのほか、特定非営利法人や観光農業、子育て、PTAなどの幅広く団体との懇談を実施した。 ※令和4年度から「ホンネ de こしがや ～市長と話そう越谷の未来！～」として実施						

1 1 2 市民との協働のまちづくりを進める

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
地域コミュニティ活動の新規・拡充事業数	年間 17 事業	年間 16 事業	年間 14 事業	年間 16 事業			年間 20 事業 以上
取組内容	各地区まちづくり推進計画に基づき、花いっぱい事業や防災マップ作成事業等の事業を実施した。						
大型地区センター・公民館数 (着手含む)	累計 9 施設	累計 9 施設	累計 10 施設	累計 11 施設			累計 11 施設
取組内容	大袋地区センター・公民館の大型館化に向け、実施設計に着手した。また、川柳地区センター・公民館は、建替えに向けた川柳地区センター・公民館建設検討委員会を立ち上げた。						

1 1 3 情報を提供し、市民との共有を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
市公式 SNS の登録者数	累計 1 万 5,000 人	累計 1 万 8,938 人	累計 3 万 2,147 人	累計 4 万 3,632 人			累計 2 万 7,000 人
取組内容	転入者へのチラシの配布、成人式でのチラシの配布などを行った。						
越谷 city メールイベント情報配信数	年間 439 件	年間 289 件	年間 391 件	年間 436 件			年間 500 件
取組内容	アフターコロナの世情を反映し、市内イベントの開催状況が概ねコロナ禍以前の状況に戻ったと判断される。それに伴い各課所からの配信依頼も増加した。						



1-2 互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを推進する

(総合振興計画 本編 86 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

すべての人々の人権が尊重され、互いに認め合うことができる平和で豊かな社会が実現している

年齢、性別、国籍や文化の違いを超え、多様な人々がお互いを認め合う人権を尊重した社会や、性別にかかわらず、すべての人々がその個性と能力を十分に発揮して、自分らしい生き方ができる男女共同参画社会を推進します。

また、外国人市民がさまざまな活動への参加を通じて交流を深め、多様性を育むことで、ともに社会の一員として生きていく多文化共生社会の実現、さらに、市民一人ひとりが平和の尊さを実感し、戦争の悲惨さや平和の大切さを語り継ぐことができる平和で豊かな社会を目指します。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	人権意識が高くなっていると感じる市民の割合						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
45.7%	47.5%	48.5%	52.9%			60%	
令和5年度市政世論調査結果							
指標名	多文化共生事業の満足度						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
—	72.5%	95.1%	97.3%			80%	
—							

施策の方向性と主な取組みの状況

1 2 1 相手を思いやる人権意識を高める

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
職員向け人権啓発研修における理解度	—	82.2%	76.8%	80.7%			100%
取組内容	部落差別をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深めるために、差別事象や差別の現実、各種法制定の経緯を簡潔明瞭に説明できるよう、研修資料を作成した。						

1 2 2 人権教育を進める

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
人権教育研修会における教職員の参加率	100%	100%	100%	100%			100%
取組内容	人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、全小中学校の教職員に対して研修会を実施した。						
人権教育に関する講座の参加者数	年間 2,972 人	年間 2,388 人	年間 3,325 人	年間 3,536 人			年間 3,600 人
取組内容	様々な人権問題を正しく理解するための研修会や講座を実施した。						

1 2 3 男女共同参画社会を進める

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
審議会等における女性委員の割合	29.8%	33.0%	33.4%	33.5%			35% 以上
取組内容	審議会等の改選前に、事前協議を実施し、女性登用について働きかけを行った。						
男女共同参画支援センター事業の参加者数	年間 6,418 人	年間 2,707 人	年間 2,231 人	年間 3,376 人			年間 6,600 人
取組内容	継続的に学んでもらえるよう「ほっカレ」を実施。前期、中期、後期のリーフレットに受けられる講座をまとめ、受講数に応じて景品が出る等工夫をした結果、前年度より参加者が増加した。						

1 2 4 多文化共生社会の形成と国際交流を進める

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
通訳翻訳ボランティアの登録者数	累計 102 人	累計 120 人	累計 143 人	累計 153 人			累計 180 人
取組内容	多文化共生事業実施時にボランティア募集の周知を行った。						
多文化共生事業の参加者数	年間 125 人	年間 161 人	年間 122 人	年間 142 人			年間 200 人
取組内容	越谷 c i t y メール等を活用しながら、各種多文化共生事業の参加者を広く募集した。						

施策の方向性と主な取組みの状況

125 平和を愛する心を継承する

指 標 名		現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
			R3	R4	R5	R6	R7	
平和事業参加者数		年間 2,063 人	年間 572 人	年間 755 人	年間 1,623 人			年間 2,200 人
取組内容	平和展及び平和講演会を開催した。 また、平和展への市内公立小学校の6年生の見学会を4年ぶりに実施した。							
平和事業への小中学生の参加者数		年間 589 人	年間 0 人	年間 0 人	年間 910 人			年間 700 人
取組内容	広島平和記念式典へ市内在住中学生16名が参加。 また、平和展への市内公立小学校の6年生の見学会を4年ぶりに実施した。							



1-3 健全でスマートな都市経営を推進する

(総合振興計画 本編 92 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

健全な財政基盤のもとで、利便性の高い行政サービスを提供している

行政評価・行政改革の実施により、市民の視点に立った適切な事業の選択と集中に努め、財源や人員などの経営資源を適切に配分します。持続可能な都市経営を支える健全な財政基盤を強固にし、社会経済情勢の変化等に即した効率的で質の高い行政運営を目指します。

また、国が進める「デジタル・ガバメント」の実現を見据え、ICT（情報通信技術）を積極的に活用した「スマート自治体」への転換に取り組み、窓口での手続きの負担軽減および効率化を図るなど、市民の利便性が高い行政サービスを目指します。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	標準財政規模に対する財政調整基金残高の割合						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
10.9%	R3 13.0%	R4 16.6%	R5 15.9%	R6	R7	10% 以上	
—							
指標名	行政手続きのオンライン化割合						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
4%	R3 14%	R4 19%	R5 49%	R6	R7	80% 以上	
—							

施策の方向性と主な取組みの状況

1 3 1 効率的かつ効果的な行政運営を進める

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
行政改革の取組事項の実施率	—	84.0%	85.7%	88.6%			100%
取組内容	行政改革の取組について調査し、取組未実施のものについては状況の確認を行った。						
証明書のコンビニ交付割合	6.42%	15.05%	20.61%	30.21%			15%
取組内容	コンビニ交付に必要なマイナンバーカードの取得のため、地区センターにおける出張申請を行うなど申請機会を増やし、交付率の向上に努めた。						

1 3 2 行財政運営の健全化を進める

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
広告掲載や公有財産利活用等 による歳入額	年間 1 億 6,808 万円	年間 2 億 281 万円	年間 2 億 7,446 万円	年間 2 億 2,722 万円			年間 1 億 7,000 万円
取組内容	広報こしがや及び市ホームページで広告掲載事業者を募集した。また、行政財産の余剰スペースを活用するため、一般競争入札により、自動販売機設置に伴う貸付を行った。						
通常債の新規借入の上限額	50 億円 以下	33 億 7,840 万円	32 億 1,030 万円	49 億 8,650 万円			50 億円 以下
取組内容	令和 5 年度の通常債は、49 億 8,650 万円の新規借入とした。						

【大綱 2】

みんなが健康で共生して

住み続けられるまちづくり

（保健、医療、子育て、福祉など）



2-1 ともに支え合いながら暮らせる地域をつくる

(総合振興計画 本編 98 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

**市民が地域福祉に主体的に参画し、行政との協働により、
地域課題を発見・解決できる**

複雑・多様化する社会問題や生活上の諸課題に対応するには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合いだけでも対応することは困難です。

そのため、行政による福祉サービスの充実と、住民相互の助け合い、支え合い活動の促進を両輪として、地域福祉の推進に取り組み、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりが暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現を目指します。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	地区版福祉 SOS ゲームの研修会実施件数						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
—	累計 1 件	累計 11 件	累計 22 件			累計 50 件	
—							
指標名	民生委員・児童委員相談支援件数						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
年間 9,740 件	年間 7,278 件	年間 7,380 件	年間 6,457 件			年間 1 万件 以上	
一斉改選後最初の年であり、また、コロナ以前の活動を知らない委員が増えたため、件数が減少した。							

施策の方向性と主な取組みの状況

2 1 1 地域福祉体制の充実を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
地区版福祉 SOS ゲームの研修会 実施地区数	—	累計 13 地区	累計 13 地区	累計 13 地区			累計 13 地区
取組内容	13 地区全てで研修会を完了している。						
民生委員・児童委員の活動日数	年間 121.7 日	年間 91.9 日	年間 103.2 日	年間 105.6 日			年間 120 日 以上
取組内容	会議・研修の開催や訪問等を実施した。一斉改選後最初の年であることや、活動自粛 あけ最初の年であることから活動日数が少なくなっている。						



2-2 予防と助け合いのもとで、充実した地域医療・保健衛生体制をつくる

(総合振興計画 本編 102 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

**自らの健康づくりにより健康寿命が延伸するとともに、
新たな感染症などの予防・まん延防止対策が充実している**

健康を取り巻く状況は大きく変化し、生活環境の改善や医学の進歩により、平均寿命が急速に延伸した一方で、生活習慣の変化によって、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病にかかる人が増加しています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化により、子育てに対し不安や孤立感を持つ保護者が増加傾向にあります。このような状況のなか、市民と関係団体と行政が連携し、それぞれの役割を担うことで、健康づくりの推進に取り組みます。

また、2019年に発生した新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の発生が懸念されるなか、発生時の迅速な対応、積極的な疫学調査により感染拡大・まん延防止を図るとともに、積極的な情報発信に努めます。さらに、食品による健康被害の防止に向け、食品等事業者への監視指導等を効果的かつ効率的に実施し、食の安全・安心を確保するとともに、検査体制の拡充に努め、保健衛生体制の充実を図ります。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	65歳健康寿命の延伸						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
男性 17.66年 (平成30年)	男性 17.98年 (令和2年)	男性 18.14年 (令和3年)	男性 18.18年 (令和4年)			男性 18.26年	
女性 20.46年 (平成30年)	女性 20.84年 (令和2年)	女性 21.15年 (令和3年)	女性 21.28年 (令和4年)			女性 21.06年	
—							

施策の方向性と主な取組みの状況

221 市民の健康づくりを進める

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
健康づくり事業の参加者数	年間 8,668 人	年間 1,225 人	年間 2,691 人	年間 3,318 人			年間 1 万人
取組内容	生活習慣病予防等のための健康教室を実施した。健康教育は前年度と同程度の回数を開催し、実施時の参加定員を増やした。						
がん検診受診率	10%	9%	9%	10%			13%
取組内容	医療機関での個別検診及び保健センター等での集団検診を実施した。肺がん検診では、個別検診の自己負担額の減額及び実施期間を延長し、受診しやすい体制を整えた。また、対象者の一部には、受診勧奨、再勧奨はがきを送付するとともに、市の公式 SNS 等で周知を行った。						
妊産婦・母子相談件数	年間 5,585 件	年間 5,478 件	年間 5,733 件	年間 5,756 件			年間 5,700 件
取組内容	妊娠届出時に全員の面談を実施した。また、新生児訪問において、母子相談を実施した。						

222 地域医療体制の充実を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
備蓄資器材の整備率	63.4%	86.6%	86.6%	87.8%			100%
取組内容	災害時の医療資器材、感染症対策資器材の整備のため、備蓄をおこなった。						
夜間急患診療所の認知度	79.2%	74.8%	78.7%	81.9%			85%
取組内容	広報こしがや及び市ホームページへの掲載やチラシの配布、本庁舎及び市立病院でのモニター放映を継続的に実施した。						
市立病院の総収支比率	99.3%	100.9%	98.0%	94.6%			100% 以上
取組内容	新型コロナウイルス感染症に関する補助金が令和 5 年 6 月に終了したが、一般診療を継続しつつ、半年間は陽性者の受入れを行った。						

223 保健衛生体制の充実を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
結核患者に対する直接服薬確認療法（DOTS）実施率	100%	62.3%	100%	100%			95% 以上
取組内容	結核患者に対して、アセスメント及び計画を立案し、訪問、面接、連絡等で服薬支援を行った。						
動物愛護および適正飼養に関する事業の参加者数	年間 1,083 人	年間 466 人	年間 4,468 人	年間 1,115 人			年間 1,100 人
取組内容	飼い主のいない猫の譲渡会を、イオンレイクタウンを会場として実施した。						



2-3 子どもたちが夢と希望を持って育ち、安心して子育てできるまちをつくる

(総合振興計画 本編 106 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

すべての子どもが夢と希望を持って育ち、社会の一員として主体的に生きることができ、安心して子育てできる環境が整備されている

少子高齢化が進行するなか、だれもが住みなれた地域で、いつまでも健康で安心して暮らすことができるよう、地域で支え合う福祉活動を推進するとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目指します。

また、安全・安心に過ごすことのできる居場所づくりや地域交流機会などを通して、子どもたちが社会の一員として自覚し、自立できるよう環境を整備するとともに、地域の特性に応じた青少年健全育成の体制の充実を図り、青少年への支援につなげます。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	子育てサロン利用者数						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
年間 47,940 人	年間 26,746 人	年間 37,002 人	年間 41,598 人			年間 48,000 人	
—							
指標名	保育所（園）の待機児童数						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
46 人	1 人	1 人	4 人			0 人	
—							

施策の方向性と主な取組みの状況

231 地域のなかで子育てを支える

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
ファミリー・サポート・センター利用件数	年間 4,849 件	年間 3,687 件	年間 3,990 件	年間 3,792 件			年間 4,900 件
取組内容	子どもの一時預かりや保育施設等への送迎などを実施した。						
子育てサロンの講座開催数	年間 194 回	年間 181 回	年間 224 回	年間 194 回			年間 200 回
取組内容	子育てサークルによる親子のふれあい講座等を実施した。						

232 地域のなかで子どもが自ら育つ環境をつくる

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
青少年相談室開室時間	年間 907 時間	年間 1,104 時間	年間 1,089 時間	年間 1,083 時間			年間 1,200 時間
取組内容	悩みを抱えている青少年や子どもの非行・問題行動で悩んでいる保護者の相談に応じた。						

233 次世代を担う子どもたちを健やかに育てられる子育てしやすい環境を整える

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
学童保育施設数	累計 48 施設	累計 50 施設	累計 51 施設	累計 52 施設			累計 54 施設
取組内容	川柳学童保育室を増設整備した。						
公立保育所の建て替え施設数	累計 6 施設	累計 8 施設	累計 8 施設	累計 8 施設			累計 9 施設
取組内容	大沢第一及び中央保育所を一体化して建て替える（仮称）緑の森公園保育所の建設工事を実施中。						
家庭児童相談員の研修会受講回数	年間 5 回	年間 3 回	年間 5 回	年間 5 回			年間 5 回
取組内容	東部家庭児童相談室連絡協議会主催研修を2回、埼玉県主催の子育てトレーナーに関する研修に2回、ひきこもりに関する研修に1回受講した。						

234 貧困の状況にある子どもと家庭を支える

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
母子・父子等福祉貸付相談件数	年間 169 件	年間 135 件	年間 103 件	年間 112 件			年間 170 件 以上
取組内容	ひとり親家庭等の父母の経済的自立を支援し、生活意欲を促進し、扶養している子どもの福祉増進を図るため、母子・父子自立支援相談員が相談に応じた。						



2-4 障がい者（児）が安心して暮らせる環境をつくる

（総合振興計画 本編 110 ページ）

《めざす姿（5年後の状態）》

**障がい者（児）が社会に参画でき、その一員としてともに
生きる社会づくりを目指して、安心して暮らせる環境をつくる**

障がいの早期発見を図るとともに、障がい者（児）の状況に的確に対応し、社会の一員としてともに生きる社会づくりを目指して、障がい者（児）の意向に寄り添いながら、療育の充実や医療的ケア児等への支援の提供、相談支援体制の充実や成年後見制度の利用促進、住まいや日中活動の場の確保等により、障がい者（児）と家族が地域で安心して暮らせるよう、地域全体で障がい者（児）を支える環境を整えます。

また、就労の支援や外出の支援など、障がい者（児）の社会参加を促進する多様なサービスの充実を図り、生活の幅や活動の機会を広げ、障がい者（児）が望む自立した生活を送れる環境づくりを進めます。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	差別や偏見を感じている市民の割合						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
29.2%	R3	R4	R5	R6	R7	0%	
	—	—	—		—		
障がい者計画策定に向けてのアンケート調査（令和6年度）時にのみ算定							
指標名	障がい福祉施策に関心のある市民の割合						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
74.9%	R3	R4	R5	R6	R7	100%	
	—	—	—		—		
障がい者計画策定に向けてのアンケート調査（令和6年度）時にのみ算定							

施策の方向性と主な取組みの状況

241 障がいの早期発見と療育環境を整える

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
福祉型児童発達支援センター「ぐんぐん」の待機児童数	0 人	0 人	0 人	0 人			0 人
取組内容	発達に支援が必要な児童に対し、日常生活に必要な基本的動作の習得訓練等を行った結果、保育所や幼稚園へ移行した児童もあり、定員枠の確保につながった。						

242 生活の質の向上を支援し、社会的自立を促進する

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
障がい者の就労者数	年間 77 人	年間 108 人	年間 100 人	年間 75 人			年間 100 人
取組内容	障害者就労支援センターにおいて、障がい者等を対象に就労に関する相談を受け、障がいに応じた様々な支援を行った。また、令和 5 年度の実績について、利用者の体調不良や雇用条件の不一致により減少した。						
成年後見制度にかかる中核機関の設置数	—	累計 1 か所	累計 1 か所	累計 1 か所			累計 1 か所
取組内容	令和 3 年 10 月から「成年後見センターこしがや」（越谷市社会福祉協議会）に、地域連携ネットワークの構築等の新たな役割を付加し、中核機関として位置付けた。						
医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	年間 2 人	年間 0 人	年間 4 人	年間 3 人			年間 2 人
取組内容	市の看護師等が埼玉県主催の「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を受講する機会を設け、医療的ケア児等を支援する人材の養成に努めた。						

243 地域での生活を支え、日常生活の充実を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
市内のグループホーム居室数	累計 220 室	累計 324 室	累計 361 室	累計 461 室			累計 400 室
取組内容	グループホームの開設を検討している事業者に対して、開設に向けた情報提供、運営等についての指導・助言を行った。						
コミュニケーション支援事業の派遣登録者数	26 人	28 人	28 人	29 人			32 人
取組内容	障害者福祉センター「こばと館」で手話通訳者養成講習会、要約筆記者養成講習会等を実施した。						

244 安心して外出するための円滑な移動を支援し、社会参加を促進する

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
移動支援事業の登録事業者数	累計 65 事業者	累計 68 事業者	累計 69 事業者	累計 70 事業者			累計 66 事業者
取組内容	新規登録を検討している事業者に対して、申請に係る相談に応じた。						



2-5 高齢者が安心していきいきと暮らせるまちをつくる

(総合振興計画 本編 114 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができる

高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができるよう、住民が主体となった介護予防の推進や住民どうしの互助による生活支援体制の整備を図るなど、高齢者を地域全体で支え合うための支援体制づくりを目指します。また、認知症施策の強化と充実を図り、認知症の人にやさしい地域を目指すとともに、地域包括支援センターの充実や介護保険制度に関する相談、情報提供体制の充実、さらには在宅医療と介護の連携の推進など、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の各種サービスが連携した支援体制の構築を目指します。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	認知症に関心がある市民の割合						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
80.5%	—	84.6%	—	—		90%	
令和7年度に調査予定 本指標は、3年に一度実施している介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の数値である。							
指標名	地域包括支援センターを知っている市民の割合						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
64.1%	—	61.1%	—	—		80%	
令和7年度に調査予定 本指標は、3年に一度実施している介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の数値である。							

施策の方向性と主な取組みの状況

251 生きがいづくりを支援する

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
老人福祉センターの利用者数	年間 29 万 5,360 人	年間 18 万 5,058 人	年間 20 万 9,391 人	年間 22 万 7,219 人			年間 30 万人
取組内容	利用者ニーズを踏まえた講座やイベントを開催したほか、一部施設に Wi-Fi を整備するなど、さらなる利用促進に努めた。						

252 住民主体の介護予防を進める

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
介護予防に取り組む自主グループ数	累計 30 団体	累計 41 団体	累計 46 団体	累計 47 団体			累計 65 団体
取組内容	介護予防リーダーを養成し、養成したリーダーが介護予防体操等を行う自主グループを立ち上げることができるよう支援を行った。						
住民主体サービス実施団体数	累計 9 団体	累計 14 団体	累計 16 団体	累計 18 団体			累計 30 団体
取組内容	団体の活動に対する補助金を交付し、安定的なサービス提供のための支援を行うとともに、介護予防リーダー団体に対する PR を行うなど団体数の拡充に努めた。						

253 認知症の人にやさしい地域をつくる

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
認知症サポーター養成数	年間 4,926 人	年間 2,596 人	年間 3,330 人	年間 3,378 人			年間 5,000 人以上
取組内容	市民や小中学校、企業向けに認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行った。						
チームオレンジ（認知症サポーターの交流拠点）の設置数	—	累計 0 か所	累計 3 か所	累計 3 か所			累計 2 か所
取組内容	令和4年度に設置したチームオレンジ3団体が、効果的に活動を実施できるよう、研修会を開催した。						

254 高齢者を支える環境をつくる

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
地域包括支援センター設置数	累計 11 か所	累計 12 か所	累計 12 か所	累計 12 か所			累計 13 か所
取組内容	すべての日常生活圏域に地域包括支援センターを設置するために、北越谷地区での地域包括支援センターの設置に向けた検討を行った。						
地域包括支援ネットワーク協力事業所数	累計 471 か所	累計 507 か所	累計 517 か所	累計 550 か所			累計 530 か所
取組内容	各地区の関係機関・団体等へ地域包括支援ネットワークについて周知活動を実施した。						

施策の方向性と主な取組みの状況

255 介護保険制度の充実を図る

指 標 名		現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
			R3	R4	R5	R6	R7	
介護サービス相談員受け入れ事業所数		年間 8 事業所	年間 8 事業所	年間 8 事業所	年間 8 事業所			年間 12 事業所
取組内容	広報こしがや及び市ホームページ等で制度の周知を行った。受入施設の新型コロナウイルス感染症等への継続的な対策実施により、訪問日数は少なかったものの、可能な限り、活動を継続した。							
特別養護老人ホームの床数		累計 1,069 床	累計 1,269 床	累計 1,287 床	累計 1,287 床			累計 1,500 床
取組内容	令和3年度に公募で選定した事業者の整備計画を進めた。							



2-6 市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る

(総合振興計画 本編 120 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

**だれもが地域で安心して暮らすことができる支援体制や
社会保障制度が充実している**

市民が安定した生活を送ることができるよう、生活保護制度および生活困窮者自立支援制度の適正な実施に努めます。また、医療費の適正化および財政の健全化に努め、国民健康保険発祥の地の誇りを持って、地域医療保険としての国民健康保険制度および後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るとともに、市民の公的年金受給権確保に向けた制度の周知・啓発に努めるなど、各種社会保障制度の適正な運営と支援体制の充実を図り、だれもが地域で安心して暮らすことができるまちを目指します。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	自立相談支援事業により自立に向けた改善が見られた人の割合						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
87.9%	93.6%	98.0%	100%			90%	
令和5年度は、自立支援プランを作成した対象者全員について、自立に向けた社会面、生活面の改善（就労開始や関係機関との連携開始等）が図られた。							
指標名	国民健康保険被保険者1人あたり医療費の埼玉縣市町村平均額との比率						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
100.2%	100.5% (令和2年度)	98.9% (令和3年度)	100.2% (令和4年度)			99% 未満	
—							

施策の方向性と主な取組みの状況

261 生活に困窮している方々へのサポート体制の充実に努める

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
子どもの学習・生活支援事業参加率	29.7%	27.5%	28.7%	33.6%			40%
取組内容	学習教室の開催および支援対象者の状況に応じて家庭訪問を行った。また、高校進学や卒業のメリットを説明し、進学・卒業に向けた意欲を引き出し、高めるために、教室への勧誘や訪問学習などの支援を行った。						

262 医療保険制度の維持・充実に努める

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
特定健康診査受診率	41.9%	39.3%	41.4%	40.1%			60%
取組内容	未受診者対策として、受診勧奨通知の作成と電話による受診勧奨を専門の業者に委託し実施した。						
ジェネリック医薬品使用割合 (数量シェア)	79.0%	81.6%	82.3%	84.6%			80% 以上
取組内容	先発医薬品をジェネリック医薬品に変更した際の自己負担差額が100円以上の方を対象に差額通知を送付した。						

263 安定した生活を送るため年金制度を支援する

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
国民年金受給率	99.8%	100%	99.9%	99.6%			100%
取組内容	年金相談や広報活動により国民年金制度の周知・啓発に努めた。また、日本年金機構と協力・連携し、加入促進を図った。						

【大綱3】

都市と自然が調和した

集約と連携によるまちづくり

（都市計画、都市施設、住宅など）



3-1 生活の質が高く選ばれ続ける都市をつくる

(総合振興計画 本編 126 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

越谷市に住む人が、越谷に愛着を持ち、定住意向が高まっている

都市機能が集約された市街地を中心とし、バランスのとれた質の高いまちづくりを推進することで、市民生活の満足度を高めます。

また、河川や田園風景の自然環境や旧日光道中（旧日光街道）に残る歴史的建築物などの地域の個性や特徴を活かした越谷らしい良好な景観づくりを進め、「越谷に住んでよかった」「これからも住み続けたい」と思える、愛着や誇りを持てるまちを目指します。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	定住したいと思う市民の割合						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
77%	74%	77%	77%			80%	
—							
指標名	景観の満足度						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
66.7%	65.4%	67.9%	69.9%			70%	
—							

施策の方向性と主な取組みの状況

3 1 1 メリハリのある土地利用を進める

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
市街化区域内の人口密度	100人/ha 以上	100人/ha 以上	100人/ha 以上	100人/ha 以上			100人/ha 以上
取組内容	これまで図られてきた土地利用を活かしつつ、メリハリのある土地利用を推進し、駅周辺などの市街地を中心として、質の高い市街地の形成に努めた。						

3 1 2 活気ある市街地を整備する

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
西大袋地区拠点施設の用地取得率	0%	13.1%	32.9%	55.9%			100%
取組内容	令和7年度までに分割取得する予定の用地のうち、令和5年度は23.0%を取得した。						
西大袋土地区画整理事業の進捗率	66.7%	70.2%	70.6%	71.0%			96%
取組内容	土地区画整理事業施行区域内において、令和5年度は131mの道路整備を実施した。						

3 1 3 身近で親しみのある景観をつくる

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
景観アドバイザー制度の活用件数	累計 32件	累計 39件	累計 46件	累計 54件			累計 60件
取組内容	民間建築物5件、公共施設3件について景観アドバイザー制度を活用し、景観に配慮した建築物の誘導を行った。						
「こしがや景観資源」の登録件数	累計 65件	累計 149件	累計 207件	累計 249件			累計 240件
取組内容	広報こしがや及び市ホームページ等にて募集を行い、令和5年度は新たに42件を登録した。						



3-2 地域を支える道路・公共交通をつくる

(総合振興計画 本編 130 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

道路や橋りょうの体系的な整備・維持管理により、安全かつ円滑な道路網を形成している

道路や橋りょうは、市民の生活に欠かすことのできない重要な都市施設であるため、国施行の東埼玉道路や県施行の浦和野田線などの整備促進を図るとともに、市内の幹線道路や橋りょうなどの整備・維持管理を進め、安全かつ利便性の高い道路網の形成を目指します。

また、地域に適した公共交通網を形成するため、利便性の向上や交通結節点の機能強化を図るとともに、こしがや公共交通ガイドマップの配布などにより、公共交通の利用を促進し、市民生活を支える“持続可能”な公共交通網の形成を目指します。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	都市計画道路の完成率						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
65%	64.6%	64.6%	65.3%			66%	
—							
指標名	公共交通の満足度						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
66%	63%	54%	65%			70%	
前年度と比較して、「やや不満」「不満」の回答比率は変わらず、「無回答」の比率が10%以上減少したため。							

施策の方向性と主な取組みの状況

3 2 1 道路の整備を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
都市計画道路などの整備進捗率	7%	7%	7%	7%			37%
取組内容	都市計画道路の事業用地を取得した。						
主要な幹線道路の舗装改良率	14%	36%	38%	41%			38%
取組内容	越谷市道路資産管理計画に基づき、主要な幹線道路の舗装改築を行った。						
橋りょう耐震化対策の進捗率	21%	27%	27%	28%			34%
取組内容	千代田橋及び廣橋の2橋の橋梁部の耐震化に取り組んでいる。						

3 2 2 道路・水路の管理を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
道路施設などの改修率	80%	81%	82%	82%			85%
取組内容	修繕が必要だと判断した道路付属物（道路照明灯・道路反射鏡等）のうち、55基の更新工事を実施した。						
道路の修繕・清掃の要望件数	年間 3,559件	年間 3,026件	年間 3,106件	年間 3,129件			年間 3,000件
取組内容	計画的な舗装修繕を行う等、予防保全型の維持管理に取り組んだ。						

3 2 3 公共交通網の維持・充実を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
公共交通利用圏域のカバー率	70.5%	70.5%	70.0%	70.0%			76.5%
取組内容	市内全地区での意見交換会（全52回）を行い、市民の要望の把握に努めた。						



3-3 水と緑でつながるやすらぎのある空間をつくる

(総合振興計画 本編 134 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

緑地保全や緑化推進、公園などの整備を図り、水と緑に囲まれた都市空間が形成されている

公園や緑地は、憩いや安らぎ、スポーツ・レクリエーションおよび地域コミュニティ形成の場、さらには防災空間や環境保全の役割、ヒートアイランド現象や地球温暖化の防止など、多様な機能を有しており、これらが良好な状態で保全・管理されるとともに、機能が十分に発揮され、快適で潤いのある生活を送ることができる水と緑を活かした空間づくりを目指します。

また、市内の河川敷地や水路用地を利用した緑道の整備により、地域住民が身近に自然とふれあうことのできる水辺環境の形成を目指します。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	市民 1 人当たりの都市公園面積						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
2.69 m ²	2.69 m ²	2.78 m ²	2.79 m ²			2.94 m ²	
—							
指標名	公園の維持管理を担う市民団体数						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
累計 72 団体	累計 78 団体	累計 78 団体	累計 80 団体			累計 90 団体	
—							

施策の方向性と主な取組みの状況

3 3 1 身近な緑を守り育てる

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
保存・樹林・樹木地区の指定箇所数	—	累計 0 か所	累計 0 か所	累計 0 か所			累計 10 か所
取組内容	地区の指定方法等、制度内容についての検討を行った。						

3 3 2 だれもが利用しやすく安全な公園をつくる

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
照明灯 LED 化都市公園数	—	累計 2 か所	累計 10 か所	累計 11 か所			累計 10 か所
取組内容	緑の森公園の公園灯 LED 化を実施した。						
公園などの多機能トイレ整備数	累計 77 か所	累計 80 か所	累計 82 か所	累計 85 か所			累計 90 か所
取組内容	宮本公園のトイレ新設及び（仮称）西大袋第 1 号公園へトイレ 2 棟新設を実施した。						

3 3 3 水辺を活かした快適な空間をつくる

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
綾瀬川緑道整備進ちょく率	56%	65%	71%	88%			74%
取組内容	埼玉県が行う整備工事が令和 5 年度に完了した。						
元荒川緑道整備進ちょく率	77%	92%	92%	92%			92%
取組内容	計画延長 21,400m に対して、これまで 19,645m を整備した。						



3-4 安全で良好な水環境をつくる

(総合振興計画 本編 138 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

自然災害に備えたまちづくりが進み、安全で安心して生活できる

社会全体で自然災害に備えるため、国や県が進める河川改修事業を促進させるとともに、河川や都市下水路などの水災害に備えた都市基盤の整備や雨水の流出抑制対策を進めます。

さらに、市民の水害に対する防災意識の向上のため、防災に関する普及啓発や災害時の情報提供などのソフト対策を推進し、総合的な治水対策に取り組み、安全で安心して生活できるまちを目指します。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	都市下水路整備率						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
87%	88%	90%	91%			100%	
—							
指標名	総合治水対策（ソフト対策）の実施率						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
—	44.2%	95.9%	95.9%			100%	
—							

施策の方向性と主な取組みの状況

3 4 1 水害に強いまちづくりを進める

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
樋管（ゲート）の改修率	75%	78%	81%	82%			84%
取組内容	手動ゲート 68 か所のうち、56 か所の電動ゲート化を実施済み。令和 5 年度は南埼玉病院前ゲートの電動ゲート化を実施した。						
雨水流出抑制対策率	94% (平成 30 年度)	95%	96%	98%			98%
取組内容	開発行為に伴う雨水流出抑制施設の整備により、対策率の向上に取り組んだ。						

3 4 2 水質の保全と安全な水の確保により快適な生活環境を整える

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
公共下水道事業の経常収支比率	—	109.8%	112.6%	111.0%			100% 以上
取組内容	—						
合併処理浄化槽普及率	36%	40%	41%	44%			45%
取組内容	単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換する際に補助金を交付した。						

3-5 安心して住むことができる住宅環境をつくる

(総合振興計画 本編 142 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

環境配慮型住宅の整備を促進し、だれもが安心して住み続けられる

人口減少や少子高齢化の進行により、住宅の利用形態の変化や空き家が増えていくなかで、空き家バンクやセーフティネット住宅といった既存建築物の流通手段を確立し、既存ストックの有効活用を図るとともに、省エネルギー・バリアフリーに配慮した環境にやさしく、良質な住宅の整備を促進し、安心して暮らせる住宅環境の整備を目指します。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	空き家等是正件数						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
累計 177 件	累計 232 件	累計 271 件	累計 301 件			累計 240 件	
—							
指標名	セーフティネット住宅登録戸数						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
累計 1 戸	累計 2,062 戸	累計 2,180 戸	累計 2,232 戸			累計 420 戸	
—							

施策の方向性と主な取組みの状況

351 安心して暮らせる住まいづくりを支援する

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
耐震改修補助による工事実施 件数	累計 103 件	累計 105 件	累計 111 件	累計 112 件			累計 135 件
取組内容	耐震診断補助額の上限を 5 万円から 7 万円に拡充し、市民や関係団体へ周知を行った。						
空き家等の予防・活用の件数	—	累計 39 件	累計 62 件	累計 89 件			累計 30 件
取組内容	居住しているうちからの相続対策の必要性を周知・啓発することで、空き家等の発生の予防を図った。 また、協定を締結している不動産団体との連携により、活用・流通の促進を図った。						

352 住宅ストックの有効活用と快適な住宅環境の実現を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
建築物省エネ法に基づく届出 等件数	累計 211 件	累計 338 件	累計 409 件	累計 479 件			累計 630 件
取組内容	窓口相談時等に、届出等が必要な建築物に対して周知を行い、基準値に満たない建築物への指導を行うことで、建築物の省エネ化を推進した。						
セーフティネット住宅の登録 において連携する不動産仲介 業者の数	—	累計 2 社	累計 3 社	累計 3 社			累計 12 社
取組内容	市ホームページで不動産事業者等に登録を呼びかけ、制度の周知を図った。						

【大綱4】

持続可能で災害に強い

安全・安心なまちづくり

（環境、危機管理、消防など）



4-1 環境にやさしい持続可能な地域・社会をつくる

(総合振興計画 本編 148 ページ)

《めざす姿（５年後の状態）》

**将来世代に豊かな環境をつなげるため、すべての人が責任を持って
考え行動している**

温室効果ガスの排出を大幅に削減した脱炭素社会の構築とあわせ、すでに影響が出ている気候変動に対する適応も図ります。環境負荷を低減する資源循環型の地域形成、生物多様性の保全・回復、安全で安心な生活環境の形成の実現を目指します。

そして、市民・事業者等の参加・協働により将来世代に豊かな環境をつなげるため、すべての人が責任を持って考え行動しているまちを目指します。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	市域からの温室効果ガス排出量						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
2013 年度比 10.6%減 (平成 29 年度)	2013 年度比 18.3%減 (令和元年度)	2013 年度比 19.6%減 (令和 2 年度)	2013 年度比 18.0%減 (令和 3 年度)			2013 年度比 26.9%減	
国の地球温暖化対策計画や埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）の目標値改定及び「埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書」の算定方法の見直しに合わせて、市総合振興計画及び環境管理計画の目標値等も変更し、進捗管理を行う。 ※改定前の目標値等（総合振興計画本編 149 ページ） ・現状値（R1）：2013 年度比 8.6%減（平成 29 年度） ・目標値（R7）：2013 年度比 19.3%減							
指標名	市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
795 g	781 g	767g	735g			740 g	
—							

施策の方向性と主な取組みの状況

4 1 1 脱炭素社会をつくる

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
市民・事業者による SDGs 宣言世帯数・事業所数	—	累計 0 件	累計 106 件	累計 168 件			累計 1,000 件
取組内容	市主催のイベント等で周知を行い、こしがや SDGs パートナーの募集を実施した。令和 6 年 2 月には 1 周年イベントを開催した。						
市の事業・支援による太陽光発電設備の発電容量	累計 7,423kW	累計 8,214kW	累計 8,780kW	累計 9,362kW			累計 9,800kW
取組内容	太陽光発電設備への補助に関して市ホームページで周知を行い、補助金の交付を行った。						

4 1 2 地域の効率的な資源循環を進める

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
リサイクル率	17.7%	16.8%	16.4%	17.1%			20%
取組内容	令和 5 年 2 月に民間企業と協定を締結したことにより、家庭から回収した使用済みペットボトルを原料として、すべてペットボトルに再生できることとなった。						
電子マニフェスト普及率	76.1% (平成 30 年度)	73.4% (令和 2 年度)	78.7% (令和 3 年度)	77.4% (令和 4 年度)			85%
取組内容	窓口でのリーフレットの配布や市ホームページでの周知、オンラインセミナー等の紹介、公共工事等における利用促進案内を行った。また、庁内及び出先機関等から日常的に排出される産業廃棄物については、全て電子マニフェストを利用した。						
ふれあい収集の登録件数	年間 472 件	年間 510 件	年間 558 件	年間 618 件			年間 650 件
取組内容	ごみ収集カレンダー、障がい者福祉ガイド等で制度について周知した。						

4 1 3 生き物・人が共生する社会をつくる

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
生物の生息・生育に配慮した区域の面積	32.4ha	32.4ha	32.4ha	32.4ha			34ha
取組内容	平方自然観察林の枯れ木の伐採管理等、区域の維持管理を行いつつ、新たな区域の創出に向けて調査を実施した。						
環境・SDGs に関する取組み件数	年間 24 件	年間 13 件	年間 22 件	年間 29 件			年間 30 件
取組内容	子ども自然体験バスツアーなどの環境教育教室を開催したほか、出張講座の実施やレイクタウンでの ECO WEEK 等へ参加した。						

施策の方向性と主な取組みの状況

4 1 4 安全・安心な環境づくりを進める

指 標 名		現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
			R3	R4	R5	R6	R7	
排水基準適合率		100%	100%	100%	100%			100%
取組内容	市内の有害物質等を排出する事業場（約90か所）等に対し、定期的な立入検査や届出等の指導を実施した。							
気候変動適応計画に関する取組み件数		—	年間 12件	年間 12件	年間 15件			年間 12件
取組内容	気候変動をテーマとする交流会の実施や市主催のイベント等で啓発チラシを配付するなど、情報発信等の取組を実施した。							



4-2 安全・安心に暮らせるまちをつくる

(総合振興計画 本編 152 ページ)

《めざす姿（５年後の状態）》

だれもが安全で安心して生活できる

自然災害や大規模テロ、新たな感染症の発生など、あらゆる危機から市民の生命・身体・財産を守り、被害を最小限にとどめるため、一人ひとりが危機意識を持ち、自助・互助・共助・公助による地域防災力と危機対応力の向上を図るとともに、防災活動拠点および防災施設の機能を強化し、安全で安心な市民生活の実現を目指します。

また、交通ルールや相手の立場を尊重した交通マナーを守るなど、一人ひとりの交通安全意識がより一層高まり、だれもが交通事故の被害者・加害者とならない安全で安心なまちを目指すとともに、防犯意識の高揚や自主的な防犯活動への支援等、警察や関係団体と連携を図りながら犯罪の起こりにくい環境を整えます。

さらに、消費者の権利保護、自立支援等を基本に、消費生活に関する知識の普及・啓発や相談体制の充実を図り、市民が悪質商法などの被害に遭うことなく、安心して消費生活を送ることのできるまちを目指します。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	自主防災組織の力バ－率						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
90.7%	92.0%	93.0%	93.1%			92.5%	
—							
指標名	人口１，０００人あたりの刑法犯認知件数						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
9.72 件	6.72 件	7.11 件	8.08 件			7.16 件	
—							

施策の方向性と主な取組みの状況

4 2 1 危機管理対策の充実を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
緊急時における応援協定の締結団体数	累計 65 団体	累計 75 団体	累計 84 団体	累計 88 団体			累計 80 団体
取組内容	応援協定締結に向けて民間企業等と協議を実施した。						

4 2 2 災害対策を進める

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
自主防災組織リーダーの養成講座参加者数	累計 553 人	累計 553 人	累計 703 人	累計 790 人			累計 1,200 人
取組内容	自主防災組織リーダー養成講座を開催した。						
備蓄資器材の整備率	80%	88%	91%	94%			100%
取組内容	屋根なし簡易間仕切り等の備蓄資器材を購入した。						

4 2 3 地域の防犯力を高める

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
自主防犯活動団体数	累計 229 団体	累計 256 団体	累計 271 団体	累計 269 団体			累計 240 団体
取組内容	自主防犯活動団体に対して、防犯グッズの貸し出しを行い、活動の支援を行った。						

4 2 4 交通安全の充実を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
交通安全教室等への参加者数	年間 22,864 人	年間 17,272 人	年間 19,108 人	年間 19,468 人			年間 22,000 人 以上
取組内容	交通ルールの普及啓発のため、市内小学校や保育園等の希望団体に対して交通安全教室を実施した。						
放置自転車等撤去台数	年間 1,851 台	年間 1,037 台	年間 1,096 台	年間 818 台			年間 1,350 台 以下
取組内容	市内の各駅周辺において、放置自転車等の誘導、整理及び撤去等を継続的に行った						

施策の方向性と主な取組みの状況

4 2 5 消費者の自立を支援し、消費者意識の高揚を図る

指 標 名		現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
			R3	R4	R5	R6	R7	
消費生活講座および出張講座への参加者数		年間 2,997 人	年間 463 人	年間 811 人	年間 741 人			年間 3,200 人 以上
取組内容	消費生活講座を 2 回、講演会を 1 回開催した。また、自治会等の団体からの申請に基づき、出張講座を 15 回開催した。							
法律相談などの市民相談の件数		年間 2,238 件	年間 2,039 件	年間 1,866 件	年間 1,758 件			年間 2,200 件 以上
取組内容	市公式ホームページや広報こしがやで受付方法等の周知啓発を行った上で、各種相談を実施した。 弁護士による法律相談については、試験的に第 1 日曜日の相談を実施した。							



4-3 生命・身体・財産を守る消防体制を整える

(総合振興計画 本編 158 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

市民と消防が協働し、安全・安心を実感している

地震、水害、火災などに備えた、多くの市民が望む災害に強いまちをつくるため、消防施設や装備、消防団を充実させ、さらなる消防体制の強化を目指します。

また、火災予防に対する市民の意識を高揚するための啓発活動や市民、消防、医療機関が連携して救命の連鎖につながるよう、応急手当のさらなる普及啓発に努め、市民と消防が協働して、安全・安心を実感できるまちを目指します。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	耐震性に優れた消防署所の整備率						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
83.3%	83.3%	83.3%	83.3%			100%	
—							
指標名	市民による心肺蘇生法実施率						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
48.2%	49.2%	56.8%	56.2%			50%	
—							

施策の方向性と主な取組みの状況

4 3 1 火災を予防する活動の充実を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
防火対象物の査察実施事業所数	年間 944 件	年間 846 件	年間 666 件	年間 1,154 件			年間 1,260 件
取組内容	事業所及び小規模雑居ビルを対象に計画的に査察を実施した。						

4 3 2 消防力の充実・強化を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
消防緊急情報システムの部分更新の回数	—	0 回	1 回	0 回			1 回
取組内容	令和 4 年度に消防緊急情報システムの部分更新を実施し、完了した。						
耐震性貯水槽の設置数	累計 50 基	累計 52 基	累計 53 基	累計 55 基			累計 56 基
取組内容	耐震性貯水槽 2 基を設置した。						

4 3 3 消防署所の充実・強化を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
消防署所の建て替え数	累計 3 か所	累計 3 か所	累計 3 か所	累計 3 か所			累計 4 か所
取組内容	(仮称) 桜井分署建設に向け、基本設計を行った。						

4 3 4 救急体制の充実・強化を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
救急自動車の充足率	80%	80%	80%	90%			90%
取組内容	令和 6 年度の救急隊の増隊に向け、高規格救急自動車を 1 台増車した。						
応急手当講習会受講者数	年間 3,300 人	年間 914 人	年間 1,379 人	年間 4,088 人			年間 3,300 人以上
取組内容	各種応急手当講習会を 167 回開催し、4,088 人が受講した。						

施策の方向性と主な取組みの状況

4 3 5 消防団の充実・強化を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
消防団車両の更新数	累計 10 台	累計 11 台	累計 13 台	累計 15 台			累計 20 台
取組内容	消防団車両（小型動力ポンプ付軽消防自動車）2 台の更新を行った。						
消防団器具置場の建て替え数	累計 19 棟	累計 21 棟	累計 22 棟	累計 22 棟			累計 24 棟
取組内容	荻島分団第 2 部器具置場の建て替えに伴う測量を行った。						

【大綱 5】

魅力ある資源を活かし、
都市の活力を創造するまちづくり
(産業・雇用、観光など)



5-1 地域社会を支える産業の活性化を図る

(総合振興計画 本編 164 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

将来にわたって持続可能な、地域社会を支える産業活動が行われている

時代の変化にあわせた計画的な産業支援の充実により、経済・産業構造の変化にも的確に対応し、将来にわたって持続可能な、地域社会を支える産業の活性化を目指します。

具体的には、中小企業への経営支援の充実や地域経済の循環を促進する支援を行うほか、将来へ向けて産業の担い手となる創業者等への支援と新たな産業の育成に努めます。

さらに、商店街団体・商業者への支援と、特色ある地域資源を活かした、にぎわいづくりによる魅力ある商業の振興のほか、伝統的地場産業を含めた優れたものづくり技術への支援を行うとともに、本市の地理的特性を活かした企業立地を促進することで魅力ある工業の振興を目指します。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	市内総生産の伸び率						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
7.4% (平成 29 年度)	▲0.2% (平成 30 年度)	▲0.4% (令和元年度)	▲1.5% (令和 2 年度)			5.0%	
現状値及び目標値は、それぞれ過去 5 年間の伸び率 実績値は平成 29 年度と比較した伸び率							
指標名	「業況が良い」と判断する企業の割合						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
13.9%	8.3%	12.7%	15.9%			14.5%	
—							

施策の方向性と主な取組みの状況

5 1 1 地域産業の持続的発展を支援する

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
経営等に関する相談・支援件数	年間 4,288 件	年間 3,721 件	年間 3,622 件	年間 3,757 件			年間 4,200 件 以上
取組内容	ビジネスサポート事業のコーディネーターと商工会議所の経営指導員が市内事業者を対象とした経営・創業相談を行った。						
住宅・店舗の改修を行った総工事金額	—	年間 2 億 3,234 万円	年間 2 億 3,629 万円	年間 2 億 5,755 万円			年間 8,500 万円
取組内容	市民が市内事業者を利用して実施する改修工事費用の一部を助成した。当初予算分、補正予算分ともに予算額を超える申請があり抽選を行った。						

5 1 2 新たな産業を育成する

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
市の支援を受けて創業した件数	年間 29 件	年間 31 件	年間 41 件	年間 53 件			年間 20 件 以上
取組内容	創業支援セミナーの開催及び創業者支援補助金の交付による支援を行った。						

5 1 3 魅力ある商業の振興を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
商店街活性化推進事業の新規事業数	累計 34 事業	累計 39 事業	累計 42 事業	累計 45 事業			累計 46 事業
取組内容	商店街団体等が新たに実施したイベント事業等に対して経費の一部を助成した。						
空き店舗活用数	累計 26 件	累計 32 件	累計 35 件	累計 37 件			累計 44 件
取組内容	商店街内の空き店舗で事業を営もうとする個人又は中小企業者に対し店舗改装費等の一部を助成した。						

5 1 4 魅力ある工業の振興を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
企業立地相談件数	—	累計 4 件	累計 7 件	累計 11 件			累計 20 件
取組内容	新たな産業団地整備に関連し、企業からの立地相談に応じた。また、事業予定区域の権利者等へ合意書取得を目指し交渉を行った。						



5-2 魅力と活力でライフスタイルを豊かにする

(総合振興計画 本編 168 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

地域の個性や優位性が魅力や活力となり、まちの総合力が高まるとともに、経済が循環している

食や景観等の地域の個性をまちの魅力として発信することで、地域への愛着や誇りを醸成し、市民生活の質の向上を目指します。

さらに、市民一人ひとりのライフスタイルにある価値や幸せを共感としてプロモーションし、都市イメージの向上および都市ブランドの構築に取り組み、まちの総合力を高めます。

また、豊かな水辺空間や祭り・イベントなどの地域の強みを観光商材として活用し、にぎわいの創出による地域内の経済循環を目指します。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	越谷市に愛着があると回答した市民の割合						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
73.9%	73.0%	74.9%	74.6%			80%	
—							
指標名	観光入込客数						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
年間 6,045 万 4,140 人	年間 4,553 万 260 人	年間 4,874 万 3,452 人	年間 5,127 万 6,762 人			年間 6,200 万人	
—							

施策の方向性と主な取組みの状況

5 2 1 地域の魅力の発信と都市のブランドの構築でまちの総合力を高める

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
SNS を活用したプロモーションの件数	累計 2 事業	累計 9 事業	累計 15 事業	累計 18 事業			累計 8 事業
取組内容	「市民の市民による市民のための人気投票（デカ盛りグルメ、そば・うどん）」や越谷アルファーズとの連携企画（観戦チケットのプレゼント）を実施した。						
プロモーションコンテンツ制作数	累計 4 コン テンツ	累計 11 コン テンツ	累計 19 コン テンツ	累計 21 コン テンツ			累計 16 コン テンツ
取組内容	シティプロモーション啓発クリアファイルやこしがや愛されグルメウェットティッシュを制作した。						

5 2 2 にぎわいを創出し地域経済の循環を促進する

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
水辺のにぎわいに関する新たなプロジェクト創出数	—	—	—	—			累計 1 プロジ ェクト
取組内容	大相模調節池の水辺活用について、基本協定締結先であるイオンモール株式会社と連携し、事業の実施に向けた検討を行った。						
観光物産拠点施設でのイベント・フェア等の開催数	年間 12 回	年間 1 回	年間 1 回	年間 3 回			年間 16 回
取組内容	例年3月実施の「東北フェア」に加え、新たに「徳島フェア」と「田んぼアートPR展示」を行った。						



5-3 持続的に農業が行われる環境をつくる

(総合振興計画 本編 172 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

**高付加価値で高収益な農業経営と農地の保全・活用が
図られ、農業や農地の必要性が市民へ理解されている**

首都近郊に位置し、周囲に大勢の消費者を抱えているなどの本市農業の強みを活かした、高付加価値で高収益な農業の展開を支援し、農業経営の安定化を図ります。

また、まとまりのある優良な農地を有する地域を中心に、経営規模の拡大や効率的な農業生産を目指す、担い手への農地の利用集積を推進します。

高品質な農産物を生産する、確かな技術を有する意欲的な農業従事者の確保・育成などにより、持続的に農業が行われる環境をつくります。

さらに、農業に対する市民理解の向上を図るため、市民や地域が農業や農地の魅力とその多面的機能を理解し、支えあいながら共有の財産として後世に引き継ぎます。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	市内観光農園の来園者数						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
年間 9 万 3,185 人	年間 7 万 6,568 人	年間 8 万 8,652 人	年間 9 万 2,395 人			年間 11 万 8,000 人	
—							
指標名	地場農産物の認知度						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
22.2～ 68.9% (平均 45.7%) (平成 30 年度)	14.9～ 57.6% (平均 36.2%)	16.4～ 74.4% (平均 43.8%)	18.3～ 73.3% (平均 43.9%)			各項目を 平均して 3%の増加 (平均 48.7%)	
「くわい、ねぎ、いちご、小松菜、山東菜、太郎兵衛もち」の各項目							

施策の方向性と主な取組みの状況

5 3 1 越谷農業の強みを活かした農業経営を追求する

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
集团的いちご観光農園の整備 件数	累計 1 か所	累計 1 か所	累計 2 か所	累計 2 か所			累計 2 か所
取組内容	2 か所の集团的いちご観光農園を開園済み。						

5 3 2 立地特性に応じて農地を保全・活用する

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
農地利用集積地域数	累計 4 地域	累計 4 地域	累計 4 地域	累計 4 地域			累計 6 地域
取組内容	増林地区（上組一区）において、農地利用集積事業実施に向けた基盤整備の設計を実施した。						

5 3 3 持続的に農業経営を担う人材を育成する

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
新規就農者・農業後継者研修制 度修了者数	累計 10 人	累計 11 人	累計 12 人	累計 12 人			累計 15 人
取組内容	農業者が実施する農産物の栽培技術等に関する研修を支援した。						

5 3 4 消費者が農業を支える仕組みをつくる

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
市外における越谷農業の PR 活 動回数	年間 1 回	年間 0 回	年間 1 回	年間 2 回			年間 2 回
取組内容	全国ねぎサミットに参加し、PR 活動を行った。 また、浦和競馬にて、越谷のいちごを PR する協賛レースを開催した。						



5-4 だれもがいきいきと働ける地域社会をつくる

(総合振興計画 本編 176 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

働きたい市民が就業し、安心して働き続けられる

就業を希望するすべての市民が就業にむすびつくよう、地域の関係機関との連携を強化しながら、それぞれの役割にあった就業支援に努めます。また、安心していきいきと働くことができるよう、職業能力の向上や勤労者福祉の充実を図ります。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	女性・高齢者の従業員比率						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
女性 41.6% (平成 30 年度)	—	女性 38.2%	—	—		女性 50%	
高齢者 14.2% (平成 30 年度)	—	高齢者 17.1%	—	—		高齢者 20%	
労働実態調査（令和 4、7 年度）時にのみ算定							
指標名	働き方改革への取組みを実施している企業の割合						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
84.2% (平成 30 年度)	—	91.2%	—	—		90%	
労働実態調査（令和 4、7 年度）時にのみ算定							

施策の方向性と主な取組みの状況

5 4 1 就業支援の充実と労働環境の向上を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
若年者等就業支援事業における就職決定率	37.8%	35.3%	29.8%	30.5%			55%
取組内容	就職を希望する若年者、女性等を対象に、専門のキャリアコンサルタントを配置し、就職に向けた総合的コンサルティングを行った。						

【大綱 6】

**みんなが主体的に学び、生きがい
を持って活躍できるまちづくり**

(教育、生涯学習・文化、スポーツ・レクリエーションなど)



6-1 生きる力を育む学校教育を推進する

(総合振興計画 本編 180 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

**自ら夢や希望、目標を持って、自立して生きていくための
基礎となる確かな学力、健康な心と体が育まれている**

本市の未来を担っていく子どもたちが、変化の激しい社会において自らの夢や希望、目標に向かって粘り強く学び、生きる力の基盤を育めるよう、基礎的・基本的な知識・技能や、答えが一つに定まらない問題に自ら答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力、さらには、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度など、発達段階に応じた確かな学力の育成を目指します。

また、他者を思いやる心や規範意識、自他の生命尊重、自己肯定感など子どもが健やかに成長するために必要な豊かな心を育むとともに、生涯にわたって健康な生活が送れるよう保健教育や食育の推進、運動習慣の確立など、健やかな体の育成を目指します。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	全国および埼玉県学力・学習状況調査において、平均正答率を上回った教科区分数						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
17 教科 区分	18 教科 区分	17 教科 区分	18 教科 区分			18 教科 区分	
—							
指標名	学校が楽しいと感じている児童生徒の割合						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
小学校 88.2%	小学校 90.6%	小学校 90.8%	小学校 90.4%			小学校 95%	
中学校 85.8%	中学校 85.7%	中学校 85.5%	中学校 86.9%			中学校 90%	
—							

施策の方向性と主な取組みの状況

6 1 1 9年間を見通した越谷教育を推進する

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
授業で学んだことを、生活場面や他の学習に生かしている児童生徒の割合	小学校 86.8%	小学校 90.9%	小学校 91.4%	小学校 92.7%			小学校 90%
	中学校 82.3%	中学校 85.3%	中学校 86.6%	中学校 88.0%			中学校 87%
取組内容	市内全小中学校に対して小中一貫校の視点による研究指定を行い、3つの中学校ブロックへの研究委嘱を実施した。また、一部小中学校に対しては、体力向上、総合的な学習の時間、ICTの活用に係る研究委嘱を行った。						
小中一貫型小中学校の整備校数	—	—	—	—			累計 3校
取組内容	小中一貫型小中学校の整備に向けて、PFI手法を用いた事業推進を図るためPFI事業者の決定を行うとともに、整備対象校の地域住民や児童生徒保護者等に事業概要等について説明会を開催した。また、基本設計策定に向けた取り組みを進めた。						

6 1 2 確かな学力を育む

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
授業では、「考えてみたい」「やってみよう」と感じ、進んで課題に取り組んでいる児童生徒の割合	小学校 83.0%	小学校 91.5%	小学校 92.4%	小学校 93.5%			小学校 90%
	中学校 82.8%	中学校 85.8%	中学校 86.7%	中学校 87.6%			中学校 87%
取組内容	児童生徒が自ら進んで課題に取り組めるよう、環境教育資料「しらこぼと」及び地域教育資料「越谷のすてき」の冊子及びデジタル版を改訂し、社会科副読本「わたしたちの越谷」とともに児童生徒に配布した。 また、小中学校への学校司書の増員や語学指導助手（ALT）の配置により、主体性のある児童生徒の育成に取り組んだ。						
教員のICT指導力等の実態調査における授業中にICTを活用して指導する能力	76.4%	88.7%	86.0%	87.6%			90%
取組内容	GIGAスクール構想に伴って配備した児童生徒一人一台端末の利活用に向け、アプリケーションの活用を中心とした教員対象の研修を実施した。						

6 1 3 豊かな心を育む

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
自分には、よいところがあると感じている児童生徒の割合	小学校 84.4%	小学校 86.0%	小学校 87.8%	小学校 88.4%			小学校 90%
	中学校 79.3%	中学校 80.1%	中学校 82.8%	中学校 84.9%			中学校 85%
取組内容	改定された「生徒指導提要」を参照し、自己肯定感の高揚等を掲げた「生徒指導の手引き第9集」を作成した。「授業改善・学校生活アンケート」の活用等を図った。						
人権教育研修会における教職員の参加率	100%	100%	100%	100%			100%
取組内容	教職員を対象とした研修や、学校における各種人権教育の実践的な研究を行った。						

施策の方向性と主な取組みの状況

6 1 4 健やかな体を育む

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
新体力テスト 8 項目中 5 項目以上において、個々の目標を達成した児童生徒の割合	49.4%	—	51.9%	49.9%			55%
取組内容	児童生徒一人ひとりの目標値を達成できるよう、各校の実態に応じた重点取組内容を決め、体育授業での指導を行った。						
栄養教諭等による食に関する指導を実施したクラスの割合	98.0%	72.9%	88.0%	95.7%			100%
取組内容	児童生徒が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付けられるよう、栄養教諭等による食に関する指導を積極的に行い、食育の推進を図った。						

6 1 5 自立する力を育む

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
特別支援学級設置率	64.4%	77.8%	86.4%	93.2%			90%
取組内容	千間台小学校、北陽中学校、栄進中学校、平方中学校に特別支援学級を新設した。						
不登校発生率	小学校 0.38%	小学校 0.60%	小学校 1.16%	小学校 1.67%			小学校 0.28%
	中学校 3.20%	中学校 3.89%	中学校 4.57%	中学校 4.89%			中学校 2.95%
取組内容	保護者、教職員、学校相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携し、個に応じた相談を行うとともに、適応指導教室、フリースクール、オンラインおあしす等、多様な学びの場における支援の充実に努めた。						

6 1 6 質の高い教育環境を整備する

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
研修受講者アンケートにおいて「大変分りやすかった」と回答した教職員の割合	85.1%	85.5%	88.5%	80.7%			95%
取組内容	研修形態をオンラインに移行するなど、質を落とさず、社会状況に柔軟に対応するとともに、オンラインの良さを生かした研修内容を実施した。						



6-2 生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する

(総合振興計画 本編 186 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

あらゆる世代の学びの機会を充実し、だれもが生涯にわたって豊かに生きることができる環境が整備されている

子どもから高齢者まで、それぞれの興味や関心に応じて生涯にわたって学ぶことができるよう、各種学級・講座などの学習機会および図書館サービスの充実、芸術文化活動の推進などに取り組み、いつでも、どこでも、だれもが主体的・継続的に学習活動を行える環境づくりを目指します。

また、学びの成果を発表できる機会を充実し、その成果を地域社会に活かすことができる環境を整えることにより、市民のさらなる学習意欲の向上や地域参加を図り、一人ひとりが学習活動を通して生きがいを感じ、人生をより豊かにできる社会を目指します。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	市が主催する各種学級・講座の参加者数						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
年間 2 万 9,968 人	年間 1 万 5,064 人	年間 2 万 3,779 人	年間 2 万 7,543 人			年間 3 万 8,000 人	
—							
指標名	市が主催する芸術文化活動等の出品者数・参加者数						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
年間 4,576 人	年間 3,496 人	年間 4,010 人	年間 4,022 人			年間 5,000 人	
—							

施策の方向性と主な取組みの状況

6 2 1 生涯にわたる学びを進める

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
生涯学習関係団体と連携した事業数	年間 92 事業	年間 80 事業	年間 92 事業	年間 94 事業			年間 92 事業
取組内容	関係団体と連携しながら生涯学習に関する事業を多く実施し、学びや体験の機会を提供した。						
蔵書冊数	累計 66 万 2,000 冊	累計 67 万 4,192 冊	累計 68 万 2,051 冊	累計 67 万 7,549 冊			累計 70 万冊
取組内容	蔵書の新鮮度を失わないよう、継続して図書資料を購入した。また、電子書籍サービスのコンテンツ数も増やした。						
科学講座における新規事業の割合	15%	30%	27%	29%			25%
取組内容	科学講座は、実験・工作体験など 182 事業を実施し、そのうち新規事業は 52 事業を実施した。企画展と連動した講座や子どもから大人まで楽しめる講座など、科学技術への興味・関心の喚起を図った。						

6 2 2 文化活動を充実し、郷土の歴史を継承する

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
こしがや能楽堂における主催事業の来場者数	年間 2,485 人	年間 534 人	年間 1,172 人	年間 1,884 人			年間 3,000 人
取組内容	事業を実施し、伝統文化の鑑賞・体験の機会を提供した。						
越谷市民文化祭の参加者数	年間 1 万 2,059 人	年間 5,159 人	年間 5,839 人	年間 7,051 人			年間 1 万 5,000 人
取組内容	越谷市民文化祭を開催し、文化活動の成果発表の場を提供した。						
文化財活用事業の参加者数	年間 6,999 人	年間 8,944 人	年間 9,987 人	年間 1 万 1,046 人			年間 7,300 人
取組内容	伝統文化体験講座、小中学校の社会科見学の受け入れ、市の文化財・歴史に関する展示、市ホームページを活用した情報発信及び文化財ボランティア活動を実施した。						



6-3 生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる

(総合振興計画 本編 190 ページ)

《めざす姿（5年後の状態）》

いつでも、どこでも、だれもが生涯にわたり、スポーツ・レクリエーション活動に親しみ、自分らしく、いきいきとした、豊かな生活を送る環境が整備されている

スポーツ・レクリエーション活動を通して市民の生きがいがづくり、健康の維持・向上、健康寿命の延伸など、健康で明るく生活が送れるよう、市民の多様なライフスタイルにあわせたスポーツ・レクリエーション活動機会の充実を図り、だれもがさまざまなスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境づくりを目指します。

また、幅広い世代が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむきっかけをつくり、運動習慣を身に付けることができるよう、身近な場所でトップレベルのスポーツが観戦できる機会の充実を図り、スポーツ・レクリエーションに対する興味・関心を高めるとともに、活動を支える団体への支援や指導者の人材育成などスポーツ・レクリエーション活動を支援する体制の構築を目指します。

《めざす姿に関連する達成指標》

指標名	スポーツ・レクリエーション活動を週1回以上行う成人市民の割合						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
42.5%	45.0%	44.1%	44.4%			50%	
—							
指標名	主要体育施設の利用者満足度						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
96.3%	97.4%	97.2%	95.5%			100%	
—							

施策の方向性と主な取組みの状況

631 健康ライフスタイルづくりを支援する

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
スポーツ教室の開催回数	年間 48 回	年間 37 回	年間 37 回	年間 61 回			年間 48 回 以上
取組内容	令和4年度まで生涯スポーツ講座として開催していたレイクタウンスポーツ講座をスポーツ教室として12回開催した。また、令和4年度に感染症対策により開催できなかった出前講座を4回開催し、年間61回実施となった。なお、参加人数は延べ1,282人となった。						
プロスポーツ等の試合開催日数	年間 21 日	年間 15 日	年間 18 日	年間 22 日			年間 21 日 以上
取組内容	市内でプロスポーツ等が延べ22日開催された。						

632 スポーツ・レクリエーション活動を支援する環境の充実を図る

指 標 名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
スポーツリーダーバンク登録者数	累計 98 人	累計 102 人	累計 105 人	累計 106 人			累計 125 人
取組内容	市ホームページでスポーツリーダーバンク登録者募集について周知した。なお、令和5年度はスポーツリーダー61人を派遣した。						
体育館の利用者数	年間 46 万 6,279 人	年間 23 万 1,116 人	年間 34 万 9,002 人	年間 41 万 1,387 人			年間 50 万人
取組内容	体育館の貸出単位の見直しによって、予約枠が増加したことについて周知を行い、新規利用者の増加に努めた。						



3 総合戦略の 進捗状況



基本目標1 安定した雇用を創出し、安心して働けるまちをつくる

(総合振興計画 本編 196 ページ)

首都近郊という地理的優位性を活かし、商工業・農業の活性化を図るとともに、新たな雇用を創出し、にぎわいと活力のある職住近接のまちを目指します。

《数値目標》

指標名	市内事業所従業者数						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
116,916 人 (平成 28 年度)	114,642 人	—	—			120,000 人	
経済センサス活動調査時にのみ算定							
指標名	市内総生産の伸び率						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
7.4% (平成 29 年度)	▲0.2% (平成 30 年度)	▲0.4% (令和元年度)	▲1.5% (令和 2 年度)			5.0%	
現状値及び目標値は、それぞれ過去 5 年間の伸び率 実績値は平成 29 年度と比較した伸び率							

施策１：持続性のある産業を育成する

【重要業績評価指標（ＫＰＩ）】

指 標 名		現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
			R3	R4	R5	R6	R7	
511	経営等に関する相談・支援件数	年間 4,288 件	年間 3,721 件	年間 3,622 件	年間 3,757 件			年間 4,200 件 以上
取組内容		ビジネスサポート事業のコーディネーターと商工会議所の経営指導員が市内事業者を対象とした経営・創業相談を行った。						
511	住宅・店舗の改修を行った総工事金額	—	年間 2 億 3,234 万円	年間 2 億 3,629 万円	年間 2 億 5,755 万円			年間 8,500 万円
取組内容		市民が市内事業者を利用して実施する改修工事費用の一部を助成した。当初予算分、補正予算分ともに予算額を超える申請があり抽選を行った。						
512	市の支援を受けて創業した件数	年間 29 件	年間 31 件	年間 41 件	年間 53 件			年間 20 件 以上
取組内容		創業支援セミナーの開催及び創業者支援補助金の交付による支援を行った。						
514	企業立地相談件数	—	累計 4 件	累計 7 件	累計 11 件			累計 20 件
取組内容		新たな産業団地整備に関連し、企業からの立地相談に応じた。また、事業予定区域の権利者等へ合意書取得を目指し交渉を行った。						

施策２：持続的に農業が行われる環境をつくる

【重要業績評価指標（ＫＰＩ）】

指 標 名		現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
			R3	R4	R5	R6	R7	
531	集团的いちご観光農園の整備件数	累計 1 か所	累計 1 か所	累計 2 か所	累計 2 か所			累計 2 か所
取組内容		2 か所の集团的いちご観光農園を開園済み。						
532	農地利用集積地域数	累計 4 地域	累計 4 地域	累計 4 地域	累計 4 地域			累計 6 地域
取組内容		増林地区（上組一区）において、農地利用集積事業実施に向けた基盤整備の設計を実施した。						
533	新規就農者・農業後継者研修制度修了者数	累計 10 人	累計 11 人	累計 12 人	累計 12 人			累計 15 人
取組内容		農業者が実施する農産物の栽培技術等に関する研修を支援した。						

施策3：雇用対策の充実を図る

【重要業績評価指標（KPI）】

指 標 名		現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
			R3	R4	R5	R6	R7	
242	障がい者の就労者数	年間 77 人	年間 108 人	年間 100 人	年間 75 人			年間 100 人
取組内容	障害者就労支援センターにおいて、障がい者等を対象に就労に関する相談を受け、障がいに応じた様々な支援を行った。また、令和5年度の実績について、利用者の体調不良や雇用条件の不一致により減少した。							
541	若年者等就業支援事業における就職決定率	37.8%	35.3%	29.8%	30.5%			55%
取組内容	就職を希望する若年者、女性等を対象に、専門のキャリアコンサルタントを配置し、就職に向けた総合的コンサルティングを行った。							



基本目標２ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(総合振興計画 本編 198 ページ)

結婚・出産の希望をかなえるために、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行い、ずっと住み続けたいと思うまちを目指します。

《数値目標》

指標名	20歳代から40歳代の市民のうち、住み続けたいと思う市民の割合（「ずっと住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」と思う市民の割合）						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
67.5%	R3 66.9%	R4 70.9%	R5 73.3%	R6	R7	70%	
—							
指標名	婚姻率						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
4.6% (平成30年)	R3 4.4% (令和2年)	R4 —	R5 —	R6	R7	4.6% 以上	
国勢調査時にのみ算定							
指標名	合計特殊出生率（人口千人に対する婚姻件数の割合）						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
1.31 (平成30年)	R3 1.29 (令和2年)	R4 1.22 (令和3年)	R5 1.16 (令和4年)	R6	R7	1.50	
—							

施策1：出会いの機会づくりを支援する

【重要業績評価指標（KPI）】

指 標 名		現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
			R3	R4	R5	R6	R7	
	結婚への機運醸成を図る 団体等への支援数	—	年間 1件	年間 0件	年間 0件			年間 3件
取組内容		令和5年度は活動に係る市への相談や後援申請等がなかった。						

施策2：子どもを育てやすい環境をつくる

【重要業績評価指標（KPI）】

指 標 名		現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
			R3	R4	R5	R6	R7	
221	妊産婦・母子相談件数	年間 5,585件	年間 5,478件	年間 5,733件	年間 5,756件			年間 5,700件
取組内容		妊娠届出時に全員の面談を実施した。また、新生児訪問において、母子相談を実施した。						
231	子育てサロンの講座開催数	年間 194回	年間 181回	年間 224回	年間 194回			年間 200回
取組内容		子育てサークルによる親子のふれあい講座等を実施した。						
233	学童保育施設数	累計 48施設	累計 50施設	累計 51施設	累計 52施設			累計 54施設
取組内容		川柳学童保育室を増設整備した。						
233	公立保育所の建て替え施設数	累計 6施設	累計 8施設	累計 8施設	累計 8施設			累計 9施設
取組内容		大沢第一及び中央保育所を一体化して建て替える（仮称）緑の森公園保育所の建設工事を実施中。						

施策3：生きる力を育む学校教育を推進する

【重要業績評価指標（KPI）】

指 標 名		現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
			R3	R4	R5	R6	R7	
611	授業で学んだことを、生活場面や他の学習に生かしている児童生徒の割合	小学校 86.8%	小学校 90.9%	小学校 91.4%	小学校 92.7%			小学校 90%
		中学校 82.3%	中学校 85.3%	中学校 86.6%	中学校 88.0%			中学校 87%
取組内容		市内全小中学校に対して小中一貫校の視点による研究指定を行い、3つの中学校ブロックへの研究委嘱を実施した。また、一部小中学校に対しては、体力向上、総合的な学習の時間、ICTの活用に係る研究委嘱を行った。						
615	特別支援学級設置率	64.4%	77.8%	86.4%	93.2%			90.0%
取組内容		千間台小学校、北陽中学校、栄進中学校、平方中学校に特別支援学級を新設した。						



基本目標3 魅力を高め、快適に住めるまちをつくる

(総合振興計画 本編 200 ページ)

まちの魅力を効果的に発信し、地域資源の活用を進めることで地域の活性化を図ります。

また、医療、福祉そして公共交通や災害への備えが充実した住みよいまちを目指します。

＜数値目標＞

指標名	越谷市に愛着があると回答した市民の割合						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
73.9%	73.0%	74.9%	74.6%			80.0%	
—							
指標名	公共交通の満足度						
現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)	達成状況 (R7 時点)
	R3	R4	R5	R6	R7		
66%	63%	54%	65%			70%	
—							

施策１：地域資源を活用・発信する

【重要業績評価指標（KPI）】

指 標 名		現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
			R3	R4	R5	R6	R7	
113	越谷 city メールイベント情報配信数	年間 439 件	年間 289 件	年間 391 件	年間 436 件			年間 500 件
取組内容	アフターコロナの世情を反映し、市内イベントの開催状況が概ねコロナ禍以前の状況に戻ったと判断される。それに伴い各課所からの配信依頼も増加した。							
521	SNS を活用したプロモーションの件数	累計 2 事業	累計 9 事業	累計 15 事業	累計 18 事業			累計 8 事業
取組内容	「市民の市民による市民のための人気投票（デカ盛りグルメ、そば・うどん）」や越谷アルファーズとの連携企画（観戦チケットのプレゼント）を実施した。							
521	プロモーションコンテンツ制作数	累計 4 コン テンツ	累計 11 コン テンツ	累計 19 コン テンツ	累計 21 コン テンツ			累計 16 コン テンツ
取組内容	シティプロモーション啓発クリアファイルやこしがや愛されグルメウェットティッシュを制作した。							

施策２：多様な人材が交流・活躍できるまちをつくる

【重要業績評価指標（KPI）】

指 標 名		現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
			R3	R4	R5	R6	R7	
123	男女共同参画支援センター事業の参加者数	年間 6,418 人	年間 2,707 人	年間 2,231 人	年間 3,376 人			年間 6,600 人
取組内容	継続的に学んでもらえるよう「ほっカレ」を実施。前期、中期、後期のリーフレットに受けられる講座をまとめ、受講数に応じて景品が出る等工夫をした結果、前年度より参加者が増加した。							
124	多文化共生事業の参加者数	年間 125 人	年間 161 人	年間 122 人	年間 142 人			年間 200 人
取組内容	越谷 city メール等を活用しながら、各種多文化共生事業の参加者を広く募集した。							

施策3：医療・福祉が充実したまちをつくる

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
211 地区版福祉 SOS ゲームの研修会実施地区数	—	累計 13 地区	累計 13 地区	累計 13 地区			累計 13 地区
取組内容	13 地区全てで研修会を完了している。						
222 夜間急患診療所の認知度	79.2%	74.8%	78.7%	81.9%			85.0%
取組内容	広報こしがや及び市ホームページへの掲載やチラシの配布、本庁舎及び市立病院でのモニター放映を継続的に実施した。						
253 認知症サポーター養成数	年間 4,926 人	年間 2,596 人	年間 3,330 人	年間 3,378 人			年間 5,000 人 以上
取組内容	市民や小中学校、企業向けに認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行った。						

施策4：移動環境を整える

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
321 主要な幹線道路の舗装改良率	14%	36%	38%	41%			38%
取組内容	越谷市道路資産管理計画に基づき、主要な幹線道路の舗装改築を行った。						
323 公共交通利用圏域のカバー率	70.5%	70.5%	70%	70%			76.5%
取組内容	市内全地区での意見交換会（全 52 回）を行い、市民の要望の把握に努めた。						

施策5：防災力を強化する

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	現状値 (R1)	実績値					目標値 (R7)
		R3	R4	R5	R6	R7	
321 橋りょう耐震化対策の進捗率	21%	27%	27%	28%			34%
取組内容	千代田橋及び廣橋の 2 橋の橋梁部の耐震化に取り組んでいる。						
341 雨水流出抑制対策率	94% (平成 30 年度)	95%	96%	98%			98%
取組内容	開発行為に伴う雨水流出抑制施設の整備により、対策率の向上に取り組んだ。						

第7次越谷市行政改革大綱

令和5年度（2023年度）取組結果報告書（案）

越 谷 市

令和6年（2024年）●月

目次

1	第7次行政改革大綱の実施状況（概要）	1
2	第7次行政改革大綱実施計画 体系図	2
3	実施状況及び財政的効果額一覧（令和5年度（2023年度））	3
4	取組の達成状況	5
5-1	個別取組内容（当初実施計画分）	6
5-2	個別取組内容（追加取組分）	29

1 第7次行政改革大綱の実施状況（概要）

越谷市では、厳しい財政状況が見込まれる中で、令和3年度から7年度までの5年間の計画期間とする「第7次行政改革大綱」に取り組んでいます。

令和5年度は、「事務事業の改革強化」など6項目の主要推進事項に関連する**39件の取組を推進し、実施率は87.2%となり、財政的効果額は、9,805万8千円**となっています。

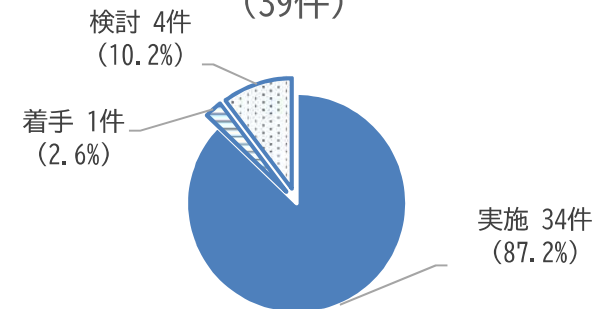
また、令和3年度に実施済と整理した取組（7件）及び令和4年度に実施済と整理した取組（1件）を含む第7次行政改革全体では、**47件の取組を推進し、実施率は89.4%となっています**。なお、取組の実施状況は「実施」が43件、「着手」が1件、「検討」が4件となっています。

行政改革の取組を通じて、将来にわたり健全財政を維持して市民や社会に必要な財・サービスの提供を堅持し、市民福祉の向上に努めてまいります。

財政的効果額

年度	財政的効果額	主な取組と効果額
令和3年度実績 (2021年度)	1億6,695万4千円	・総合防災ガイドブックの作成 (2,383万5千円の削減等)
令和4年度実績 (2022年度)	1億9,132万1千円	・公共下水道事業の経営改善 (1億2,118万円の増収) ・AI・RPA活用による業務効率化と市民サービス向上 (2,157万2千円の削減等) ほか41件の取組を実施しました。
令和5年度実績 (2023年度)	9,805万8千円	・ふるさと納税制度の拡充 (4,462万円の効果額) ほか46件の取組を実施しました。

令和5年度（2023年度）実施状況 (39件)



実施…取組を実施し、具体的な効果を上げている事業

着手…取組に着手したが、具体的な効果が明らかになっていない事業

検討…実施に向けて検討中の事業

※財政的効果額は、取組における経費削減額又は歳入確保額から、その実施に要した投入経費を差し引いた額です。

また、各年度における効果額は、取組で発生した効果額を毎年度累積する方法は採用しておらず、初めて生じた年度のみ計上しています。

2 第7次行政改革大綱実施計画 体系図

【主要推進事項】		【具体的推進事項】	整理番号
1 事務事業の改革強化	└─┬─┬─┘	①経費削減の徹底	1－①
		②事務事業の連携強化	1－②
		③民間資源の活用強化	1－③
2 特別会計事業・公営事業会計 外郭団体の経営改革	└─┬─┘	①特別会計事業・公営事業会計の財政健全化	2－①
		②外郭団体への適正関与	2－②
3 組織の強靱化	└─┬─┬─┘	①最適な組織と定員管理	3－①
		②職員の能力強化	3－②
		③リスク・マネジメントの強化	3－③
4 暮らしやすさの向上につながる情報化等の推進			4
5 健全財政の強化	└─┬─┬─┘	①補助金等事業や給付等事業の精査	5－①
		②公共財の適正管理と徹底活用	5－②
		③的確な債権確保と財源の掘り起こしの推進	5－③
6 その他、行政改革として取り組むもの	└─┘	①地球環境問題への積極的な取組	6－①

3 実施状況及び財政的効果額一覧（令和5年度（2023年度））

単位：千円

区分	主要推進事項	具体的推進事項	No	取組名	記載ページ	実施	着手	検討	財政的効果額
当初計画分	1 事務事業の改革強化	①経費削減の徹底	1	総合防災ガイドブックの作成 ※	P6	○			
			2	AI・RPA 活用による業務効率化と市民サービスの向上	P7	○			27,060
			3	電気契約の見直し ※	P8	○			
			4	防犯カメラの設置費用の削減	P8			○	
			5	子育てガイドブックの作成 ※	P9	○			
	2 特別会計事業・公営事業会計・外郭団体の経営改革	①特別会計事業・公営事業会計の財政健全化	6	国民健康保険税の収納率の向上	P9	○			
			7	介護保険料の収納率の向上	P10	○			
			8	公共下水道事業の経営改善	P11	○			
			9	公共下水道における水洗化の促進	P12	○			4,600
			10	市立病院経営健全化の推進	P12	○			
		②外郭団体への適正関与	11	外郭団体の健全経営の促進	P13	○			
			12	適正な定員管理と効率的な組織整備	P13	○			
	3 組織の強靱化	②職員の能力強化	13	職員の情報利活用能力（ICT リテラシー）の向上	P14	○			
			14	職員の能力開発の推進	P15	○			
			15	人材の活用・確保	P15	○			
		③リスク・マネジメントの強化	16	ICT-BCP、CSIRT の継続運用	P16	○			
			17	情報セキュリティ対策の継続	P16	○			
			18	内部統制制度の構築	P17	○			
			19	オープンデータ化の推進	P18	○			
	4 暮らしやすさの向上につながる情報化等の推進		20	公共施設の市民向け通信環境整備	P18			○	
			21	行政手続きのオンライン化	P19	○			
			再掲	AI・RPA 活用による業務効率化と市民サービスの向上	P7	○			
			22	情報発信力の強化	P20	○			
			23	個人番号の利活用の促進	P21	○			
			24	電子契約の導入検討	P21			○	
			25	窓口システムの導入 ※	P22	○			
			26	証明書コンビ二交付	P23	○			

区分	主要推進事項	具体的推進事項	No	取組名	記載 ページ	実施	着手	検討	財政的効果額
当初計画分	5 健全財政の強化	①補助金等事業や給付等事業の精査	27	補助金等の見直し ※	P24	○			
		③的確な債権確保と財源の掘り起こしの推進	28	駐車場有料化	P24			○	
			29	市税の収納率の向上	P25	○			
			30	税外債権における未収金の圧縮への指導・助言	P25	○			
			31	保育所保育料の収納率の向上	P26	○			
			32	入学準備金貸付金償還金の収納率の向上	P27	○			
	6 その他、行政改革として取り組むもの	①地球環境問題への積極的な取組	33	エネルギーの効率的な利用	P27	○			
			34	再生可能エネルギーの導入拡大	P28	○			
			35	食品ロス削減の推進	P28	○			
当初計画分 合計						31	0	4	31,660
追加取組分	1 事務事業の改革強化	①経費削減の徹底	追加 1	印刷請負の発注方法の変更 ※	P29	○			
			追加 2	複合機にかかる賃借料、使用料及び移設費の削減 ※	P29	○			
			追加 3	複数回線の集約化 ※	P30	○			
			追加 4	こしがや子育てネットの統合	P30	○			1,520
			追加 5	地域支援事業の統合	P31	○			4,915
			追加 6	会計整理による市の負担分軽減	P31	○			2,775
			追加 9	会議録作成委託経費の削減	P32	○			70
			追加 10	予算編成及び執行管理事務費に係る印刷製本費の削減	P32		○		
			追加 11	人事評価の検証結果報告書作成等業務の見直し	P33	○			390
			追加 12	重度心身障がい者手当支払決定通知書の廃止	P33	○			240
	5 健全財政の強化	③的確な債権確保と財源の掘り起こしの推進	追加 7	企業版ふるさと納税制度の推進	P34	○			11,868
			追加 8	ふるさと納税制度の拡充（クラウドファンディング、個人版）	P35	○			44,620
	追加取組分 合計						11	1	0
合計						42	1	4	98,058

※ 令和3年度及び4年度に実施済の取組

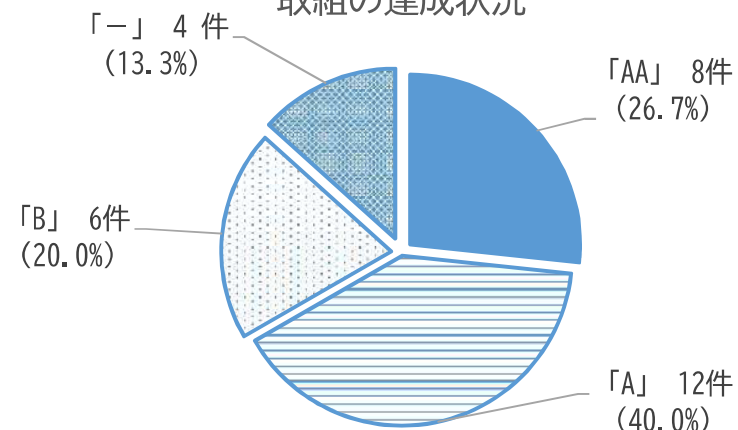
4 取組の達成状況

取組の達成状況を可視化するために、以下のとおり4段階で表しました。

達成状況：令和5年度（2023年度）における効果の程度
（※定性的効果含む）

- AA：計画を上回る効果があったもの
- A：計画どおりの効果があったもの
- B：効果が計画を下回ったもの
- C：効果が非常に少なかったもの
- －：現時点でまだ効果が出ていないもの

令和5年度（2023年度）に実施した30件の取組の達成状況



※追加取組分（8件）は、計画を策定していないため除いています。

AA【8件】

国民健康保険税の収納率の向上（P9）、介護保険料の収納率の向上（P10）、公共下水道における水洗化の促進（P12）、情報発信力の強化（P20）、証明書コンビニ交付（P23）、市税の収納率の向上（P25）、保育所保育料の収納率の向上（P26）、食品ロス削減の推進（P28）

A【12件】

省略

B【6件】

公共下水道事業の経営改善（P11）、市立病院経営健全化の推進（P12）、情報セキュリティ対策の継続（P16）、オープンデータ化の推進（P18）、税外債権における未収金の圧縮への指導・助言（P25）、入学準備金貸付金償還金の収納率の向上（P27）

C【0件】

－【4件】

防犯カメラの設置費用の削減（P8）、公共施設の市民向け通信環境整備（P18）、電子契約の導入検討（P21）、駐車場有料化（P24）

5-1 個別取組内容（当初実施計画分）

1 事務事業の改革強化

①経費削減の徹底

No	1	体系番号	1-①	取組名	総合防災ガイドブックの作成			所管課	危機管理室
計画内容		洪水ハザードマップ・地震ハザードマップ・防災マップ及び防災に関する啓発パンフレット等を1冊に集約した総合防災ガイドブックに有料広告を掲載し、作成経費の削減に貢献します。							
実施内容		越谷市総合防災ガイドブックの広告掲載料として、19団体(30区画)からの歳入を確保しました。越谷市総合防災ガイドブックについては17万部作成し、14万8千部を全戸配布するとともに、本市への転入者にも配布しました。							
効果の種別		定量的効果			指標	広告掲載料の歳入確保			
効果	○広告掲載による歳入確保 300万円 ○印刷に係る経費削減 約2,083万円 ※令和3年度に財政的効果額を計上				R3	R4	R5	R6	R7
				目標	100万円				
				実績	300万円				
				実施状況	実施				
				達成状況	AA				

No	2	体系番号	1－①、4	取組名	AI・RPA活用による業務効率化と市民サービスの向上	所管課	行政デジタル推進課															
計画内容	効率化・自動化が見込まれる各課の事務に、AI・RPAを導入することで、事務の効率化・自動化による経費削減とともに、市民サービスの向上を図ります。																					
実施内容	・令和4年度末時点の導入事務42に対して、令和5年度末時点の導入事務は53（令和6年度RPA新規導入事務として選定した事務のうち、令和5年度中に先行実施した12事務を含む）となり、11事務が増加となりました。 ・令和5年度は、全体で14課53業務のRPAが実施され、「職員による作業時間」が、本市で定めた効果算出方法により全体で約7,177時間削減され、職員の業務負担の軽減を促進しました。 ・上記のRPA導入による効果を詳細に分析した結果、効果の中には、職員による事務作業時間の削減だけでなく、RPAを使うことによって当初に予定していた処理件数よりも大量に処理ができるようになったものも含まれていることが分かりました。現行の効果報告様式は削減時間の算出に特化しているため、「RPA導入による効果の見せ方」を課題として、効果報告の方法を再検討する必要があることが分かりました。 ・令和6年度のRPA新規導入に向けた実証実験を実施し、ライセンス使用料と端末リース料を踏まえた費用対効果が見込まれる3課19業務を令和6年度の導入事務として選定しました。うち、先行実施可能であった2課12事務を令和5年度中に導入しました。																					
効果の種別	定量的効果及び定性的効果				指標	①削減時間数（導入事務全体）																
効果	①削減時間数（導入事務全体）（時間） ①目標 ①実績 <table><caption>削減時間数(導入事務全体)実績値</caption><tr><th>年度</th><th>削減時間数(時間)</th></tr><tr><td>R3</td><td>3,107</td></tr><tr><td>R4</td><td>6,101</td></tr><tr><td>R5</td><td>7,177</td></tr><tr><td>R6</td><td>7,177</td></tr><tr><td>R7</td><td>7,177</td></tr></table>				年度	削減時間数(時間)	R3	3,107	R4	6,101	R5	7,177	R6	7,177	R7	7,177		R3	R4	R5	R6	R7
					年度	削減時間数(時間)																
	R3	3,107																				
	R4	6,101																				
	R5	7,177																				
	R6	7,177																				
	R7	7,177																				
	①目標	700時間	700時間	700時間	700時間	700時間																
	①実績	3,107時間	6,101時間	7,177時間																		
					指標	②新規導入事務数																
	R3	R4	R5	R6	R7																	
②目標	新規10事務追加	新規10事務追加	新規10事務追加	新規10事務追加	新規10事務追加																	
②実績	新規20事務追加	新規8事務追加	新規11事務追加																			
【定量的効果】 ○作業削減時間及び効果額 (R5)7,177時間 2,706万円 時間短縮:4,995円／時間×7,177時間＝約3,585万円 効果額:時間短縮(約3,585万円)-投資経費(約879万円) ＝約2,706万円				効果額	109万円	2,157万円	2,706万円															
				実施状況	実施	実施	実施															
【定性的効果】 単純なデータ入力等の繰り返し操作に対するRPAの活用により、職員でなければできない業務に注力できる環境を構築し、市民サービスの向上に寄与しました。				達成状況	A	A	A															

No	3	体系番号	1－①	取組名	電気契約の見直し			所管課	市民課 市民活動支援課		
計画内容	斎場に新電力を導入し、市民会館、地区センター及び交流館の電力購入と契約を行うことで、経費削減を図ります。										
実施内容	計画どおり電気契約の見直しを行いました。										
効果の種別	定量的効果				指標	電気料金の削減額					
効果	○電気料金の削減 約391万円 ※令和3年度に財政的効果額を計上					R3	R4	R5	R6	R7	
					目標	391万円					
					実績	391万円					
					実施状況	実施					
					達成状況	AA					

No	4	体系番号	1－①	取組名	防犯カメラの設置費用の削減			所管課	くらし安心課	
計画内容	リース(平成30年11月1日から令和5年10月31日)で設置している防犯カメラについて、飲料用自動販売機の売上げを活用した事業に切り替えるなど、機器の調達方法を見直し設置・運用に関する費用の削減を図ります。									
実施内容	市民の防犯カメラ設置への要望が高いことから、リースで設置している防犯カメラに関して、その効果と飲料用自動販売機の売上げを活用した事業に切り替えた場合の設置・運用について、撤去費用等も踏まえながら引き続き今後の設置拡充について検討を行いました。									
効果の種別	定量的効果				指標	防犯カメラ設置費用の削減額				
効果	－					R3	R4	R5	R6	R7
		目標				-	-	-		
		実績				-	-	-		
		実施状況				検討	検討	検討		
		達成状況				-	-	-		

No	5	体系番号	1-①	取組名	子育てガイドブックの作成	所管課	子ども施策推進課
計画内容	子育てガイドブックに有料広告を掲載し、作成経費の削減に貢献します。						
実施内容	・令和4年度に冊子に広告を掲載し、印刷製本費をかけずにガイドブックの作成を行いました。また、ガイドブックの内容の大幅なリニューアルとサイズ変更・軽量化を図りました。 ・無料でチラシを作成し、広報こしがやと併せて全戸配布することで、ガイドブックの周知活動を行いました。その結果、経費の削減を行うとともに、子育てガイドブックの普及や市の子育て支援政策の幅広い周知につながりました。						
効果の種別	定量的効果			指標	印刷製本費削減の効果額		
効果	○印刷製本費削減の効果額 56万円				R3	R4	R5
				目標	-	56万円	
				実績	-	56万円	
				実施状況	検討	実施	
				達成状況	-	A	

2 特別会計事業・公営企業会計・外郭団体の経営改革

①特別会計事業・公営事業会計の財政健全化

No	6	体系番号	2－①	取組名	国民健康保険税の収納率の向上	所管課	収納課																					
計画内容	令和7年度までに、現年度分の収納率を令和元年度（90.57％）比1.50ポイント向上させ、自主財源の更なる確保を図ります。																											
実施内容	徴収業務体制の随時見直しや効果的な収納対策を企画・実施することで、効率的な徴収業務を行いました。																											
効果の種別	定量的効果				指標	国民健康保険税の収納率																						
効果	国民健康保険税の収納率（％） <table><thead><tr><th>年度</th><th>目標</th><th>実績</th></tr></thead><tbody><tr><td>R3</td><td>90.87</td><td>92.31</td></tr><tr><td>R4</td><td>91.17</td><td>91.99</td></tr><tr><td>R5</td><td>91.47</td><td>92.68</td></tr><tr><td>R6</td><td>91.77</td><td></td></tr><tr><td>R7</td><td>92.07</td><td></td></tr></tbody></table>				年度	目標	実績	R3	90.87	92.31	R4	91.17	91.99	R5	91.47	92.68	R6	91.77		R7	92.07			R3	R4	R5	R6	R7
					年度	目標	実績																					
					R3	90.87	92.31																					
					R4	91.17	91.99																					
					R5	91.47	92.68																					
R6	91.77																											
R7	92.07																											
目標	90.87％	91.17％	91.47％	91.77％	92.07％																							
実績	92.31％	91.99％	92.68％																									
実施状況	実施	実施	実施																									
達成状況	AA	AA	AA																									

No	7	体系番号	2-①	取組名	介護保険料の収納率の向上	所管課	介護保険課																					
計画内容	令和7年度までに、現年度分及び滞納繰越分の収納率を令和元年度の基準(96.81%)に向上させ、自主財源の更なる確保を図ります。																											
実施内容	令和5年度は、年3回催告書を送付し自主納付や分納誓約を促しました。また、納付資力があるにも関わらず、保険料納付がされない滞納者に対し、滞納処分実施に伴う金融機関への預貯金調査及び預貯金差押えを実施しました。																											
効果の種別	定量的効果				指標	介護保険料の収納率																						
効果	介護保険料の収納率(%) <table><thead><tr><th>年度</th><th>目標</th><th>実績</th></tr></thead><tbody><tr><td>R3</td><td>96.47</td><td>97.66</td></tr><tr><td>R4</td><td>96.56</td><td>97.61</td></tr><tr><td>R5</td><td>96.65</td><td>97.65</td></tr><tr><td>R6</td><td>96.73</td><td></td></tr><tr><td>R7</td><td>96.81</td><td></td></tr></tbody></table>				年度	目標	実績	R3	96.47	97.66	R4	96.56	97.61	R5	96.65	97.65	R6	96.73		R7	96.81			R3	R4	R5	R6	R7
					年度	目標	実績																					
					R3	96.47	97.66																					
					R4	96.56	97.61																					
					R5	96.65	97.65																					
R6	96.73																											
R7	96.81																											
目標	96.47%	96.56%	96.65%	96.73%	96.81%																							
実績	97.66%	97.61%	97.65%																									
実施状況	実施	実施	実施																									
達成状況	AA	AA	AA																									

No	8	体系番号	2-①	取組名	公共下水道事業の経営改善	所管課	下水道経営課		
計画内容	下水道使用料の料金体系を改定して、経費回収率を向上させることで、経営健全化を図ります。								
実施内容	令和3年9月に下水道使用料の改定を行いました。 ●料金改定の前後比較表								
	改定前			改定後(令和3年11月検針分より)					
	基本料金	超過料金		基本料金	超過料金				
10㎡まで 1,050円	10㎡を超え50㎡まで	110円/㎡	6㎡まで 800円	6㎡を超え20㎡まで	110円/㎡				
	50㎡を超え200㎡まで	115円/㎡		20㎡を超え50㎡まで	125円/㎡				
	200㎡を超え500㎡まで	118円/㎡		50㎡を超え200㎡まで	132円/㎡				
	500㎡を超える分	121円/㎡		200㎡を超え500㎡まで	142円/㎡				
				500㎡を超える分	150円/㎡				
効果の種別	定量的効果			指標	下水道使用料の歳入増加額				
効果	下水道使用料の歳入増加額(万円) ○下水道使用料改定に伴う歳入増加分 2億5,558万円 ※財政的效果額は、令和3年度、4年度(R3.11~R4.10)のみ計上 ○下水道使用料改定に伴う経費回収率の向上 [経費回収率: 令和2年度103.2%] 令和3年度 105.7%(+2.5) 令和4年度 110.3%(+7.1) ※()内は令和2年度比				R3	R4	R5	R6	R7
				目標	1億6,000万円	3億8,300万円	3億8,100万円	3億7,700万円	3億7,400万円
				実績	1億3,400万円	2億1,508万円	1億9,575万円		
				実施状況	実施	実施	実施		
				達成状況	B	B	B		

No	9	体系番号	2-①	取組名	公共下水道における水洗化の促進	所管課	下水道経営課		
計画内容	戸別訪問・通知等による指導等により、公共下水道の未接続世帯の解消を目指し、経営健全化を図ります。								
実施内容	民間委託による戸別訪問指導は行いませんでしたが、水洗化普及促進チラシを未接続世帯へ発送しました。								
効果の種別	定量的効果			指標	水洗化促進に係る下水道使用料の歳入増加額				
効果	水洗化促進に係る 下水道使用料の歳入増加額(万円) ○新規改造工事による公共下水道接続件数 令和3年度:65件 令和5年度:71件(152世帯) 令和4年度:53件 ※令和5年度は件数に集合住宅が10件含まれており、世帯数が増加したため、歳入が大幅に増加しました。				R3	R4	R5	R6	R7
				目標	170万円	180万円	180万円	180万円	180万円
				実績	190万円	160万円	460万円		
				実施状況	実施	実施	実施		
				達成状況	AA	B	AA		

No	10	体系番号	2-①	取組名	市立病院経営健全化の推進	所管課	経営企画課																																	
計画内容	総収支比率を単年度の収支が黒字であることを示す100%以上とし、累積欠損金の解消に繋げることで、経営健全化を図ります。																																							
実施内容	新型コロナウイルス感染症患者受入病床を確保し、一般診療を中断することなく、新型コロナウイルス感染症患者への対応と両立しながら医療提供体制の維持に努めました。																																							
効果の種別	定量的効果				指標	総収支比率																																		
効果	<table><thead><tr><th>指標</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr></thead><tbody><tr><td>目標</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr><tr><td>実績</td><td>100.92%</td><td>97.97%</td><td>94.58%</td><td></td><td></td></tr><tr><td>実施状況</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td></td><td></td></tr><tr><td>達成状況</td><td>AA</td><td>B</td><td>B</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				指標	R3	R4	R5	R6	R7	目標	100%	100%	100%	100%	100%	実績	100.92%	97.97%	94.58%			実施状況	実施	実施	実施			達成状況	AA	B	B				R3	R4	R5	R6	R7
					指標	R3	R4	R5	R6	R7																														
					目標	100%	100%	100%	100%	100%																														
					実績	100.92%	97.97%	94.58%																																
					実施状況	実施	実施	実施																																
達成状況	AA	B	B																																					
目標	100%		100%		100%																																			
実績	100.92%		97.97%		94.58%																																			
実施状況	実施		実施		実施																																			
達成状況	AA		B		B																																			

②外郭団体への適正関与

No	11	体系番号	2－②	取組名	外郭団体の健全経営の促進			所管課	行政管理課	
計画内容	外郭団体の経営状況について、引き続き点検・評価を行うとともに、外郭団体の出資者等としての適切な関与を図りながら、健全経営を促進します。									
実施内容	外郭団体(6団体)の決算状況をもとに、経営状況について点検・評価を行い、結果を公表しました。(結果公表は㈱パルテきたこしを除く。)									
効果の種別	定性的効果				指標	-				
効果	点検・評価等の実施により、外郭団体の経営健全化の促進につなげることができました。					R3	R4	R5	R6	R7
					実施状況	実施	実施	実施		
					達成状況	A	A	A		

3 組織の強靱化

①最適な組織と定員管理

No	12	体系番号	3-①	取組名	適正な定員管理と効率的な組織整備			所管課	行政管理課	
計画内容	各部署における業務執行上の課題を的確に捉え、AIやRPA等の最先端技術の活用を含め、効率的、効果的な組織体制の整備に努めます。									
実施内容	福祉介護分野における行政需要の高まりや消防局の救急需要に対応するための増隊などに伴う増員を行う一方で、新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種の終了などに伴う減員を行い、業務量に応じた適正な人員配置に努めました。									
効果の種別	定性的効果				指標	-				
効果	適正な定員管理に努めました。 (参考) 人口1万人あたりの職員数(普通会計) ※令和5年4月1日現在 越谷市63.51人 (全国中核市平均64.88人)					R3	R4	R5	R6	R7
					実施状況	実施	実施	実施		
					達成状況	A	A	A		

②職員の能力強化

No	13	体系番号	3－②	取組名	職員の情報利活用能力(ICTリテラシー)の向上			所管課	行政デジタル推進課
計画内容		ICT の専門知識やスキルを習得するための職員研修を企画し、計画的に実施します。							
実施内容		情報政策担当課職員及び事業課職員においてICTスキル習得を目的とする講習会に参加しました。 ・J-LIS研修の受講(11回) ・J-LISによる動画研修の受講(55回) ・埼玉県スマート自治体推進会議による研修の受講(3回) ・DX研修の受講(3回) (主に副課長級職員対象) ・情報化推進リーダー、サブリーダー研修の受講(4回)							
効果の種別		定性的効果			指標	-			
効果	情報政策担当課職員と事業課職員のデジタル化に対する意識を向上させることができました。				R3	R4	R5	R6	R7
				実施状況	実施	実施	実施		
				達成状況	A	A	A		

No	14	体系番号	3－②	取組名	職員の能力開発の推進			所管課	人事課																						
計画内容	複雑化・高度化する行政課題に的確かつ柔軟に対応できる職員の育成を目的とした研修を引き続き実施します。																														
実施内容	階層別研修、専門研修、特別研修、派遣研修及び自己啓発研修の5つの体系により職員研修を実施しました。																														
効果の種別	定性的効果				指標	-																									
効果	複雑化・高度化する行政課題に対応できる職員の能力開発を図ることができました。 (参考)研修別実施件数一覧 <table><tr><td>研修名</td><td>コース数</td><td>修了者数</td></tr><tr><td>階層別研修</td><td>12</td><td>695</td></tr><tr><td>専門研修</td><td>6</td><td>354</td></tr><tr><td>特別研修</td><td>15</td><td>686</td></tr><tr><td>派遣研修</td><td>63</td><td>197</td></tr><tr><td>自己啓発研修</td><td>45</td><td>57</td></tr><tr><td>合計</td><td>141</td><td>1,989</td></tr></table>				研修名	コース数	修了者数	階層別研修	12	695	専門研修	6	354	特別研修	15	686	派遣研修	63	197	自己啓発研修	45	57	合計	141	1,989		R3	R4	R5	R6	R7
					研修名	コース数	修了者数																								
					階層別研修	12	695																								
					専門研修	6	354																								
					特別研修	15	686																								
					派遣研修	63	197																								
					自己啓発研修	45	57																								
合計	141	1,989																													
実施状況	実施	実施	実施																												
達成状況	A	A	A																												

No	15	体系番号	3－②	取組名	人材の活用・確保			所管課	人事課	
計画内容	多様な人材を確保するため、一般の採用試験に加え、民間企業等の経験者や、実務経験を有するシステムエンジニア、保育士、社会福祉士等の資格保有者を対象とした採用試験を実施します。									
実施内容	多様な人材を確保するため、一般の採用試験に加え、民間企業等の経験者や実務経験を有する保育士の資格保有者を対象とした採用試験を実施しました。									
効果の種別	定性的効果				指標	-				
効果	多様な職員採用試験の実施により、多様な人材を確保することができました。 (参考)採用実績 民間企業等職務経験者 22人(事務職員17人、技術職員5人) 保育士 18人(新卒枠12人、実務経験枠6人)					R3	R4	R5	R6	R7
					実施状況	実施	実施	実施		
					達成状況	A	A	A		

③リスク・マネジメントの強化

No	16	体系番号	3－③	取組名	ICT-BCP、CSIRTの継続運用			所管課	行政デジタル推進課	
計画内容	ICT-BCP（ICT部門における業務継続計画）やCSIRT（セキュリティ事故対応チーム）等のリスク対応の仕組みを常に最新の状態にし、サイバー攻撃やシステム障害などのリスク発生を想定した訓練を定期的を実施します。									
実施内容	ICT-BCP及びCSIRTに関する訓練をそれぞれ1回実施しました。									
効果の種別	定性的効果				指標	-				
効果	訓練の実施により、リスク発生時の迅速・適切な対応策を整備し、必要な人材を育成することができました。					R3	R4	R5	R6	R7
					実施状況	実施	実施	実施		
					達成状況	A	A	A		

No	17	体系番号	3－③	取組名	情報セキュリティ対策の継続			所管課	行政デジタル推進課	
計画内容	情報セキュリティ研修やセキュリティ監査を継続して実施し、情報セキュリティ対策を講じます。									
実施内容	新採用職員・主査・主任級職員・管理職員に対し、情報セキュリティ研修を実施しました。また、情報セキュリティ外部監査を計14課所、情報セキュリティ内部監査を計34課所に対して実施しました。さらに、新任副課長級の職員等を対象に内部監査員養成研修を実施し、令和5年度は25名が内部監査員となりました。									
効果の種別	定性的効果				指標	-				
効果	取組を通じて情報セキュリティの強化を図りましたが、セキュリティ事故の件数は減少しませんでした。 ただし、研修を受講した職員、また監査を実施した職員が個人情報の管理方法に関する知識を習得することができました。 ●セキュリティ事故の推移 令和3年度：32件 令和4年度：29件 令和5年度：34件					R3	R4	R5	R6	R7
					実施状況	実施	実施	実施		
					達成状況	B	A	B		

No	18	体系番号	3-③	取組名	内部統制制度の構築			所管課	行政管理課	
計画内容	内部統制制度を構築して、引き続き事務の適正な執行を図ります。									
実施内容	内部統制制度の導入に向けた検討を行い、令和5年度から試行運用を開始しました。									
効果の種別	定性的効果				指標	-				
効果	財務事務における適正な事務執行を阻害する要因を洗い出し、その対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することができました。					R3	R4	R5	R6	R7
					実施状況	検討	検討	実施		
					達成状況	-	-	A		

4 暮らしやすさの向上につながる情報化等の推進

No	19	体系番号	4	取組名	オープンデータ化の推進	所管課	行政デジタル推進課
計画内容	埼玉県オープンデータポータルサイトで公開しているデータセットを毎年新規データセットを5件以上、新規リソースを30件以上公開します。また、毎年市民等のニーズ把握によって公開したオープンデータ数を3件以上、オープンデータ、ビッグデータの活用により、高度化・効率化された業務数を3件以上とし、市民の利便性の向上を図ります。						
実施内容	・埼玉県オープンデータポータルサイトに、新規データセット5件、新規リソース74件を公開しました。 ・市民等のニーズ把握によって公開するオープンデータについては、ニーズを調査・検討中であり、公開には至っていません。						
効果の種別	定性的効果			指標	-		
効果	活用実績は捉えられておりませんが、市民等が二次利用できる行政データの整備を進めました。				R3	R4	R5
				実施状況	実施	実施	実施
				達成状況	B	B	B

No	20	体系番号	4	取組名	公共施設の市民向け通信環境整備	所管課	行政デジタル推進課
計画内容	市民が利用可能なWi-Fi環境を、ニーズの高い公共施設等に整備し、市民の利便性の向上を図ります。						
実施内容	・Wi-Fi設置に向けて、令和3年度市政世論調査のニーズや利用シーンを想定した場所、個数等を踏まえ、設置後の利用効果について検討しました。 ・令和5年度においてはエントランス棟開所に併せて設置し、順次整備する計画を検討しましたが、Wi-Fi整備を主たる目的とするものは補助金の適用対象外であることが分かりました。 ・他自治体の事例等を収集したところ、会議室で実施する事業が多く、そこにインターネット接続の環境を準備することで実現できることが分かりましたが、地区センターや市民会館等の会議室への設置を含め、総合的に検討を進める必要があることが分かりました。 ・エントランス棟や、市民利用が想定される地区センターや中央市民会館の会議室を想定したWi-Fiルータの常設や貸出の運用による実現の検討に着手し、事業者より見積もりを取得しました。 ・令和6年度にポータブルWi-Fi導入を検討することとし、製品の調査に着手しました。						
効果の種別	定性的効果			指標	-		
効果	-				R3	R4	R5
				実施状況	検討	検討	検討
				達成状況	-	-	-

No	21	体系番号	4	取組名	行政手続きのオンライン化	所管課	行政デジタル推進課																					
計画内容	行政手続のオンライン化割合を4%(令和2年度)から80%以上とすることで、市民や事業者に対して、時間や場所を選ばない質の高い行政サービスを提供します。																											
実施内容	・令和4年度末時点でオンライン化済の手続数は19%(332件)でしたが、令和5年度末時点では49%(831件)となりました。 ・「特に国民の利便性向上に資する手続」について、関係課(子ども福祉課、保育入所課、介護保険課、健康づくり推進課)にて、ぴったりサービスでのオンライン化を行いました。また、効率的に申請データを管理するためのWebrings申請管理システムを構築し、運用について整理を行いました。 ・令和5年度から、手続きの各所管部署における積極的なオンライン化の推進及び具体的なオンライン化阻害要因の分析や解消方策の検討等に着手しました。 ・電子申請システムにおける手数料等の電子納付サービスを導入し、住民記録や戸籍関係の証明書、課税証明書の申請手続きのオンライン化を行いました。																											
効果の種別	定性的効果				指標	行政手続きのオンライン化割合																						
効果	オンライン申請等が可能な手続を増やすとともに、ぴったりサービスの活用によるオンライン化推進に向けてシステム構築及び運用整理を行いました。 行政手続きのオンライン化割合(%) <table><caption>行政手続きのオンライン化割合(%)</caption><thead><tr><th>年度</th><th>目標 (%)</th><th>実績 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R3</td><td>14</td><td>14</td></tr><tr><td>R4</td><td>27</td><td>19</td></tr><tr><td>R5</td><td>40</td><td>49</td></tr><tr><td>R6</td><td>60</td><td></td></tr><tr><td>R7</td><td>80</td><td></td></tr></tbody></table>				年度	目標 (%)	実績 (%)	R3	14	14	R4	27	19	R5	40	49	R6	60		R7	80			R3	R4	R5	R6	R7
					年度	目標 (%)	実績 (%)																					
					R3	14	14																					
					R4	27	19																					
					R5	40	49																					
R6	60																											
R7	80																											
目標	14% (230件)	27% (465件)	40% (694件)	60% (1,045件)	80% (1,390件)																							
実績	14% (229件)	19% (332件)	49% (831件)																									
実施状況	実施	実施	実施																									
達成状況	A	B	A																									

No	22	体系番号	4	取組名	情報発信力の強化			所管課	広報シティプロモーション課	
計画内容		市ホームページやSNS等のデジタル通信手段を積極的に活用し、タイムリーな情報でわかりやすく提供することで、市民満足度の向上を図ります。								
実施内容		【市ホームページでの情報発信】 ・学校教育に関するサブサイト「GIGAKOSHIGAYA」をオープンし、また、来年度に向けてふるさと納税及び科学技術体験センターミラクルをホームページで展開することとしました。 ・台風災害の際、ホームページに被害状況や避難所開設の情報を集約し、わかりやすい情報発信に努めました。 ・メインサイトトップページのバナーについて、時機をとらえて市民ニーズの高い情報を掲載しました。 令和6年3月31日時点のサブサイト ①オンラインでできる行政手続きを集めた「ネット市役所」 ②市内で暮らす魅力を発信する「シティプロモーションサイト」 ③デザイン・ページ構成を一新した「越谷市議会サイト」 ④子育て情報に特化した「子育てネット」 ⑤学校教育に特化した「GIGAKOSHIGAYA」 【SNSでの情報発信】 ・各SNSの特徴を生かし、情報発信を行いました。 Cityメール:1,213件(R4:1,293件) LINE:535件(R4:469件) X(旧Twitter):411件(R4:224件) Instagram:85件(R4:77件) YouTube:69件								
効果の種別		定量的効果			指標	SNS登録者数				
効果		【ホームページアクセス数】 平均:およそ110万／月 【SNS登録者数】 43,632人 (内訳) LINE(友だち数) 21,179人 X(旧Twitter) 14,718人 Instagram 3,275人 YouTube 4,460人 ※SNSの登録者数は日々増減する傾向にあり				R3	R4	R5	R6	R7
					目標	-	29,000人	32,600人	33,100人	33,600人
					実績	-	32,147人	43,632人		
					実施状況	検討	実施	実施		
					達成状況	-	AA	AA		

No	23	体系番号	4	取組名	個人番号の利活用の促進			所管課	行政管理課	
計画内容	マイナンバーの利活用について他団体との情報連携を進め、各申請手続き等の簡略化を図ります。									
実施内容	他団体との情報連携の主な実績 ・ひとり親家庭等の医療費の支給事務(子ども福祉課) 127件 ・重度心身障害者手当の支給事務(障害福祉課) 203件 ・重度心身障害者医療費助成金の支給事務(障害福祉課) 133件									
効果の種別	定性的効果				指標	-				
効果	申請時の添付書類を簡略化することで、市民の利便性の向上を図ることができました。					R3	R4	R5	R6	R7
					実施状況	実施	実施	実施		
					達成状況	A	A	A		

No	24	体系番号	4	取組名	電子契約の導入検討			所管課	契約課	
計画内容	インターネット上で契約を締結することができる電子契約の導入に向けた検討を行い、業務の効率化を図ります。									
実施内容	提供事業者のセミナーを受講し、デモ画面等の確認を行いました。また、提供事業者とのオンライン打合せを実施し、LGWAN環境との整合性や、導入の際に考えられる課題等についてヒアリングを行いました。									
効果の種別	定性的効果				指標	-				
効果	-					R3	R4	R5	R6	R7
					実施状況	検討	検討	検討		
					達成状況	-	-	-		

No	25	体系番号	4	取組名	窓口システムの導入			所管課	庁舎管理課	
計画内容	広告収入を活用して、庁舎内モニター及びインターネット上で混雑状況が確認できるシステムを窓口に導入し、混雑時間の分散化、待ち時間の負担軽減を図ります。									
実施内容	本庁舎1階、第二庁舎1階、南部出張所及び北部出張所に広告モニター及び窓口受付システムを設置しました。広告料を活用し、自主財源の投入なく、窓口受付システムの設置及び維持管理を行いました。									
効果の種別	定量的効果及び定量的効果				指標	広告掲載料による歳入確保				
効果	【定量的効果】 広告掲載料による歳入確保 約11万円 ※令和3年度に財政的效果額を計上 【定性的効果】 自主財源の投入なくシステム整備を行うことができました。 また、システム導入によって、庁外でも二次元コード読取によって呼出番号確認ができ、混雑状況の配信などから、混雑緩和に繋がるとともに、来庁者の利便性を高めることができました。					R3	R4	R5	R6	R7
					目標	-				
					実績	11万円				
					実施状況	実施				
					達成状況	A				

No	26	体系番号	4	取組名	証明書コンビニ交付	所管課	市民課			
計画内容	コンビニ交付対象の証明書交付割合を9.6%(令和3年3月時点)から 15%に増加させ、住民の利便性の向上及び証明書発行窓口の分散化による窓口の混雑緩和を図ります。									
実施内容	○交付件数(令和5年度) ・コンビニ交付件数 88,419件 《内訳》 戸籍証明書 7,529件 住民票の写し 46,762件 印鑑登録証明書 34,128件									
効果の種別	定性的効果				指標	証明書のコンビニ交付率				
効果	コンビニ交付率の目標達成により、住民票等証明書をより身近で取得できることによる住民サービスの向上と証明書交付窓口の混雑緩和を実現することができました。 証明書のコンビニ交付率(%) 					R3	R4	R5	R6	R7
					目標	11.00%	12.00%	13.00%	14.00%	15.00%
					実績	15.05%	20.61%	30.21%		
					実施状況	実施	実施	実施		
					達成状況	A	AA	AA		

5 健全財政の強化

①補助金等事業や給付等事業の精査

No	27	体系番号	5－①	取組名	補助金等の見直し			所管課	教育総務課	指導課
計画内容	市の補助金や助成金等について、必要性、公益性、公平性の観点から、対象者や補助基準等を精査し、適正な執行に向けた見直しを行います。									
実施内容	○越谷市私立幼稚園振興補助金及び越谷市私立幼稚園教職員研究事業費補助金 統合及び内容の見直し ○越谷市女子体育連盟補助金廃止									
効果の種別	定量的効果及び定性的効果				指標	補助金等の見直しによる効果額				
効果	【定量的効果】 見直しによる効果額 約95万円 ※令和3年度に財政的效果額を計上 【定性的効果】 補助金の統合によって、補助対象者が一本化されるとともに補助対象経費の範囲が広がり、幼児教育の環境整備や補助金の効率的な活用を促進することができました。					R3	R4	R5	R6	R7
					目標	-				
					実績	95万円				
					実施状況	実施				
					達成状況	A				

③的確な債権確保と財源の掘り起こしの推進

No	28	体系番号	5－③	取組名	駐車場有料化			所管課	庁舎管理課	
計画内容	来客駐車場(北側駐車場)を立体化するとともに、市役所利用者以外有料化し、借上げ料及び維持管理費の削減を図ります。									
実施内容	令和6年度実施に向け、検討を行いました。									
効果の種別	定量的効果				指標	-				
効果	-					R3	R4	R5	R6	R7
					目標	-	-	-		
					実績	-	-	-		
					実施状況	検討	検討	検討		
					達成状況	-	-	-		

No	29	体系番号	5－③	取組名	市税の収納率の向上	所管課	収納課																					
計画内容	令和7年度までに、市税の現年度分及び滞納繰越分の合計収納率を令和元年度(97.29%)比0.40 ポイント向上させ、自主財源の更なる確保を図ります。																											
実施内容	徴収業務体制の随時見直しや効果的な収納対策を企画・実施することで、効率的な徴収業務を行いました。																											
効果の種別	定量的効果				指標	市税の収納率																						
効果	市税の収納率(%) <table><thead><tr><th>年度</th><th>目標</th><th>実績</th></tr></thead><tbody><tr><td>R3</td><td>97.37</td><td>97.96</td></tr><tr><td>R4</td><td>97.45</td><td>98.25</td></tr><tr><td>R5</td><td>97.53</td><td>98.43</td></tr><tr><td>R6</td><td>97.61</td><td>97.61</td></tr><tr><td>R7</td><td>97.69</td><td>97.69</td></tr></tbody></table>				年度	目標	実績	R3	97.37	97.96	R4	97.45	98.25	R5	97.53	98.43	R6	97.61	97.61	R7	97.69	97.69		R3	R4	R5	R6	R7
					年度	目標	実績																					
					R3	97.37	97.96																					
					R4	97.45	98.25																					
					R5	97.53	98.43																					
R6	97.61	97.61																										
R7	97.69	97.69																										
目標	97.37%	97.45%	97.53%	97.61%	97.69%																							
実績	97.96%	98.25%	98.43%																									
実施状況	実施	実施	実施																									
達成状況	AA	AA	AA																									

No	30	体系番号	5－③	取組名	税外債権における未収金の圧縮への指導・助言	所管課	収納課																				
計画内容	令和7年度までに、毎年度当初の滞納繰越分に対する期末の収納率を段階的に令和元年度(16.27%)比 3.73 ポイント向上させ、自主財源の更なる確保を図ります。																										
実施内容	令和4年度から新たな取り組みとして開始した弁護士法人への回収業務委託について、令和5年度は委託対象債権を5債権から9債権に拡充し、回収困難案件への対応強化を図りました。																										
効果の種別	定量的効果			指標	税外債権の滞納繰越分収納率																						
効果	税外債権の滞納繰越分収納率(%) <table><thead><tr><th>年度</th><th>目標 (%)</th><th>実績 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R3</td><td>17.52</td><td>14.95</td></tr><tr><td>R4</td><td>18.14</td><td>15.42</td></tr><tr><td>R5</td><td>18.76</td><td>15.27</td></tr><tr><td>R6</td><td>19.38</td><td>19.38</td></tr><tr><td>R7</td><td>20.00</td><td>20.00</td></tr></tbody></table>			年度	目標 (%)	実績 (%)	R3	17.52	14.95	R4	18.14	15.42	R5	18.76	15.27	R6	19.38	19.38	R7	20.00	20.00		R3	R4	R5	R6	R7
				年度	目標 (%)	実績 (%)																					
				R3	17.52	14.95																					
				R4	18.14	15.42																					
				R5	18.76	15.27																					
R6	19.38	19.38																									
R7	20.00	20.00																									
目標	17.52%	18.14%	18.76%	19.38%	20.00%																						
実績	14.95%	15.42%	15.27%																								
実施状況	実施	実施	実施																								
達成状況	B	B	B																								

No	31	体系番号	5－③	取組名	保育所保育料の収納率の向上	所管課	保育施設課			
計画内容	令和7年度までに、現年度分の収納率を令和元年度(99.09%)比0.1ポイント、滞納繰越分を令和元年度(15.59%)比 1.00ポイント向上させ、自主財源の更なる確保を図ります。									
実施内容	・滞納者に対して、毎月の督促状の送付に加え、年4回にわたり文書催告及び随時電話催告を行いました。 ・換価性の高い給与・預貯金・生命保険照会に重点を置いた財産調査を実施しました。 ・給与差押1件を実施しました。									
効果の種別	定量的効果				指標	保育所保育料の収納率(現年度分)				
効果	保育所保育料の収納率(現年度分)(%) 保育所保育料の収納率(滞納繰越分)(%)					R3	R4	R5	R6	R7
					目標	99.11%	99.13%	99.15%	99.17%	99.19%
					実績	99.52%	99.20%	99.39%		
					指標	保育所保育料の収納率(滞納繰越分)				
						R3	R4	R5	R6	R7
					目標	15.79%	15.99%	16.19%	16.39%	16.59%
					実績	18.63%	16.52%	20.16%		
					実施状況	実施	実施	実施		
					達成状況	AA	AA	AA		

No	32	体系番号	5－③	取組名	入学準備金貸付金償還金の収納率の向上			所管課	教育総務課																			
計画内容		令和7年度までに、現年度分の収納率を令和元年度(88.79%)比1.77ポイント向上させ、自主財源の確保を図ります。																										
実施内容		・督促後履行されない場合、速やかに借受人に対し文書催告を行い、それでも履行されない場合は連帯保証人へ文書催告を行いました。 ・連帯保証人への文書催告後履行されない場合、借受人等に対して電話催告及び臨宅催告を実施しました。 ・納付相談を実施し、分納誓約等による債務承認により時効の更新の措置を行いました。																										
効果の種別		定量的効果			指標	入学準備金貸付金償還金の収納率																						
効果	入学準備金貸付金償還金の収納率(%) <table><thead><tr><th>年度</th><th>目標 (%)</th><th>実績 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R3</td><td>89.26</td><td>90.97</td></tr><tr><td>R4</td><td>89.58</td><td>90.18</td></tr><tr><td>R5</td><td>89.90</td><td>87.10</td></tr><tr><td>R6</td><td>90.22</td><td>90.22</td></tr><tr><td>R7</td><td>90.56</td><td>90.56</td></tr></tbody></table>				年度	目標 (%)	実績 (%)	R3	89.26	90.97	R4	89.58	90.18	R5	89.90	87.10	R6	90.22	90.22	R7	90.56	90.56		R3	R4	R5	R6	R7
					年度	目標 (%)	実績 (%)																					
					R3	89.26	90.97																					
					R4	89.58	90.18																					
					R5	89.90	87.10																					
R6	90.22	90.22																										
R7	90.56	90.56																										
目標	89.26%	89.58%	89.90%	90.22%	90.56%																							
実績	90.97%	90.18%	87.10%																									
実施状況	実施	実施	実施																									
達成状況	AA	AA	B																									

6 その他行政改革として取り組むもの

①地球環境問題への積極的な取組

No	33	体系番号	6	取組名	エネルギーの効率的な利用			所管課	環境政策課	
計画内容	地球温暖化対策や脱炭素社会の構築のため、ゼロカーボンシティ宣言や普及啓発を行います。また、建築物や機器・設備の省エネルギー化を促進するため、公共施設への導入検討と市民等への普及啓発や支援を検討し、脱炭素社会の構築に寄与します。									
実施内容	・ゼロカーボンシティ実現に向けた庁内の施策を検討する「ゼロカーボン推進チーム」において、令和12年度ごろまでの事業素案を検討しました。 ・脱炭素に係る職員の意識醸成を図るため、「カーボンニュートラル勉強会」を実施しました。 ・実質再生可能エネルギー由来の電力を74の公共施設において継続して導入しました。 導入施設:地区センター・公民館(10施設)、市民会館(2施設)、交流館(4施設)、斎場、小中学校(44施設)、給食センター(3施設)、公園施設(6施設)、体育館(4施設)									
効果の種別	定性的効果				指標	-				
効果	地球温暖化対策や脱炭素社会の構築に向けた取組を推進することができました。					R3	R4	R5	R6	R7
					実施状況	実施	実施	実施		
					達成状況	A	A	A		

No	34	体系番号	6	取組名	再生可能エネルギーの導入拡大			所管課	環境政策課	
計画内容	市の事業・支援による、太陽光発電設備の発電容量等を段階的に増やします。住宅用太陽光発電設備設置の補助に加え、事業所への補助をしてまいります。									
実施内容	・越谷市家庭用ゼロカーボン推進補助金交付について				・越谷市事業者用ゼロカーボン推進補助金交付について					
	設備等		件数	容量等	設備等		件数	容量等		
	太陽光発電設備		86件	484kW	太陽光発電設備		0件	－		
	蓄電池設備		93件	732kWh	蓄電池設備		0件	－		
	EV・PHEV		23件	713kWh	EV・PHEV		4件	74kWh		
	V2H		11件	－						
	ZEH		5件	49kW						
効果の種別	定性的効果				指標	－				
効果	太陽光発電設備等の設置に対し補助金を交付することで、再生可能エネルギーの導入を拡大し、CO2排出量の削減に寄与することができました。					R3	R4	R5	R6	R7
					実施状況	実施	実施	実施		
					達成状況	A	A	A		

No	35	体系番号	6	取組名	食品ロス削減の推進	所管課	資源循環推進課																					
計画内容	フードドライブの回収場所の数を段階的に増やすことで、食品ロス削減の取組を推進します。																											
実施内容	フードドライブの回収場所を越谷市役所、リサイクルプラザ、児童館（2館）の計4か所で実施しました。令和5年度回収量569.83kg																											
効果の種別	定性的効果				指標	フードドライブの回収場所																						
効果	食品ロス削減を推進することができました。 フードドライブの回収場所(か所) <table><thead><tr><th>年度</th><th>目標</th><th>実績</th></tr></thead><tbody><tr><td>R3</td><td>2</td><td>4</td></tr><tr><td>R4</td><td>2</td><td>4</td></tr><tr><td>R5</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>R6</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>R7</td><td>4</td><td></td></tr></tbody></table>				年度	目標	実績	R3	2	4	R4	2	4	R5	3	4	R6	3		R7	4			R3	R4	R5	R6	R7
					年度	目標	実績																					
					R3	2	4																					
					R4	2	4																					
					R5	3	4																					
R6	3																											
R7	4																											
目標	2か所	2か所	3か所	3か所	4か所																							
実績	4か所	4か所	4か所																									
実施状況	実施	実施	実施																									
達成状況	AA	AA	AA																									

5-2 個別取組内容（追加取組分）

1 事務事業の改革強化

①経費削減の徹底

No	追加1	体系番号	1-①	取組名	印刷請負の発注方法の変更	所管課	総務課
計画内容	共通封筒及び賞状用紙の印刷請負について、大量発注によるスケールメリットを活かすため、令和2年度より年3回の分割発注から年度当初の一括発注に切り替えます。						
実施内容	年3回発注する場合と年1回発注する場合の2種類の参考見積書を聴取し、単価の比較を行いました。						
効果の種別	定量的効果			指標	一括発注による経費削減額		
効果	○一括発注に伴う効果額 約7万円 ※令和3年度に財政的效果額を計上				R3	R4	R5
				目標	-		
				実績	7万円		
				実施状況	実施		
				達成状況	A		

No	追加2	体系番号	1-①	取組名	複合機にかかる賃借料、使用料及び移設費の削減	所管課	総務課
計画内容	複合機の契約更新を本庁舎開設に伴う事務室の移転に併せて一括調達します。						
実施内容	複合機の契約締結及び更新に係る作業を新庁舎移転に併せて行いました。						
効果の種別	定量的効果			指標	移転に係る事務作業等の経費削減額		
効果	○移転に係る事務作業等の経費削減 102万円 ※令和3年度に財政的效果額を計上				R3	R4	R5
				目標	-		
				実績	102万円		
				実施状況	実施		
				達成状況	A		

No	追加3	体系番号	1－①	取組名	複数回線の集約化			所管課	生涯学習課
計画内容		「あだたら高原少年自然の家」解体工事に伴う事務室移設に合わせて、電話・FAX・インターネット回線を光回線に集約します。							
実施内容		電話・FAX・インターネット回線を光回線に集約しました。							
効果の種別		定量的効果			指標	複数回線の集約による事業費の削減額			
効果	○回線集約による効果額 約10万円 ※令和3年度に財政的效果額を計上				R3	R4	R5	R6	R7
				目標	-				
				実績	10万円				
				実施状況	実施				
				達成状況	A				

No	追加4	体系番号	1－①	取組名	こしがや子育てネットの統合			所管課	子ども施策推進課	
計画内容	-									
実施内容	令和4年度に市ホームページリニューアルに併せて、こしがや子育てネットを統合したため、令和5年度から委託費の全額を削減しました。									
効果の種別	定量的効果				指標	委託費削減の効果額				
効果	○委託費削減の効果額 令和4年度：176万円から152万円へ削減 削減実績額24万円 令和5年度：委託費全額を削減 削減実績額152万円					R3	R4	R5	R6	R7
					目標		-	-		
					実績		24万円	152万円		
					実施状況		実施	実施		
					達成状況		-	-		

No	追加5	体系番号	1－①	取組名	地域支援事業の統合			所管課	地域共生推進課 経済振興課	
計画内容	-									
実施内容	「ふらっと」がもうを対象とする、助け合いの仕組みづくり事業(地域共生推進課)と地域支え合いサービス事業(経済振興課)について、介護保険法の地域支援事業の対象となるよう事業整理を行い、事業費の一部を一般会計から介護保険特別会計に移行することで、市負担分の80.75%を削減しました。									
効果の種別	定量的効果				指標	事業の統合による事業費の削減額				
効果	事業費の一部を一般会計から介護保険特別会計に移行したことにより、令和5年度は令和4年度と比較して市の一般財源負担額が約492万円削減できました。 R4: 942万円⇒R5: 450万円					R3	R4	R5	R6	R7
					目標		-	-		
					実績		-	492万円		
					実施状況		着手	実施		
					達成状況		-	-		

No	追加6	体系番号	1-①	取組名	会計整理による市の負担分軽減	所管課	地域包括ケア課		
計画内容	-								
実施内容	シルバーハウジング緊急通報システム事業及び緊急通報システム事業について、介護保険法で定める地域支援事業の対象となるよう、一般会計から介護保険特別会計に移行するといった会計整理を行うことで、市負担分の80.75%を削減しました。								
効果の種別	定量的効果			指標	事業の統合による事業費の削減額				
効果	事業費の一部を一般会計から介護保険特別会計に移行したことにより、令和5年度の市の一般財源負担額を約278万円削減できました。				R3	R4	R5	R6	R7
				目標		-	-		
				実績		-	278万円		
				実施状況		着手	実施		
				達成状況		-	-		

No	追加9	体系番号	1－①	取組名	会議録作成委託経費の削減	所管課	広報シティブロモーション課			
計画内容	委員会の会議録作成において、AI議事録を活用して議事録を作成することで、委託料の削減や契約事務の時間短縮を図ります。									
実施内容	委員会の会議録作成において、AI議事録を活用して議事録を作成することで、委託料の削減や契約事務の時間短縮を図りました。									
効果の種別	定量的効果				指標	決算額(円)				
効果	委託料7万円の削減や、契約事務の時間短縮(約2時間)を図ることができました。					R3	R4	R5	R6	R7
					目標			-		
					実績			7万円		
					実施状況			実施		
					達成状況			-		

No	追加10	体系番号	1－①	取組名	予算編成及び執行管理事務費に係る印刷製本費の削減			所管課	財政課	
計画内容	予算編成及び執行管理事務に係る業務を見直すことにより印刷製本費の削減を図ります。									
実施内容	地方自治法第243条の3第1項及び越谷市財政状況の公表に関する条例に基づき、年2回公表している小冊子「越谷市の財政状況」について、業者発注により作成していたものを、庁内作成とすることで経費の削減を図りました。									
効果の種別	定量的効果				指標	予算編成及び執行管理事務費に係る印刷製本費の削減額				
効果	予算編成及び執行管理事務費に係る印刷製本費の削減 令和5年度当初予算額 160万円 令和6年度当初予算額 130万円 ※効果額30万円は令和6年度に計上予定					R3	R4	R5	R6	R7
					目標			-		
					実績			-		
					実施状況			着手		
					達成状況			-		

No	追加11	体系番号	1－①	取組名	人事評価の検証結果報告書作成等業務の見直し			所管課	人事課	
計画内容	令和4年度まで外注していた人事評価の実施に係る検証結果報告書作成等業務委託を、令和5年度から職員が行うことにより、委託料の削減を図ります。									
実施内容	人事評価の実施に係る検証アンケート集計作業や検証結果の報告書作成について、エクセルのマクロを使用した集計ファイルを作成するなど自前で行えるようにしたことで、外注が不要となり、委託料を削減することができました。									
効果の種別	定量的効果				指標					
効果	○評価者研修等委託料の削減 約39万円					R3	R4	R5	R6	R7
					目標			-		
					実績			39万円		
					実施状況			実施		
					達成状況			-		

No	追加12	体系番号	1－①	取組名	重度心身障がい者手当支払決定通知書の廃止			所管課	障害福祉課
計画内容		重度心身障がい者手当の年4回(2・5・8・11月)の手当支給時に送付している支払決定通知書(はがき)を廃止することにより、経費の削減を図ります。							
実施内容		事前周知をしたうえで、令和5年8月支払い分から支払決定通知書を廃止しました。							
効果の種別		定量的効果			指標	経費の削減額			
効果	廃止に係る経費削減 手数料 約 6万円 印刷製本費 約18万円				R3	R4	R5	R6	R7
		目標					-		
		実績				24万円			
		実施状況				実施			
		達成状況				-			

5 健全財政の強化

③的確な債権確保と財源の掘り起こしの推進

No	追加7	体系番号	5－③	取組名	企業版ふるさと納税制度の推進			所管課	経済振興課	
計画内容		「企業版ふるさと納税」の仕組みを活用し、寄附という形で金銭の支援をいただき、自主財源の確保を図ります。								
実施内容		令和4年度から寄附の募集を開始し、チラシ配布や専用サイトへの掲載のほか、PR等支援業務委託先事業者を通じてPRを実施しました。								
効果の種別		定量的効果			指標	寄附受領額				
効果	○寄附受領額 1,350万円 ※効果額 1,187万円 寄附受領額(1,350万円)-投資経費(163万円)					R3	R4	R5	R6	R7
		目標					-	-		
		実績					2,130万円	1,350万円		
		実施状況					実施	実施		
		達成状況					-	-		

No	追加8	体系番号	5－③	取組名	ふるさと納税制度の拡充(クラウドファンディング、個人版)	所管課	市民活動支援課 青少年課 生活衛生課 スポーツ振興課 経済振興課			
計画内容	ふるさと納税専用サイト等を通じて、クラウドファンディングという形で自主財源の確保を図ります。 併せて、ふるさと納税制度(個人版)を推進します。									
実施内容	ふるさと納税専用サイト等を通じて、活動資金の調達を希望する団体の活動・事業内容やプレーパーク移動型拠点施設(車両)購入プロジェクト、しらこぼと運動公園競技場第3種公認再取得プロジェクトをPRし、クラウドファンディングによる寄附を募集しました。 併せて、ふるさと納税制度(個人版)を活用し寄附金を集め、快適で活力ある魅力的なまちづくりを推進しました。									
効果の種別	定量的効果				指標	寄附受領額(市民活動支援課)				
効果	【令和5年度】 ○クラウドファンディングによる寄附受領額 ・NPO等の支援 約257万円 …① ・プレーパーク移動型拠点施設(車両)購入プロジェクト 約24万円 …② ・しらこぼと運動公園競技場第3種公認再取得プロジェクト 約157万円 …④ ○ふるさと納税制度による寄附受領額 5,255万円(クラウドファンディングを除く) …⑤ ※効果額 約4,462万円 寄附受領額(約5,693万円)-投資経費(約1,231万円) 【令和4年度】 ○クラウドファンディングによる寄附受領額 ・NPO等の支援 約470万円 …① ・動物愛護推進プロジェクト 約333万円 …③ ○ふるさと納税制度による寄附受領額 約2,636万円(クラウドファンディングを除く) …⑤ ※効果額 約2,806万円 寄附受領額(約3,439万円)-投資経費(約633万円)				①	R3	R4	R5	R6	R7
					目標		-	-		
					実績		470万円	257万円		
					実施状況		実施	実施		
					達成状況		-	-		
					指標	寄附受領額(青少年課)				
					②	R3	R4	R5	R6	R7
					目標			-		
					実績			24万円		
					実施状況			実施		
					達成状況			-		
					指標	寄附受領額(生活衛生課)				
					③	R3	R4	R5	R6	R7
					目標		-			
					実績		333万円			
					実施状況		実施			
					達成状況		-			
					指標	寄附受領額(スポーツ振興課)				
					④	R3	R4	R5	R6	R7
					目標			-		
					実績			157万円		
					実施状況			実施		
					達成状況			-		
					指標	寄附受領額(経済振興課)				
					⑤	R3	R4	R5	R6	R7
					目標		-	-		
					実績		2,636万円	5,255万円		
					実施状況		実施	実施		
					達成状況		-	-		

越谷市行政改革の取組実績

行革 大綱	取組年度	歳出歳入効果額（円）	主な取組
第 1 次	昭和 60 年度	433,253,469	定員管理の適正化（保育所措置児童数減少に伴う保母減等）【123,866,356 円】
	昭和 61 年度	119,115,809	OA 化等事務改革の推進（福祉マスター管理システムの電算化等）【49,300,578 円】
	昭和 62 年度	168,627,966	OA 化等事務改革の推進（ワープロの活用に伴うタイピストの減等）【68,318,440 円】
	合計	720,997,244	
第 2 次	平成 7 年度	94,843,376	民間委託の推進（可燃物収集運搬業務委託等）【62,360,651 円】
	平成 8 年度	331,268,806	OA 化等事務改革の推進（第 2 学校給食センターの改修に伴い残る自校調理校を給食センターへ吸収等）【44,628,094 円】
	平成 9 年度	442,748,334	組織・機構の簡素合理化（公有財産の有効活用等）【64,330,594 円】
	平成 10 年度	138,667,482	使用料・手数料・分担金・負担金の適正化【156,451,217 円】
	平成 11 年度	107,588,216	使用料・手数料・分担金・負担金の適正化【135,476,276 円】
	合計	1,115,116,214	
第 3 次	平成 12 年度	823,775,215	公共工事のコスト縮減【578,217,000 円】
	平成 13 年度	412,024,586	経費の節減合理化等【2,912,078 円】
	平成 14 年度	659,947,752	定員管理の適正化（市費学校事務職員と学校校務主事の見直し）【152,026,236 円】
	平成 15 年度	459,092,125	給与の適正化（給与・期末手当の引き下げ）【307,100,000 円】
	平成 16 年度	154,985,923	省資源・省エネルギーの推進（率先実行計画の策定）【104,000,000 円】
	※平成 17 年度	228,730,300	事務事業の見直し（管理施設（学校宿舎）の廃止）【112,553,954 円】
	合計	2,738,555,901	
第 4 次	※平成 17 年度	171,882,704	省資源・省エネルギーの推進（率先実行計画の策定）【24,500,000 円】
	平成 18 年度	438,665,436	民間委託等の推進（保育所の効果的運営）【122,412,000 円】
	平成 19 年度	640,596,233	定員管理の適正化（定員管理計画の策定）【154,071,323 円】
	平成 20 年度	841,688,504	定員管理の適正化（定員管理計画の策定）【290,656,115 円】
	平成 21 年度	858,743,057	民間委託等の推進（保育所の効果的運営）【148,652,000 円】
	平成 22 年度	730,838,214	定員管理の適正化（定員管理計画の策定）【135,507,840 円】
	合計	3,682,414,148	
第 5 次	平成 23 年度	591,911,000	民間保育園の整備促進（施設整備費の削減）【301,085,000 円】
	平成 24 年度	915,137,000	地方公営企業の経営健全化（下水道使用料の改定）【592,095,000 円】
	平成 25 年度	283,043,000	民間保育園の整備促進（施設整備費の削減）【269,603,000 円】
	平成 26 年度	731,070,000	経費の節減合理化等（老人福祉センター使用者送迎バスの見直し）【19,118,000 円】
	平成 27 年度	961,893,000	民間保育園の整備促進（施設整備費の削減）【882,213,000 円】
	合計	3,483,054,000	
第 6 次	平成 28 年度	316,559,000	地方公営企業の経営健全化（下水道使用料の改定）【160,000,000 円】
	平成 29 年度	164,603,000	地方公営企業の経営健全化（下水道使用料の改定）【149,967,000 円】
	平成 30 年度	16,283,000	経費の削減（公共下水道における水洗化の促進）【1,933,000 円】
	令和元年度	10,080,000	省エネルギーの推進・経費の削減（道路照明灯の LED 化）【7,282,000 円】
	令和 2 年度	8,351,000	経費の削減（定型作業の RPA 導入による自動化）【4,773,000 円】
	合計	515,876,000	
第 7 次	令和 3 年度	166,099,000	特別会計事業・公営事業会計の財政健全化（公共下水道事業の経営改善）【134,000,000 円】
	令和 4 年度	191,321,000	経費削減の徹底（AI・RPA 活用による業務効率化と市民サービスの向上）【21,572,000 円】
	令和 5 年度	98,058,000	健全財政の強化（ふるさと納税制度の拡充）【44,620,000 円】
	令和 6 年度		
	令和 7 年度		
	合計	455,478,000	

※平成 17 年度は、第 3 次と第 4 次でカウント

第 1 次～第 7 次 累計効果額

127 億 1,149 万 1,507 円

事務事業評価(事後評価)実施結果報告書(案)

(令和5年度(2023年度)実施事業)

令和6年(2024年) ●月

越 谷 市

<目 次>

I 事務事業評価(事後評価)の概要	1
1 目的	1
2 実施時期と実施内容.....	1
3 実施手順.....	1
4 評価対象事業.....	2
5 評価方法.....	2
(1) 総合評価.....	2
(2) 個別評価.....	2
6 評価結果.....	4
7 今後の方向性.....	5

I 事務事業評価(事後評価)の概要

1 目的

事務事業評価(事後評価)(以下、「事後評価」という。)は、行政運営の中に計画(PLAN)→実施(DO)→検証(CHECK)→改善(ACTION)のマネジメント・サイクルを回すことにより、経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報)の最適配分を図り、計画に位置付けられた施策を総合的・計画的・効果的に推進していくことを目的とする。

2 実施時期と実施内容

令和6年度に行った事後評価の実施時期と実施内容は図表 1-1 のとおりである。

図表 1-1:【事務事業評価の実施時期と実施内容】

実施時期	実施内容
令和6年 5～7 月	事後評価実施
令和6年8月	行政経営推進本部会議へ報告
令和6年8月	行政経営審議会へ報告
令和6年8月以降	市民へ公表 組織定数の調整や予算編成の参考資料として評価結果を活用

3 実施手順

図表 1-2 のとおり、令和6年度の評価対象となる各事業について、事業課において評価を行った。その後、行政管理課において集計を行い、その結果を組織・定数の調整や行政改革ともリンクさせるほか、予算編成の参考資料として活用する。

図表 1-2:【事務事業評価(事後評価)の実施手順】

項目		担当	担当課	行政管理課	財政課
1	対象事業の確認	確認			
2	事務事業評価表等の作成	作成・評価	評価		
3	評価表等の提出		提出	確認	
4	集計			集計	
5	予算編成の参考資料として活用				活用
6	予算編成				予算査定
7	公表			公表	

4 評価対象事業

行政管理課において評価対象事業の選定基準(図表 1-3)に基づき28 事業を対象とした。(詳細は別添参考資料「事務事業評価(事後評価)対象事業」のとおり)

図表 1-3:【評価対象事業の選定基準】

- ① 令和5年度事後評価の総合評価において「C」又は「D」と評価された事業
- ② 令和5年度事後評価の今後の方向性において「縮小・再構築の方向で検討」と回答した事業
- ③ 前年度実施の外部評価対象事業
- ④ 企業版ふるさと納税対象事業
- ⑤ クラウドファンディング実施事業
- ⑥ インセンティブ制度の対象事業として報告する予定の事業

5 評価方法

(1) 総合評価

事業課において、各事業について個別評価を踏まえた上で、課題の有無や内容、改善の程度等によりAからDまでの4段階(図表 1-4)で総合評価を行った。

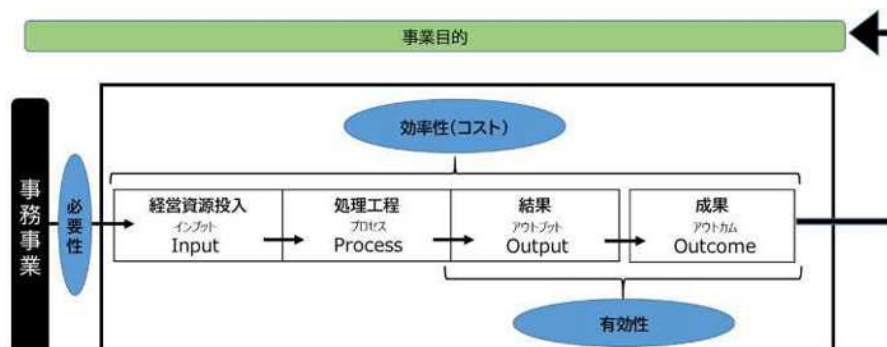
図表 1-4:【総合評価の内容】

評価	内容
A	事業内容は適切である
B	課題が少しあり事業の一部見直しが必要
C	課題が多く事業の大幅な見直しが必要
D	事業の休・廃止を含めた検討が必要

(2) 個別評価

事業課において、各事業について必要性(市が担うことの必要性が高いか)、有効性(事業の成果が出ているか)、効率性(最少の資源投入量で最大の結果が出ているか)の視点(図表 1-5)に基づき、個別評価を行った。具体的には、各評価視点につき3つの評価項目(図表 1-6)を設け、それぞれについて評価を行った。

図表 1-5【事務事業と評価視点との関連図】



図表 1-6:【評価視点と評価項目】

項目	評価の視点	
必要性	社会的なニーズ	社会情勢等の変化を踏まえ、自治体が実施する事業としてふさわしいか
	市が実施すべき妥当性	国、県に類似する事業がなく、民間企業による実施やサービスの確保が困難で市が主体となって実施する意義があるか
	民間との連携	市単独ではなく、民間企業と連携して実施可能な事業かどうか
有効性	事業目的達成への繋がり	事業成果の向上が、事業目的の達成につながっているか
	事業見直しの必要性	事業の実施内容（活動量）に見合った十分な成果が出ているか、成果をあげるための事業の見直しを随時行っているか
	ニーズの傾向	事業の対象者からどの程度の事業実施のニーズがあるか、ニーズを把握しているか
効率性	活動量の成果	事業の活動量（人工、コスト等）に見合った成果が出ているか
	将来コストの見込み	事業を継続する場合、その人工、コストの増減見込み
	受益者負担の適正度	受益と負担の適正化が図られているか

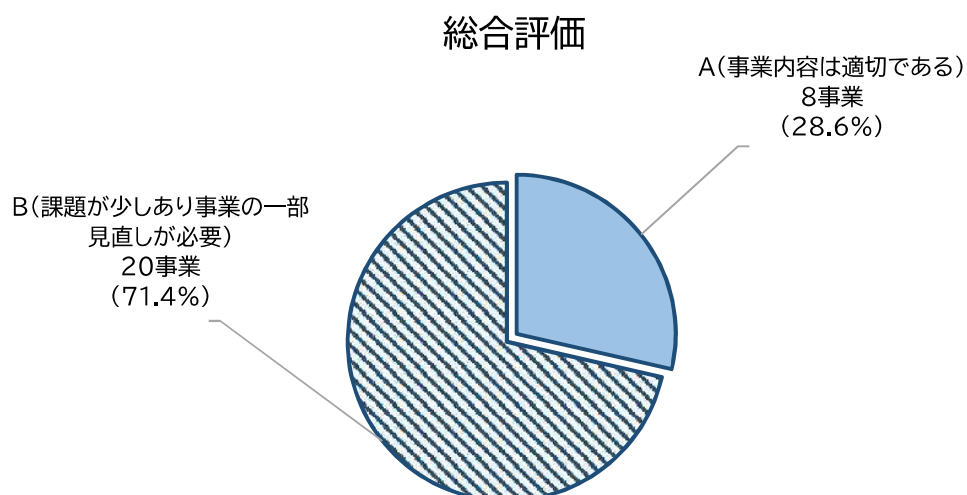
6 評価結果

事業の総合評価として、A(事業内容は適切である)、B(課題が少しあり事業の一部見直しが必要)、C(課題が多く事業の大幅な見直しが必要)、D(事業の休・廃止を含めた検討が必要)の4段階評価を実施し、その結果を集計した。

評価対象とした28事業中、A評価は8事業(28.6%)、B評価は17事業(71.4%)、C評価及びD評価は0事業となった。(図表1-7)

図表 1-7:【総合評価 集計結果及び構成比】

総合評価	事業数	構成比
A(事業内容は適切である)	8	28.6%
B(課題が少しあり事業の一部見直しが必要)	20	71.4%
C(課題が多く事業の大幅な見直しが必要)	0	0%
D(事業の休・廃止を含めた検討が必要)	0	0%
合計	28	100%



7 今後の方向性

事業課において、総合評価を踏まえた各事業の今後の方向性として、「現状のまま継続」、「見直しの上継続」、「縮小・再構築の方向で検討」「休・廃止の方向で検討」の4段階で示した。(図表 1-8)。

28 事業のうち、「現状のまま継続」は7事業(25.0%)、「見直しの上継続」は 17事業(60.7%)、「縮小・再構築の方向で検討」は 4 事業(14.3%)、「休・廃止の方向で検討」は 0 事業となった。

図表 1-8:【今後の方向性 集計結果及び構成比】

今後の方向性	説明	事業数	構成比
現状のまま継続	方法等に問題がなく、現状とおり事業を継続することが妥当であると判断されたもの。	7	25.0%
見直しの上継続	一定の成果があがっているが、事業手段・内容の変更等によってさらに成果の向上が見込まれると判断されるもの。	17	60.7%
縮小・再構築の方向で検討	一定の成果があがっているが、サービスの供給が過大になっている、コストの節減が必要であるなどと判断されるもの。	4	14.3%
休・廃止の方向で検討	事業の目的・意義が低下しているもの、成果がほとんど見られないもの等、事業の休止や廃止が妥当であると判断されたもの。	0	0%
合計		28	100%

今後の方向性

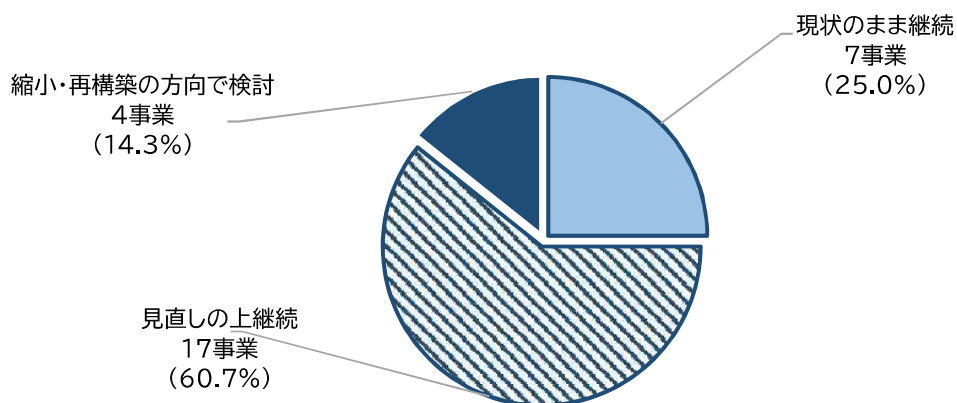


図 1-8 で縮小・再構築の方向で検討とした4事業

頁	番号	課名	事業名
8	060107	市民活動支援課	交流館運営費
9	060115	市民活動支援課	交流館施設改修費
10	060116	市民活動支援課	交流館施設管理費
23	110601	経済振興課	地域商業活性化事業(まちなか賑わい創出事業費補助金等)